

第4次阪南市障がい者基本計画及び 第6期阪南市障がい福祉計画・ 第2期阪南市障がい児福祉計画

令和3(2021)年3月

阪南市

はじめに

このたび、令和3年度（2021年度）から6年間を計画期間とする「第4次阪南市障がい者基本計画」、3年間を計画期間とする「第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、前回の計画の基本理念「～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～」を継承し、さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」という本市の理念も踏まえ、障がい者（児）の施策全般の方向性を示すものとして本計画を策定しました。



本計画は「地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援」を基本目標の一つとして掲げ、地域の相談支援体制の強化や連携を図るために、直営で基幹相談支援センターを設置し、多機関との連携、権利擁護・虐待防止などに取り組んでおります。

また、障がい者（児）の特性やライフステージに応じた施策の推進にも取り組み、当事者同士やその家族等の情報交換の場の提供などのピアサポート活動への支援、地域生活移行や就労支援等の充実を図ることで、障がい者（児）の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えた支援に取り組むこととしております。

そして、重層的な支援体制の構築を図り、障がい者（児）支援のみならず、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「くらし丸ごと相談室」を設置し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を展開しております。

さらに、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛の要請がなされました。コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえながら障がい者（児）の支援を充実、強化を図るべく、本計画においても障がい者（児）支援にかかる感染症対策についても継続して取り組むこととしております。

こうした取り組みを通じて、全ての障がい者（児）の意思が尊重され、保健・医療・福祉・地域団体などの各関係団体と連携し、本計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、本市の障がい者施策の推進に向けて市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

阪南市長 水野 謙二

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 障がい者基本計画策定の趣旨	1
1-2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本理念	7
1 計画の基本理念	7
第3章 障がい者・障がい児をとりまく現状	8
1 障がい者等の推移	8
2 障がい者等アンケート調査結果	12
3 障がい者団体・事業所ヒアリング結果	41

第2部 第4次阪南市障がい者基本計画

第1章 基本理念と基本目標	54
1 計画の基本理念	54
2 計画の基本目標	54
3 施策体系	57
第2章 障がい者施策の課題と方向	58
基本目標1 地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援	58
基本目標2 保健・医療・福祉の連携による支援	68
基本目標3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備	73
基本目標4 雇用・就業の支援	76
基本目標5 障がい者に配慮したまちづくりの推進	78
基本目標6 多様な手段による情報アクセシビリティの推進	80
基本目標7 安全・安心に暮らすまちづくりの推進	82
基本目標8 差別の解消及び権利擁護の推進	85
基本目標9 行政サービス等における配慮	90

第3部 第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画

第1章 基本理念と基本視点	92
1 計画の基本理念	92
2 計画の基本視点	92
第2章 第6期阪南市障がい福祉計画	94
1 計画の成果目標について	94
2 計画の活動指標について	106
第3章 第2期阪南市障がい児福祉計画	132
1 計画の成果目標について	132
2 計画の活動指標について	135
3 子ども・子育て支援事業計画との連携	138

第4部 阪南市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画策定にあたって	144
1 計画策定の趣旨	144
2 基本計画の位置づけ	144
3 基本計画の期間	145
4 本市の成年後見制度をとりまく現状と課題	145
第2章 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方	148
1 目標	148
2 基本的な考え方	148
第3章 具体的な施策等の方針	151
1 中核機関の設置・運営形態の方針	151
2 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的整備方針	151
3 「チーム」「協議会」の具体化の方針	152
4 成年後見市長申立と利用助成の実施	152

第5部 計画の推進・管理体制

第1章 推進体制の整備	154
1 計画の進捗管理	154
2 国・府・近隣自治体との連携強化	154
3 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化	154
第2章 計画の円滑な推進に向けた取り組み	155
1 地域自立支援協議会を中核にした相談・支援体制の充実・強化	155
2 情報提供体制の充実	157
3 障がい者への理解の促進	157
4 一般就労への移行支援の強化	157
5 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所等の民間活動の育成・支援	157

資料編

1 阪南市障害者施策推進協議会条例	159
2 阪南市障害者施策推進協議会委員名簿	160
3 計画の主な策定経過	161
4 用語解説	162

「障がい」の表記について

阪南市では、

- 人を表すときに「害」の字を用いることは人権尊重の観点からも好ましくない。
- 「害」の字を用いることにより、不快に思う市民の方々の思いへの配慮が必要である。
- この取り組みを推進することで、市民が「障がい」に対する理解を示すきっかけとなる。

以上のことを鑑み、「人の状態」を表す場合は「障害」の表記を「障がい」とひらがなで表記することとしています。

但し、法令名、法定の制度の名称、他の機関の名称など固有名詞、医学用語・学術用語等については漢字で表記しています。

【例】障害者総合支援法、身体障害者福祉法、阪南市障害者施策推進協議会、〇〇身体障害者リハビリテーションセンターなど

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1-1 障がい者基本計画策定の趣旨

本市では、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする「第3次阪南市障がい者基本計画」を策定し、障がいの特性、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んできたところです。

このたび、国が平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」を平成30(2018)年3月に策定したこと、また、大阪府では令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第5次大阪府障がい者計画」を令和2(2020)年度中に策定することから、こうした国、府の動きを踏まえ、本市の障がいのある人に関わる施策の基本方向について、前計画の基本理念、基本目標を継承しながら、新たな取り組みも加え「第4次阪南市障がい者基本計画」として策定します。

【国「障害者基本計画(第4次)」の概要(一部抜粋)】

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画** (障害者基本法第11条に基づき策定)

【計画期間】 **平成30(2018)年度からの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会(障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会)での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた **障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき **社会のあらゆる活動に参加し**、その **能力を最大限発揮して自己実現** できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ^(※)向上の視点を取り入れていく
(※)アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

(※)障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

出典) 内閣府ホームページ「障害者基本計画(第4次)概要」

1-2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の趣旨

本市では、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間を計画期間とした「第5期阪南市障がい福祉計画及び第1期阪南市障がい児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第5期阪南市障がい福祉計画及び第1期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標達成度を検証し、国や府の指針を踏まえて「第6期阪南市障がい福祉計画及び第2期阪南市障がい児福祉計画」として策定します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

1. 基本指針について <ul style="list-style-type: none"> 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント <ul style="list-style-type: none"> 地域における生活の維持及び継続の推進 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化等 障害福祉人材の確保 福祉施設から一般就労への移行等 発達障害者等支援の一層の充実 障害者の社会参加を支える取組 「地域共生社会」の実現に向けた取組 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 障害福祉サービス等の質の向上 	
3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)	
① 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 	④ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新) 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新) 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減) 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準) 	⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 	⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
	⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典) 厚生労働省ホームページ「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要」

【国の障がい者施策にかかる動向】

和暦	西暦	障がい者施策に関する法制度・計画
平成 18	2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法施行 ・ 各自治体に『障害福祉計画』の策定を義務化 ・ 3障がいのサービスを一元化 ・ 利用者本位のサービス体系へ再編 ・ 障害程度区分を導入 など
平成 24	2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法[※]）施行 ・ 虐待を発見した者に市町村への通報を義務付け ・ 虐待が疑われる家庭への立入調査 など
平成 25	2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法[※]）」への改正 ・ 障がい者の範囲に難病等を追加 ・ 障害程度区分から障害支援区分へ改正 ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）施行 ・ 調達方針の策定・公表、調達実績の取りまとめ・公表
平成 26	2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約[※]）を批准
平成 28	2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法[※]）施行 ・ 障がいを理由とする差別の禁止 ・ 合理的な配慮に関する環境の整備 など ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）施行 ・ 成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・ 『ニッポン一億総活躍プラン』 ・ 地域共生社会[※]の実現 ・ 障がい者・難病患者・がん患者等の活躍支援 ・ 発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）施行
平成 30	2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）施行 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法及び児童福祉法）施行 ・ 各自治体に『障がい児福祉計画』の策定を義務化
令和 2	2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）成立、令和 3 年施行

2 計画の位置づけ

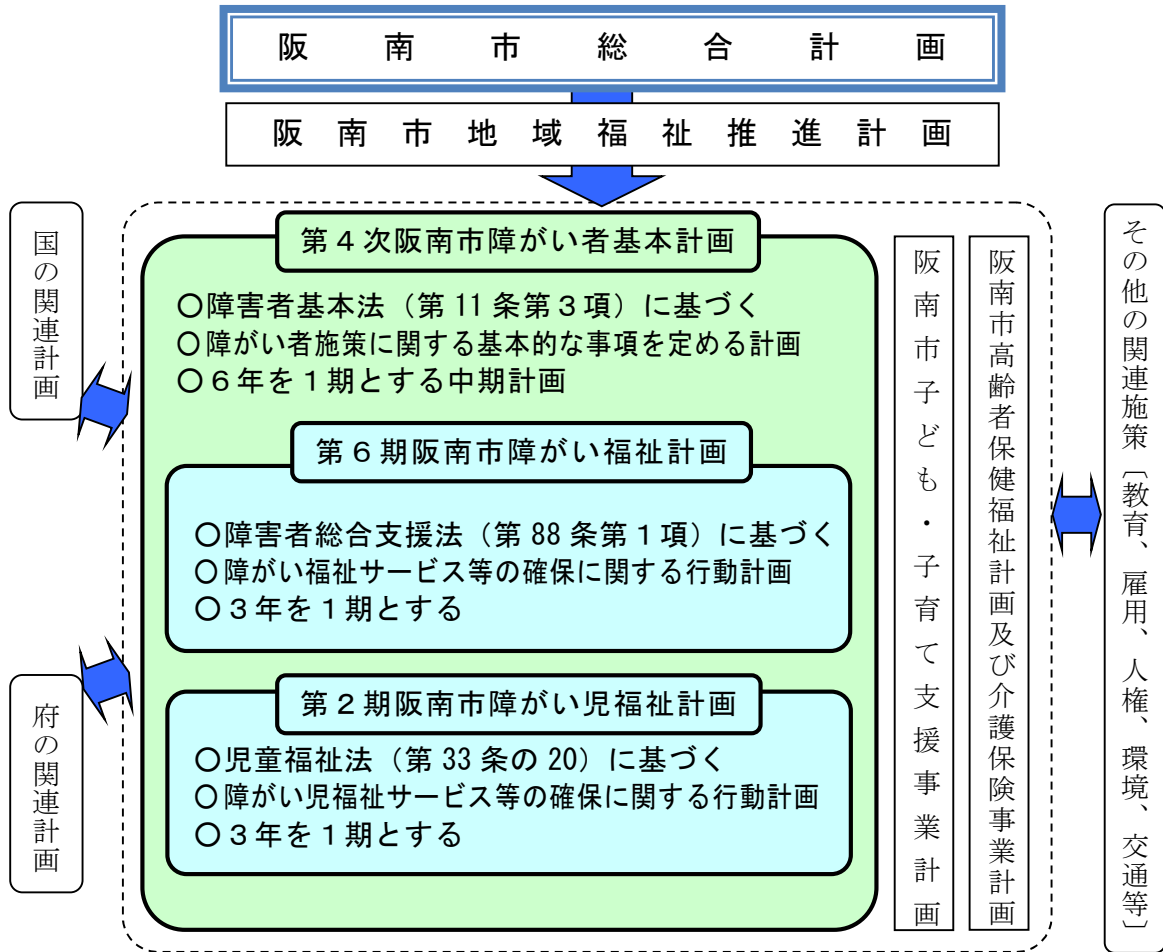
「第4次阪南市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者基本計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

「第6期阪南市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、阪南市障がい者基本計画の中の生活支援にかかる実施計画的な位置づけの計画として、整合性をもって推進します。

「第2期阪南市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正（第33条の20）により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市は一体的に作成するものとします。

また、これらの計画は、本市の最上位計画である「阪南市総合計画」（平成24年～令和3年）、上位計画である「第3期阪南市地域福祉推進計画」（平成29年～令和3年）、他の福祉計画との整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月策定）及び大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」（令和2年度中に策定）との整合性にも留意しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

「第4次阪南市障がい者基本計画」は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間を計画期間として策定します。「第6期阪南市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間として策定します。

また、関連する法制度、社会情勢の変化等に対応するため、各年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第3次障がい者基本計画			第4次障がい者基本計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			

4 計画の策定体制

(1) 阪南市障害者施策推進協議会の開催

本計画の策定は、学識経験者、公募市民、関係団体・機関、福祉事業者や行政職員で構成する「阪南市障害者施策推進協議会」において、計画内容について協議を行いました。

(2) 障がい者等アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、18歳以上65歳未満で障がい者手帳を所持している方、18歳未満で障がい者手帳を所持している方及び特別な支援を必要とする方に対し、アンケート調査を実施しました。また、阪南市民が利用している障がい福祉サービス事業所を対象に、今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業^{*}等に関する意向を伺い、計画策定の基礎資料とするためのアンケートを実施しました。

(3) 障がい者団体・事業所等へのヒアリングの実施

本計画の策定にあたっては、障がいのある市民の方ご本人やそのご家族、事業所等の方々に意見を伺うためのヒアリング調査を実施し、計画の基礎資料としました。

(4) パブリックコメント^{*}による市民意見の募集

本計画について計画素案の段階で広く市民の声を募集するため、市ウェブサイト、市民情報コーナー及び市窓口において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

全ての市民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係を超えて、ともに支え合うことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「地域共生社会」の実現をめざす必要があります。

また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域の力で進める必要があります。

そのため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、障がい者が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げ、その一員として責任を分担できる“だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり”をめざします。

本計画においては、第3次阪南市障がい者基本計画、第5期阪南市障がい福祉計画・第1期阪南市障がい児福祉計画で掲げた基本理念が、今後も本市がめざすべき社会の姿をあらわしていると考え、この基本理念を継承し推進するとともに、障がい者を、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体としてとらえ、自己実現できるよう、地域での支え合いと心の通い合うまちづくりに向けて施策を推進します。

この基本理念は、阪南市障がい者基本計画、阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画共通の基本理念とします。

第3章 障がい者・障がい児をとりまく現状

1 障がい者等の推移

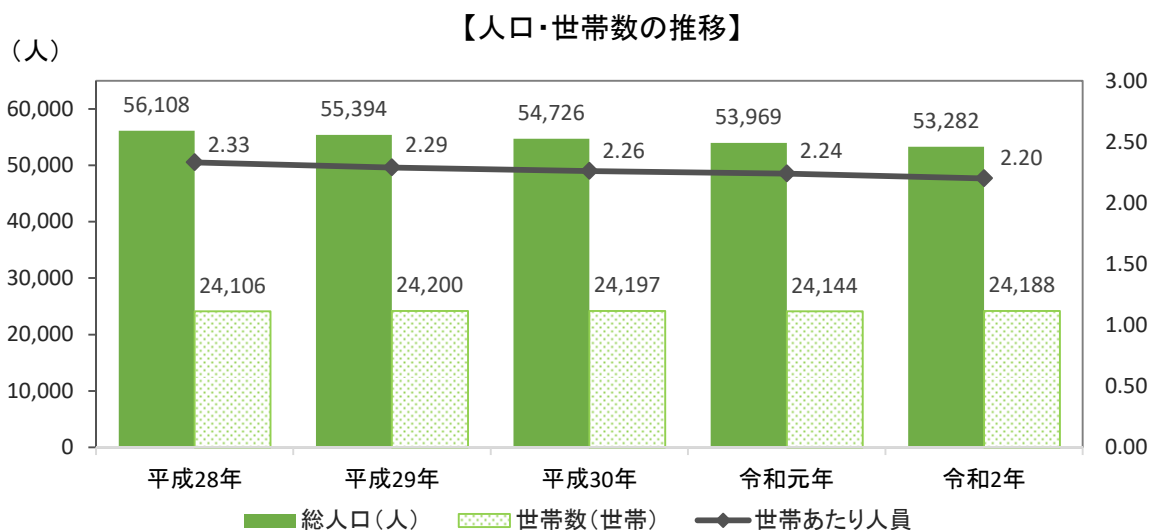
(1) 人口・世帯数の推移

本市の近年の人口は、減少傾向で推移しており、令和2年9月末現在で53,282人となっています。また、世帯数はほぼ横ばいで推移し、令和2年9月末現在で24,188世帯となっています。一方、世帯あたり人員は減少し続けています。

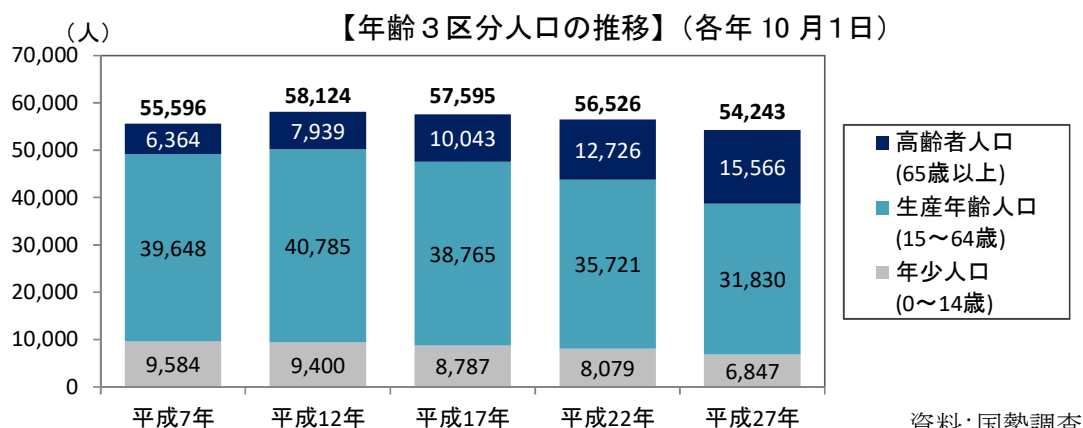
【人口・世帯数の推移】(各年9月末現在)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(人)	56,108	55,394	54,726	53,969	53,282
世帯数(世帯)	24,106	24,200	24,197	24,144	24,188
世帯あたり人員	2.33	2.29	2.26	2.24	2.20

資料:住民基本台帳



国勢調査による本市の長期的な年齢3区分人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。



(2) 障がい者等の状況

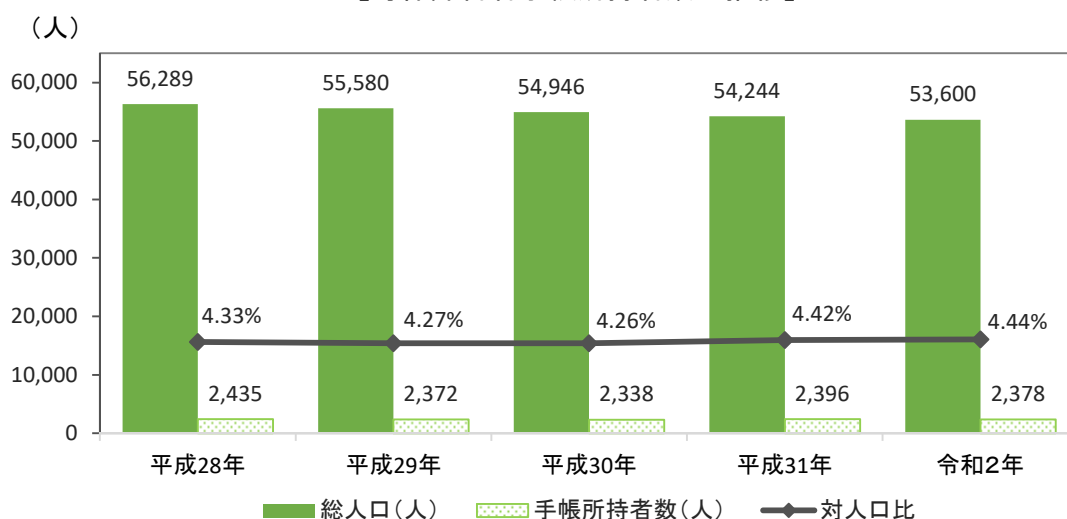
①身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移し、令和2年3月末現在で 2,378人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
総人口(人) (a)	56,289	55,580	54,946	54,244	53,600
手帳所持者 数(人)(b)	2,435	2,372	2,338	2,396	2,378
対人口比 (b/a)	4.33%	4.27%	4.26%	4.42%	4.44%

【身体障害者手帳所持者数の推移】



身体障がいのある人について等級別にみると、視覚障がいでは1級、聴覚・平衡機能障がいでは6級、音声・言語・咀嚼機能障がいでは3級、肢体不自由では4級、内部障がいでは1級がそれぞれ最も多くなっています。

【障がい区分別・等級別・身体障害者手帳所持者数(令和2年3月末)】

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	41	37	9	7	19	5	118
聴覚・平衡 機能障がい	11	26	24	64	2	93	220
音声・言語・ 咀嚼機能障がい	1	1	14	13			29
肢体不自由	230	283	226	390	145	54	1,328
内部障がい	406	8	87	182			683
合計	689	355	360	656	166	152	2,378

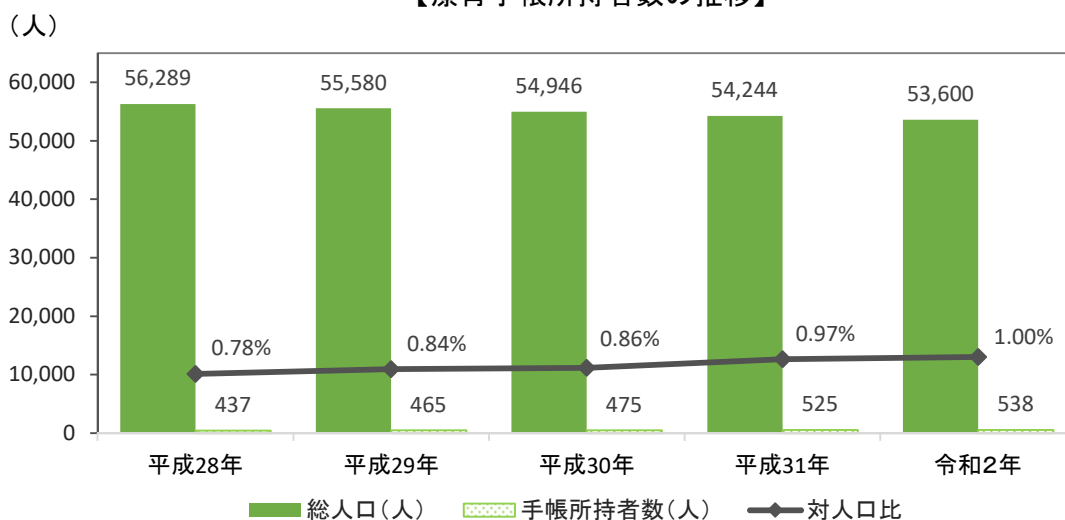
②知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和2年3月末現在で 538 人となっています。

【療育手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
総人口(人) (a)	56,289	55,580	54,946	54,244	53,600
手帳所持者 数(人)(b)	437	465	475	525	538
対人口比 (b/a)	0.78%	0.84%	0.86%	0.97%	1.00%

【療育手帳所持者数の推移】



知的障がいのある人について等級別にみると、A(重度)とB2(軽度)がそれぞれ 203 人と多くなっています。

【等級別・療育手帳所持者数(令和2年3月末)】

A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
203	132	203	538

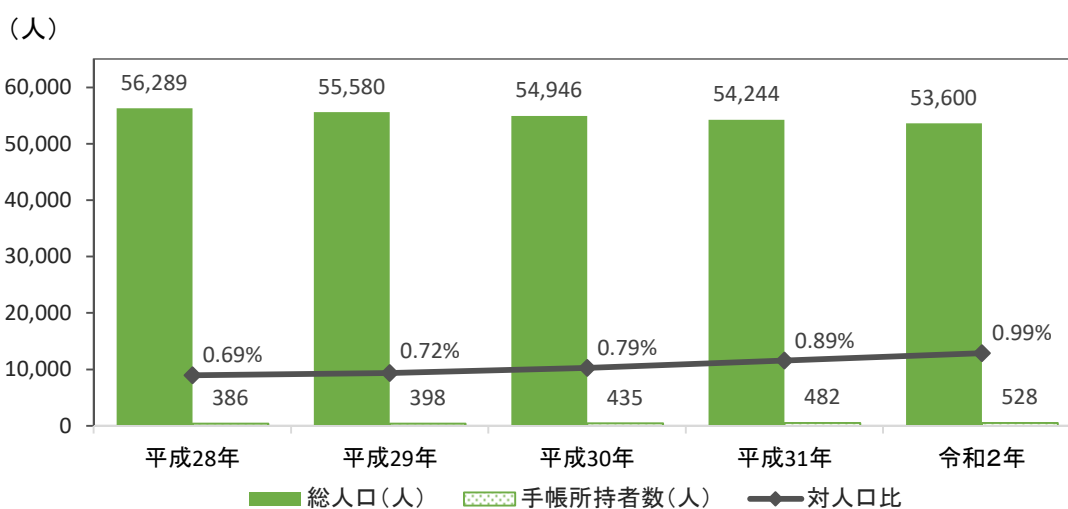
③精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和2年3月末現在で528人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年3月末現在)】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口(人) (a)	56,289	55,580	54,946	54,244	53,600
手帳所持者 数(人)(b)	386	398	435	482	528
対人口比 (b/a)	0.69%	0.72%	0.79%	0.89%	0.99%

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



精神障がいのある人について等級別にみると、2級が324人で最も多くなっています。

【等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数(令和2年3月末)】

1級	2級	3級	合計
43	324	161	528

また、自立支援医療(精神通院)受給者数については、年々増加しています。

【自立支援医療(精神通院)受給者の推移(各年3月末現在)】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人数	982	1,017	892	973	994

2 障がい者等アンケート調査結果

【調査目的】 本調査は、令和3年度を初年度とする第4次障がい者基本計画などの策定にあたり、本市にお住まいの18歳以上～65歳未満で障がい者手帳を所持している方、18歳未満で障がい者手帳を所持している方、および特別な支援を必要とする方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、また、障がい福祉サービス事業所を対象に、今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をお伺いし、阪南市のサービス見込み量算出の基礎資料として活用することを目的としています。

【調査実施要項】

	調査区分		
	障がい者調査	障がい児調査	事業所アンケート
(1) 調査対象	市内在住の18歳以上～65歳未満の障がい者手帳所持者	市内在住の18歳未満の障がい者手帳所持者、および特別な支援を必要とする方	阪南市民が利用している大阪府内の障がい福祉サービス事業所
(2) 配布数	1,200件	222件 (手帳所持者150件) (非所持者72件)	48件
(3) 有効回収数 [有効回収率]	477件 [39.8%]	85件 [38.3%] (手帳所持者51件[34.0%]) (非所持者34件[47.2%])	35件 [72.9%]
(4) 調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収 (手帳所持者) 郵送及び窓口配布・郵送回収 (非所持者) 特別児童扶養手当対象者に窓口で配布	郵送配布・郵送回収
(5) 調査期間	令和2年8月3日～8月21日 (障がい児調査の手帳非所持者は9月18日回答期限)		

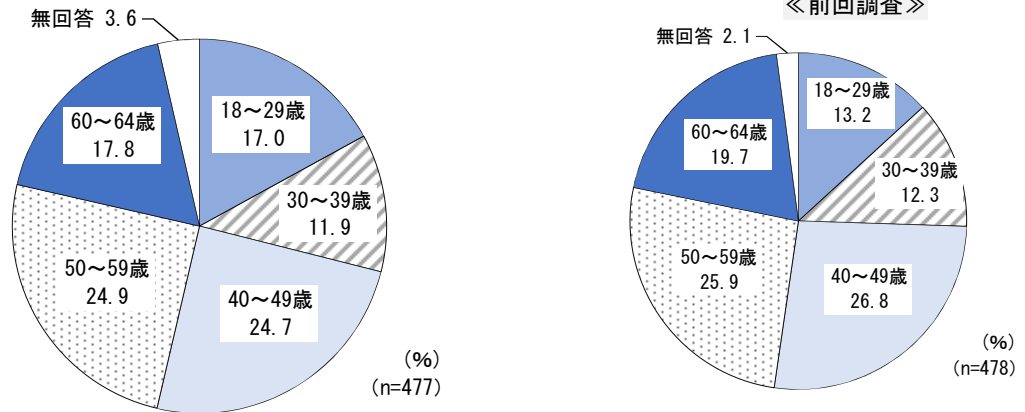
【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「N数 (number of case)」は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。
- 図表中に次のような表示などがある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。
 - ・ MA % (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを全て選択する場合
 - ・ 3LA% (3 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
 - ・ 2LA% (2 Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合
- 「身体」「知的」「精神」の3障がいについて、図表中では手帳所持の状況をもとに、それぞれ「身体」「療育」「精神」と記しています。

(1) 障がい者調査

①回答者の状況

回答者の年齢は、「50～59歳」が24.9%、「40～49歳」が24.7%と多く、合わせると、40～50歳代が約半数（49.6%）を占めています。



【障がい種別 年齢】

障がい種別にみると、身体では「60～64歳」が30.1%、療育では「18～29歳」が33.1%、精神では「40～49歳」が30.4%と、それぞれ最も多くなっています。

	調査数 (人)	年齢 (%)						無回答
		18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳		
身体	239	6.7	9.6	20.9	29.3	30.1	3.3	
療育	151	33.1	17.9	22.5	19.2	2.0	5.3	
精神	148	16.9	12.8	30.4	28.4	8.1	3.4	

【障がい種別】

身体：身体障害者手帳所持者

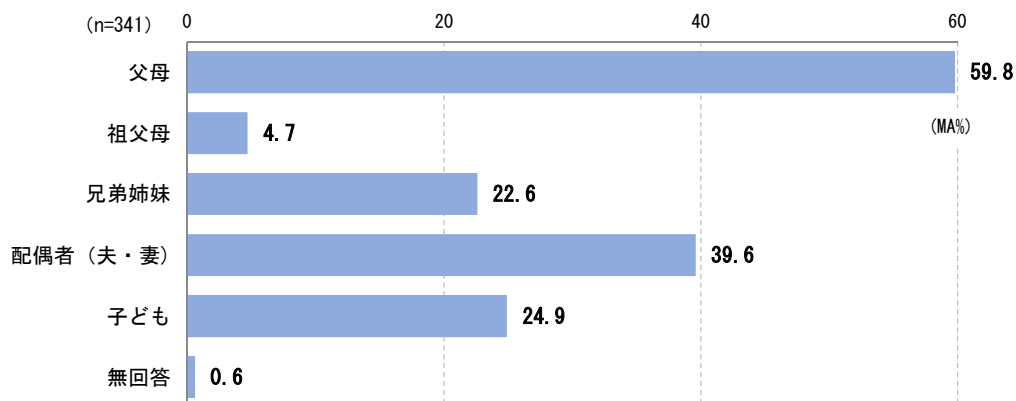
療育：療育手帳所持者

精神：精神障害者保健福祉手帳所持者

(以降、同様)

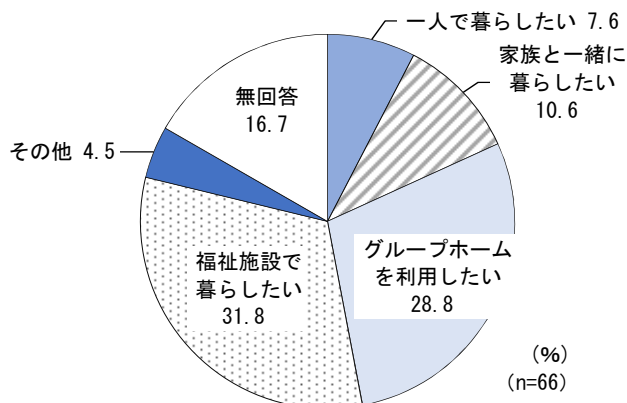
②同居の状況【複数回答】

現在、家族と暮らしていると回答した人の同居家族としては、「父母」が59.8%と最も多く、次いで「配偶者（夫・妻）」が39.6%、「子ども」が24.9%となっています。



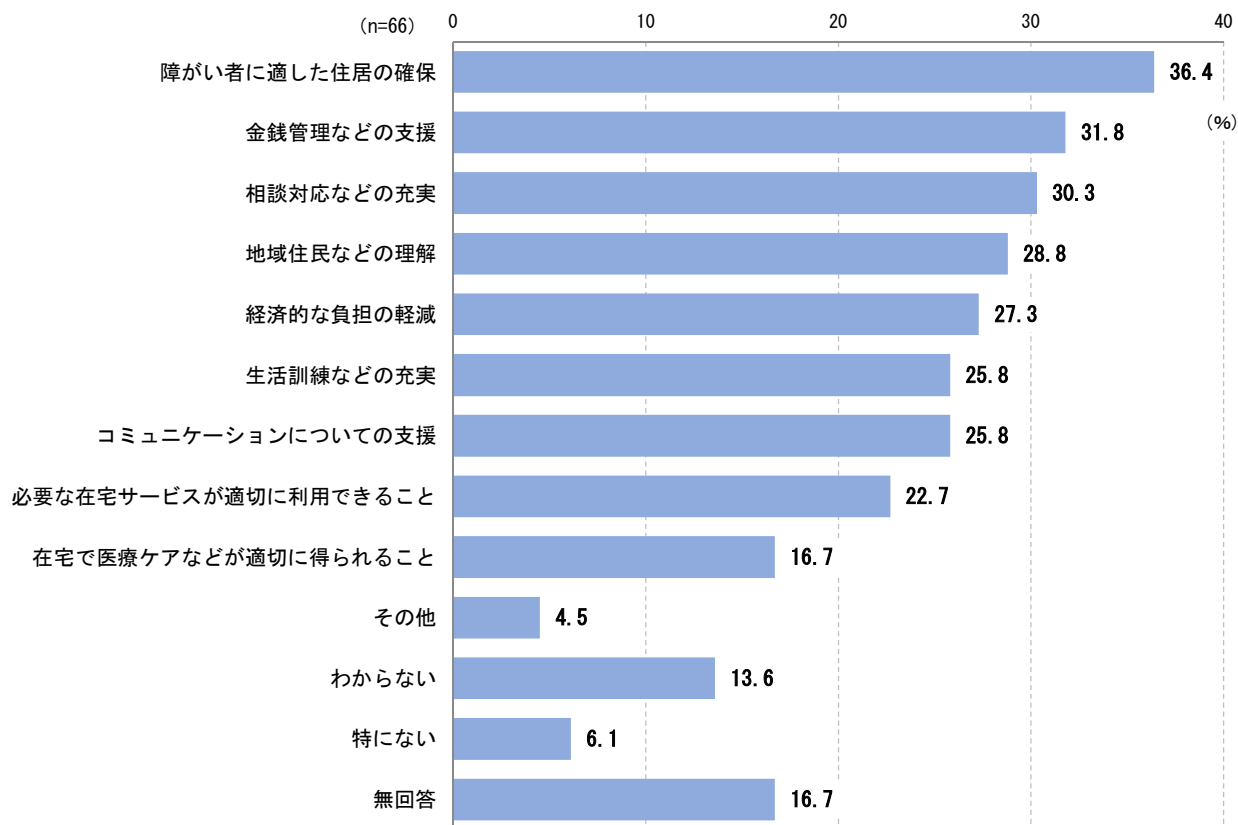
③希望する暮らし方

現在入所（入院）している人が今後3年以内に希望する暮らし方として、「福祉施設で暮らしたい」が31.8%、「グループホームを利用したい」が28.8%と多く、「一人で暮らしたい」は7.6%、「家族と一緒に暮らしたい」は10.6%となっています。



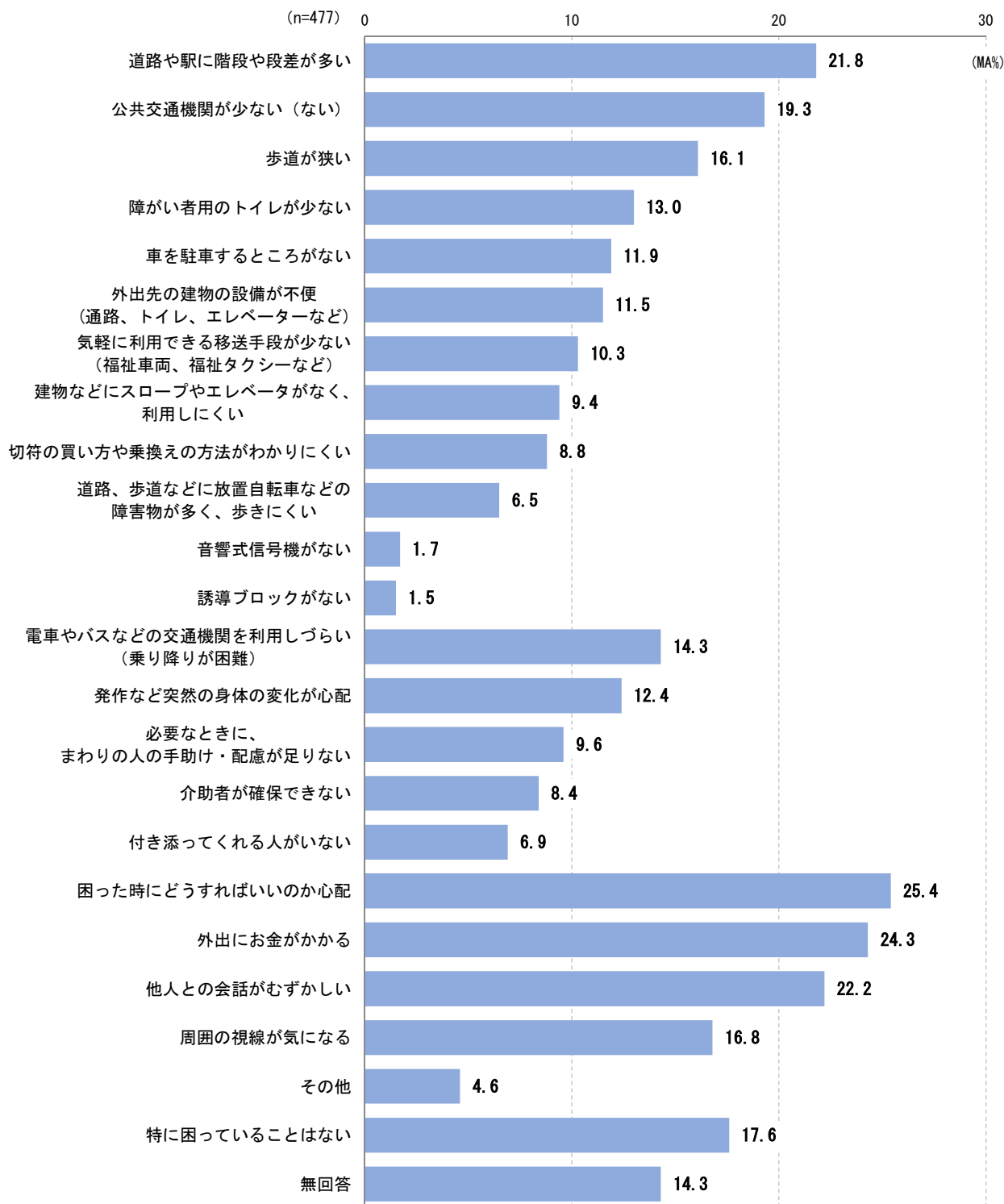
④地域で生活するための支援【複数回答】

現在入所（入院）している人に対し、地域で生活するためにどのような支援があればよいと思うかたずねたところ、「障がい者に適した住居の確保」が 36.4%と最も多く、次いで「金銭管理などの支援」が 31.8%、「相談対応などの充実」が 30.3%となっています。



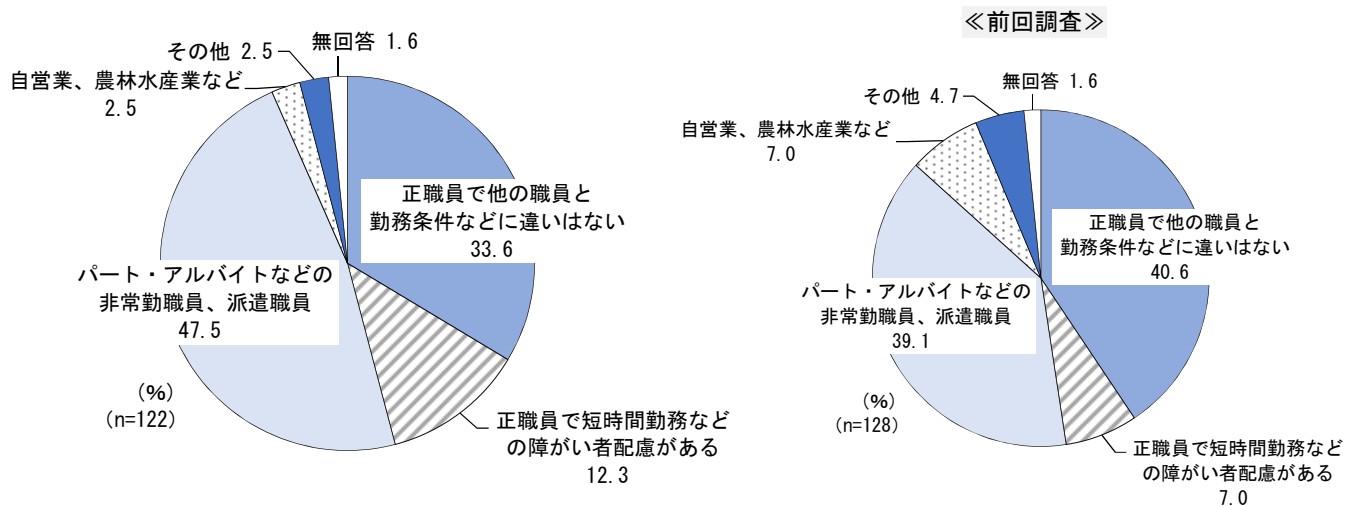
⑤外出について困ること【複数回答】

外出について困ることとしては、「困ったときにどうすればいいのか心配」が 25.4%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が 24.3%、「他人との会話がむずかしい」が 22.2%、「道路や駅に階段や段差が多い」が 21.8%、「公共交通機関が少ない（ない）」が 19.3%となっています。



⑥現在の就労形態

現在就労している人の就労形態としては、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が33.6%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が12.3%となっており、合わせると、正社員として働いている割合は4割台（45.9%）となっています。一方、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が47.5%みられ、前回調査（39.1%）から8.4ポイント増えています。



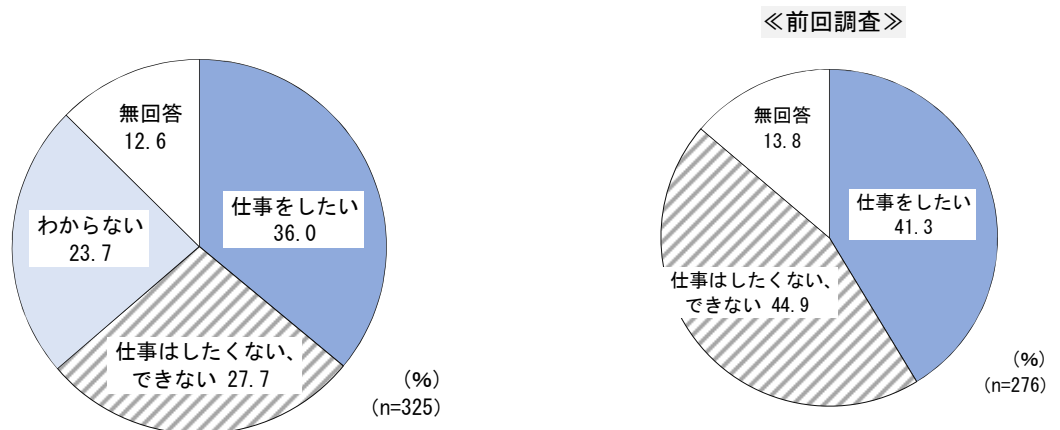
【障がい種別 就労形態】

障がい種別にみると、正社員として働いている割合が、身体では5割台みられるのに対し、精神では3割台と低く、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が6割台を占めています。

	調査数 (人)	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない (%)	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある (%)	パート・アルバイト、派遣職員 (%)	自営業、農林水産業など (%)	その他 (%)	無回答 (%)
身体	66	48.5	6.1	39.4	3.0	1.5	1.5
療育	20	25.0	15.0	50.0	0.0	5.0	5.0
精神	38	10.5	21.1	65.8	0.0	2.6	0.0

⑦今後の就労意向

現在就労していない人のうち、今後3年以内の就労意向としては、「仕事をしたい」が36.0%に対し、「仕事はしたくない、できない」が27.7%となっています。



※「わからない」は前回調査になく新規項目

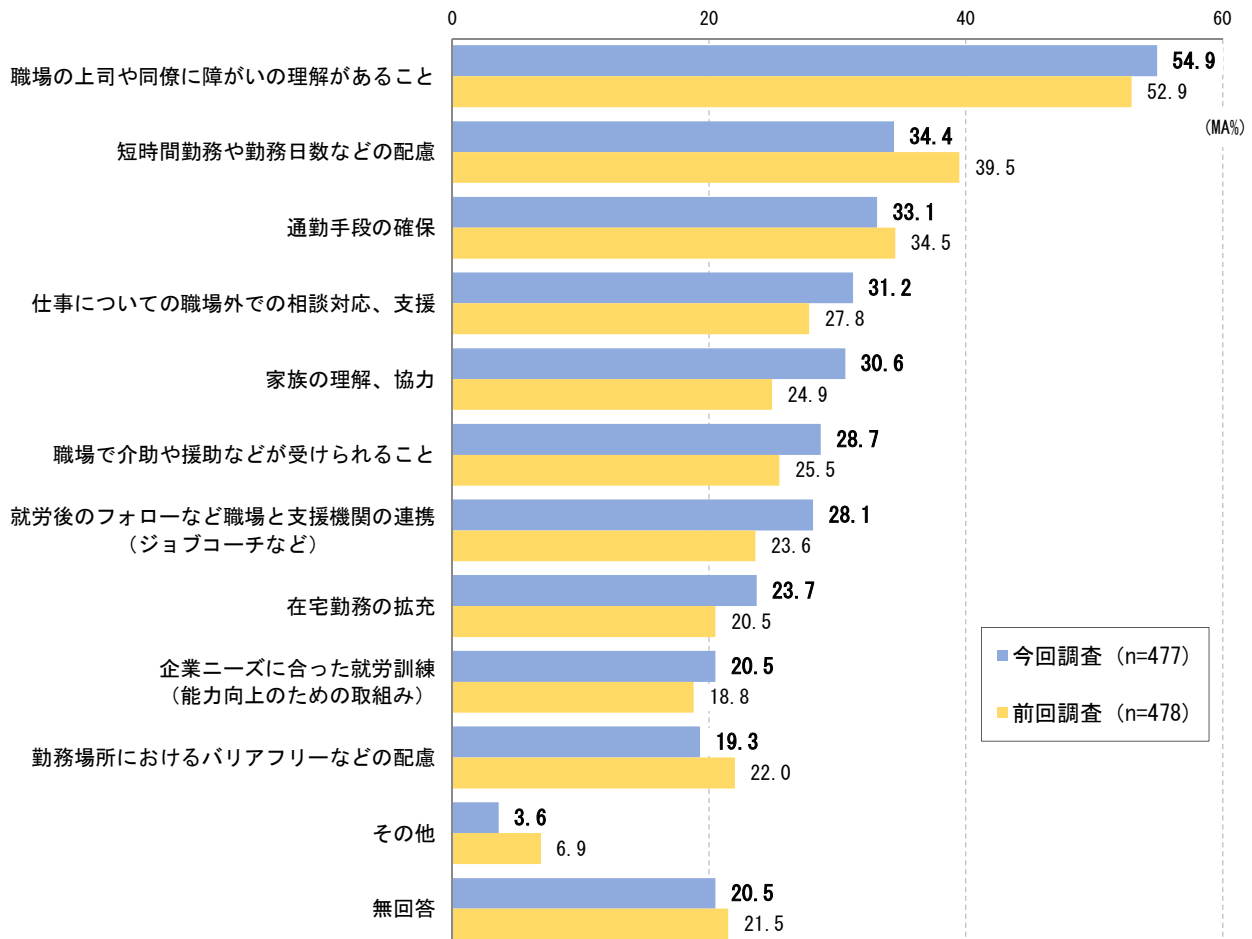
【障がい種別 就労意向】

障がい種別にみると、「仕事をしたい」が、身体（30.7%）、療育（29.4%）でともに約3割に対し、精神では47.1%と高くなっています。

	調査数（人）	仕事をしたい	仕事はしたくない、できない	わからない	無回答
身体	153	30.7	37.3	19.6	12.4
療育	119	29.4	21.8	32.8	16.0
精神	102	47.1	23.5	19.6	9.8

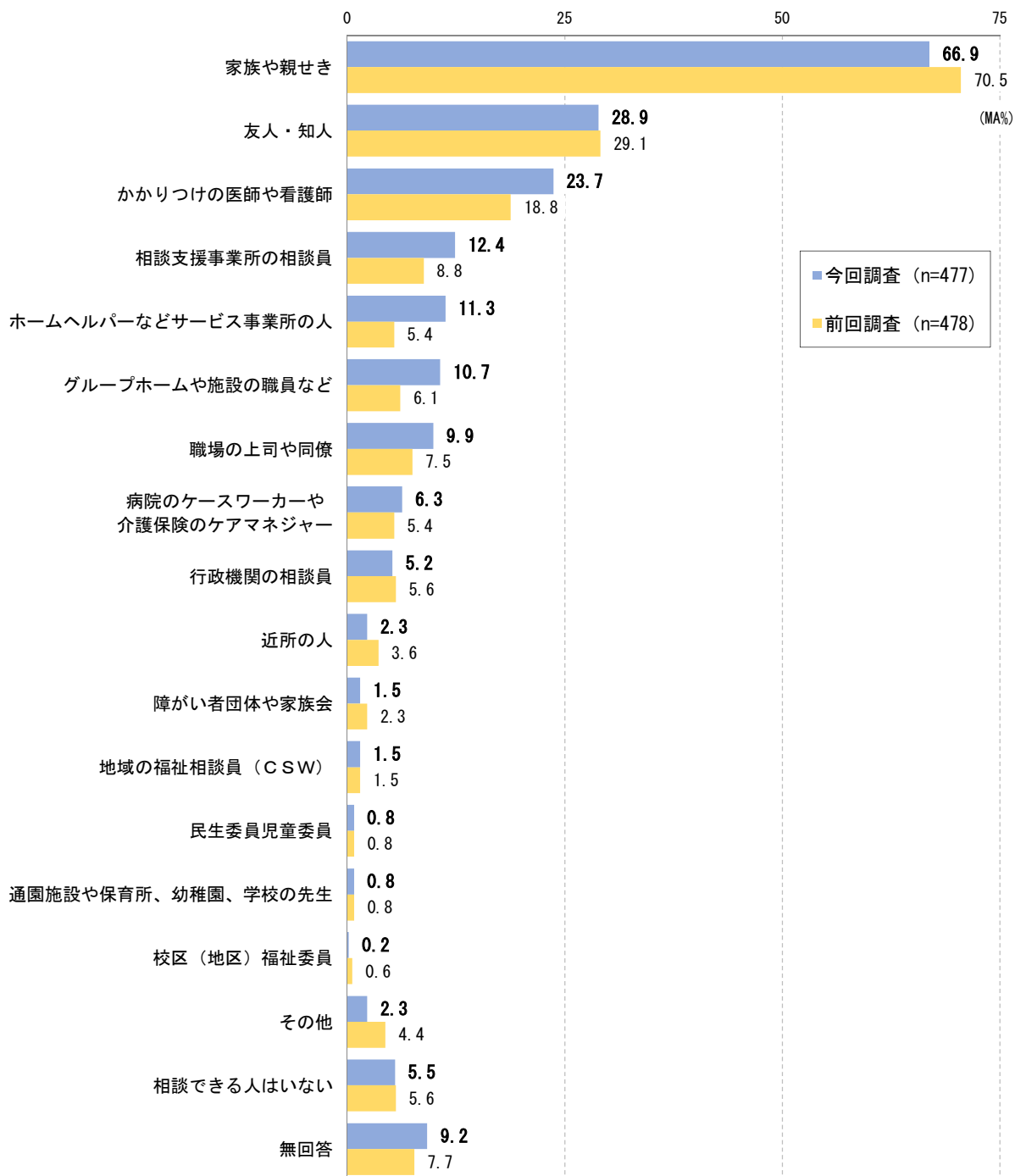
⑧障がい者の就労支援として必要なこと【複数回答】

障がい者の就労支援として必要と思うこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が54.9%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が34.4%、「通勤手段の確保」が33.1%となっています。前回調査と比べると、多くの項目で割合は増えており、特に「家族の理解、協力」(今回30.6%、前回24.9%)では5.7ポイント増えています。



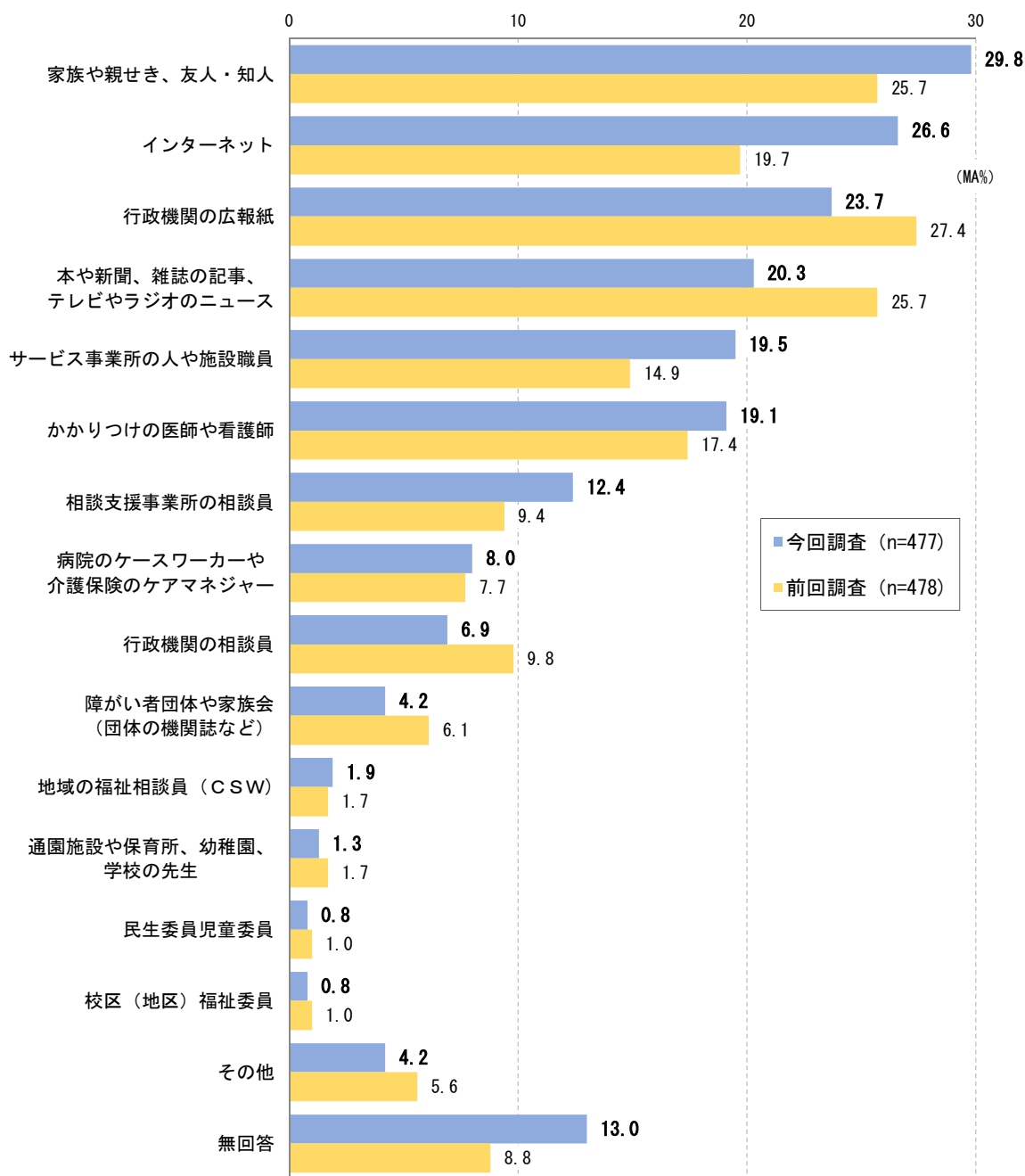
⑨悩みや困ったことの相談先【複数回答】

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」が66.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が28.9%となっています。これに続くのが、「かかりつけの医師や看護師」で23.7%となっており、前回調査（18.8%）から4.9ポイント増えています。一方、「相談できる人はいない」は5.5%となっています。



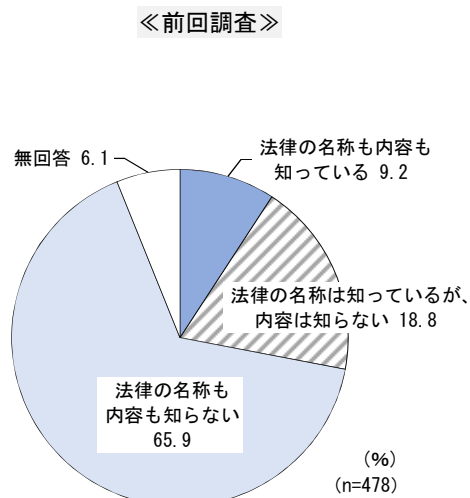
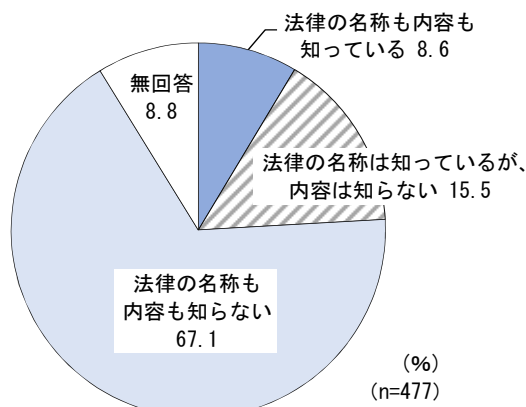
⑩福祉サービスなどに関する情報源【複数回答】

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いかたずねたところ、「家族や親せき、友人・知人」が29.8%と最も多くなっています。また、「インターネット」が26.6%と次いで多くなっており、前回調査（19.7%）から6.9ポイント増えています。一方、「行政機関の広報紙」（23.7%）、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（20.3%）については、ともに前回調査から減っています。



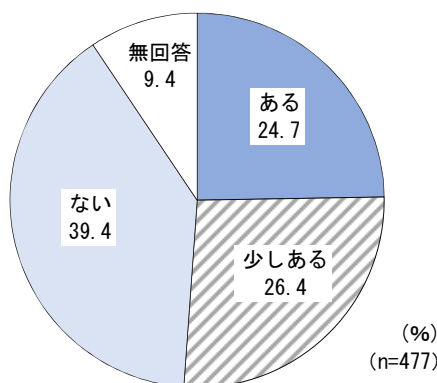
⑪障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法について、「法律の名称も内容も知っている」は8.6%となっており、前回調査（9.2%）と同様に1割未満にとどまっています。



⑫差別や偏見、嫌がらせ等を受けた経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるという割合（「ある」「少しある」の計）は、全体の5割台（51.1%）となっている。



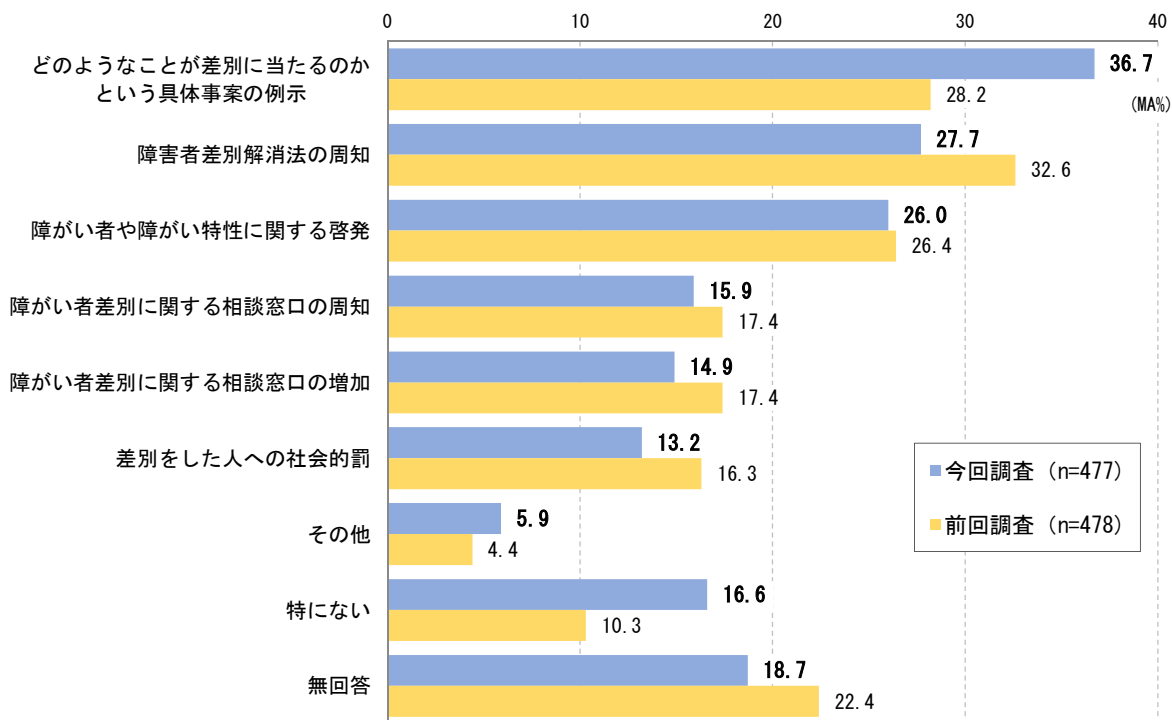
【障がい種別 差別や嫌な思いをした経験】

障がい種別にみると、差別や嫌な思いをしたことがあるという割合が、身体で23.0%、療育で28.5%、精神で24.3%となっています。

	調査数 (人)	割合 (%)			
		ある	少しある	ない	無回答
身体	239	23.0	21.3	46.0	9.6
療育	151	28.5	25.2	29.8	16.6
精神	148	24.3	37.8	32.4	5.4

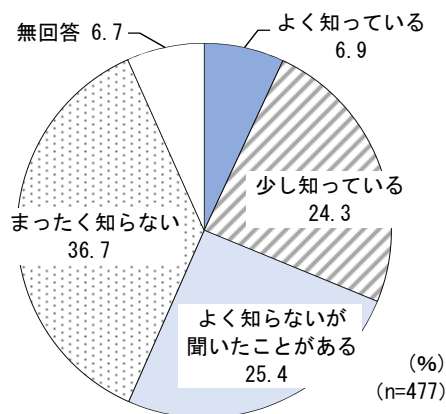
⑬差別がなくなるために必要と思う配慮や取り組み【複数回答】

差別がなくなるためにどういった配慮や取り組みが必要と思うかたずねたところ、「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が36.7%と最も多く、前回調査（28.2%）から8.5ポイント増えています。また、これに続くのが、「障害者差別解消法の周知」で27.7%、「障がい者や障がい特性に関する啓発」で26.0%となっています。



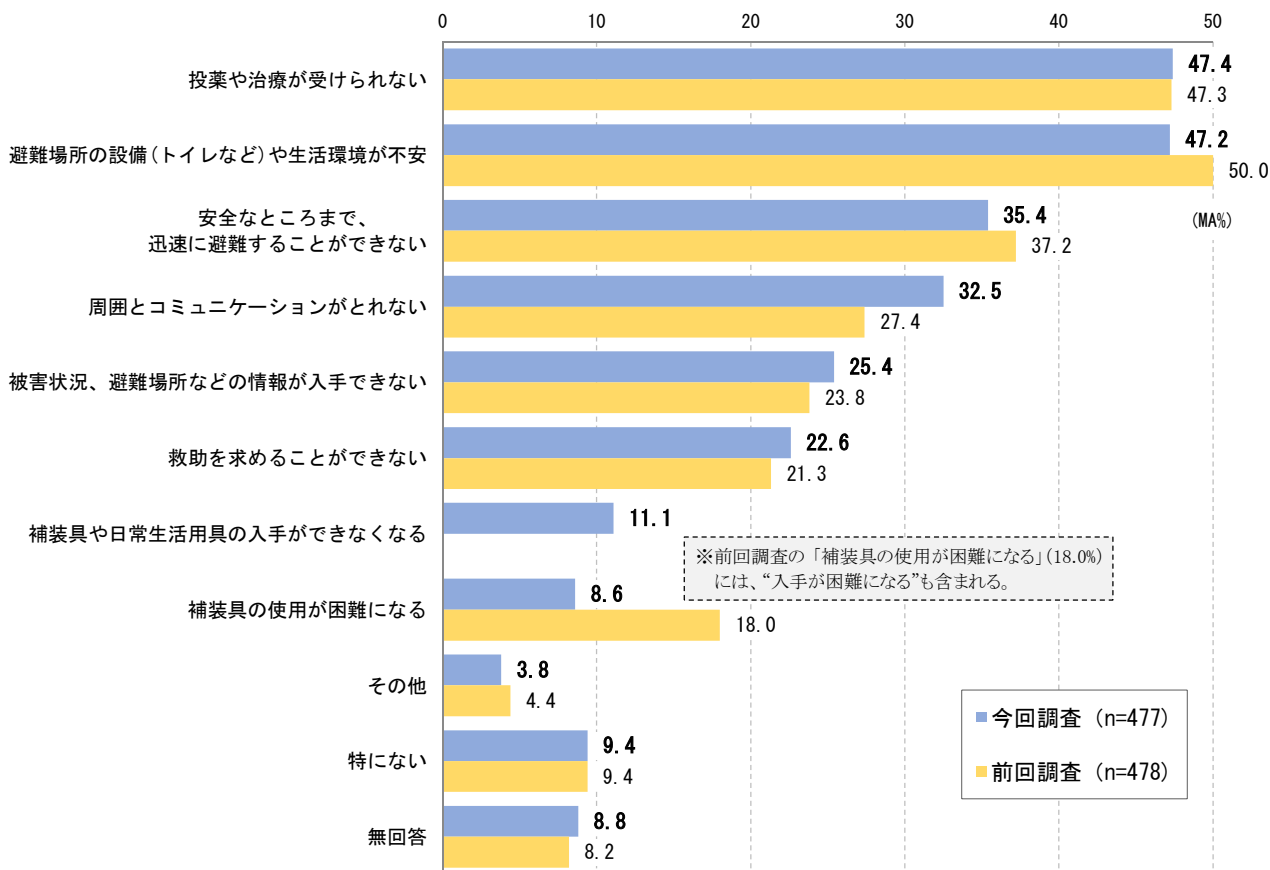
⑭成年後見制度の認知度

成年後見制度について知っているという割合（「よく知っている」「少し知っている」の計）は、全体の3割台（31.2%）となっています。



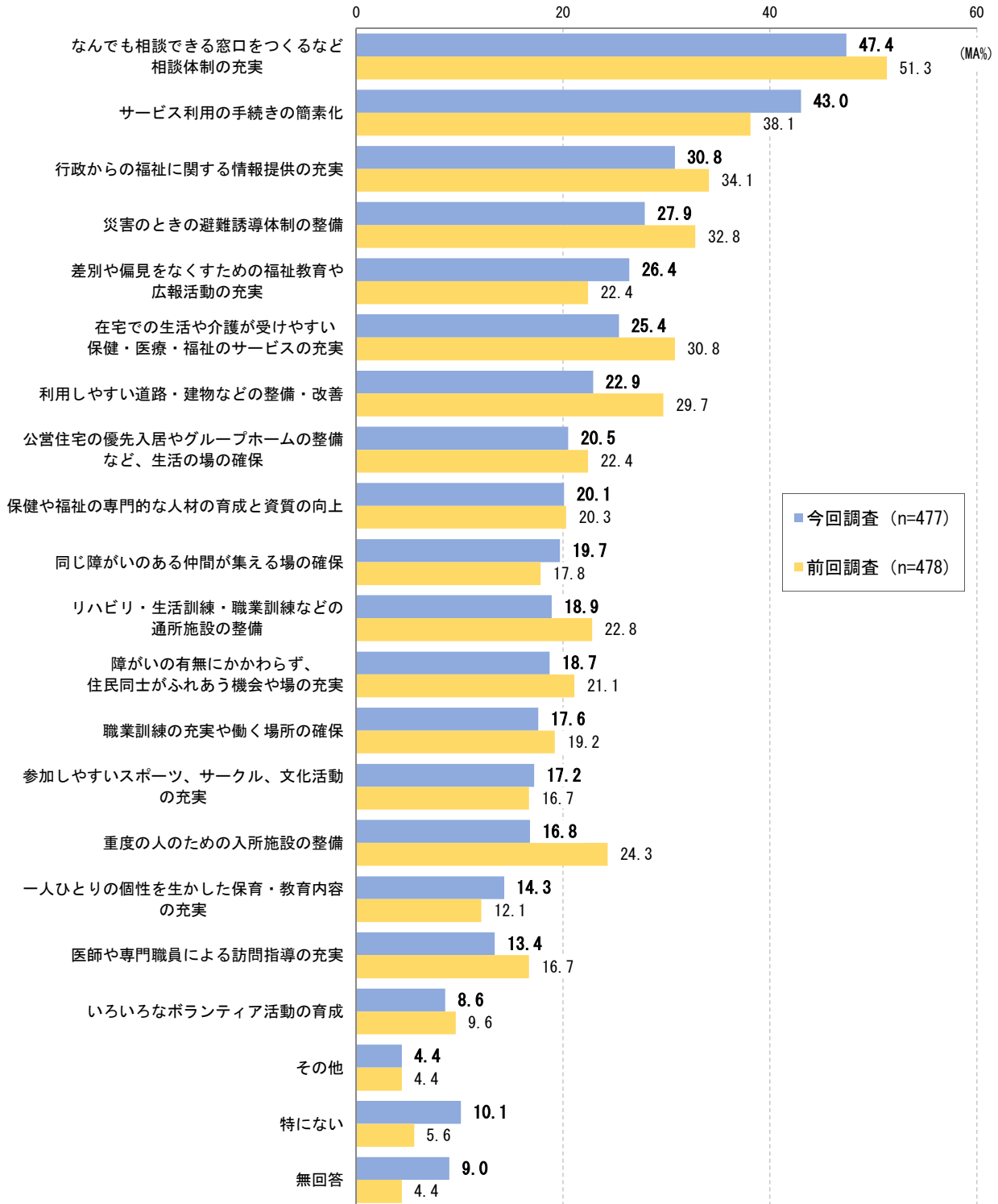
⑮災害時に困ること【複数回答】

災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」が47.4%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が47.2%と多く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難することができない」で35.4%となっています。前回調査と比べると、「周囲とコミュニケーションがとれない」（今回32.5%、前回27.4%）が5.1ポイント増えています。



⑯障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと【複数回答】

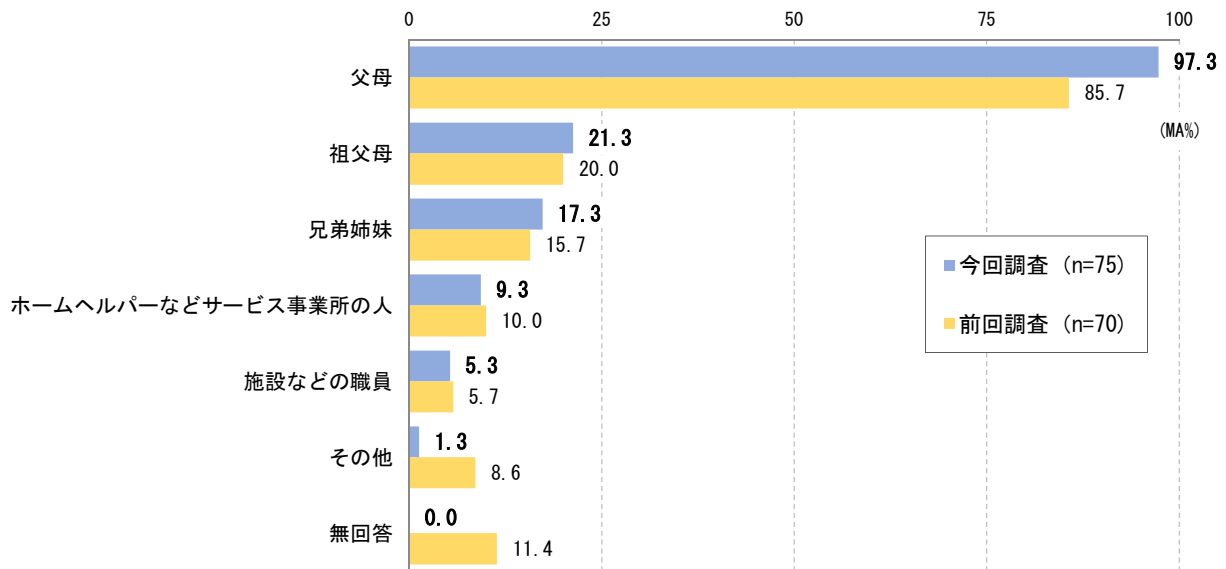
障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこととしては、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が47.4%と最も多くなっています。また、これに続くのが、「サービス利用の手続きの簡素化」で43.0%となっており、前回調査（38.1%）から4.9ポイント増えています。



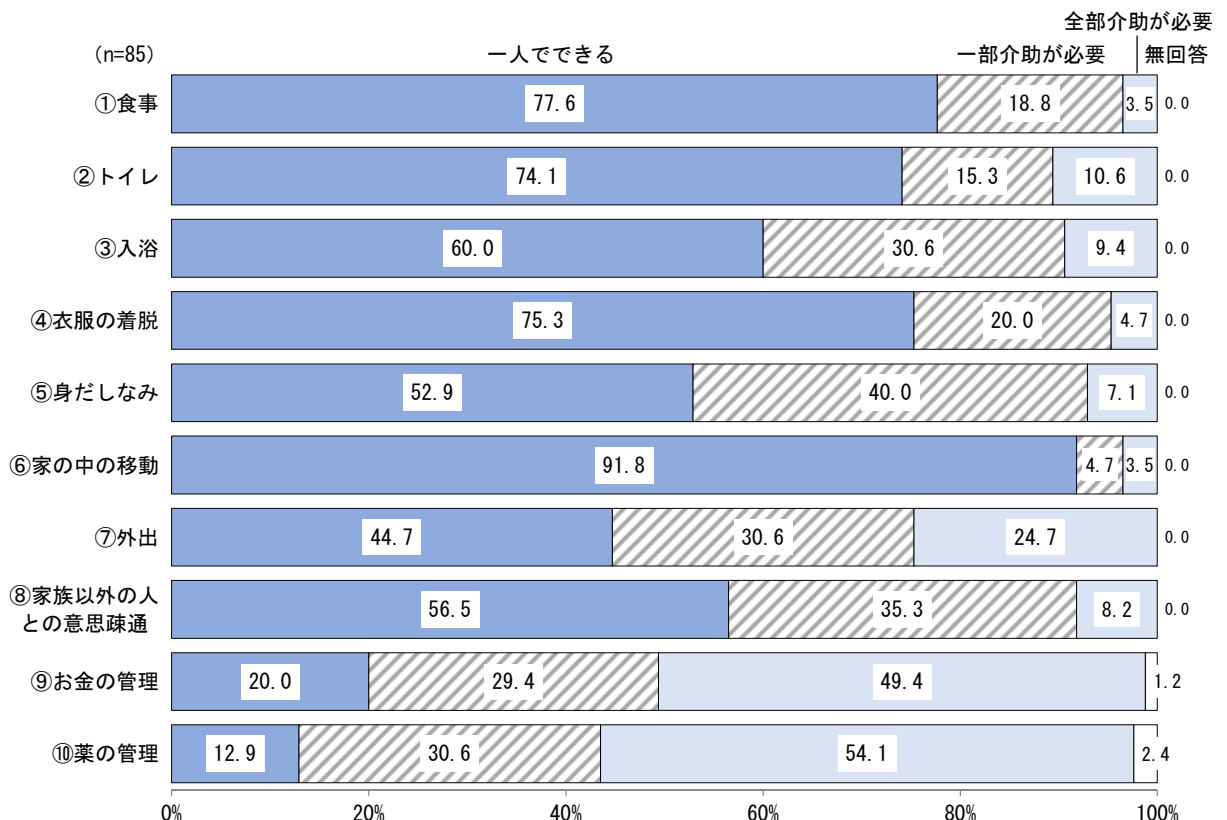
(2) 障がい児調査

①主な介助者と介助が必要なこと【複数回答】

日常生活において介助が必要という対象者の具体的な介助者としては、「父母」が97.3%と最も多く、前回調査（85.7%）から11.6ポイント増えています。

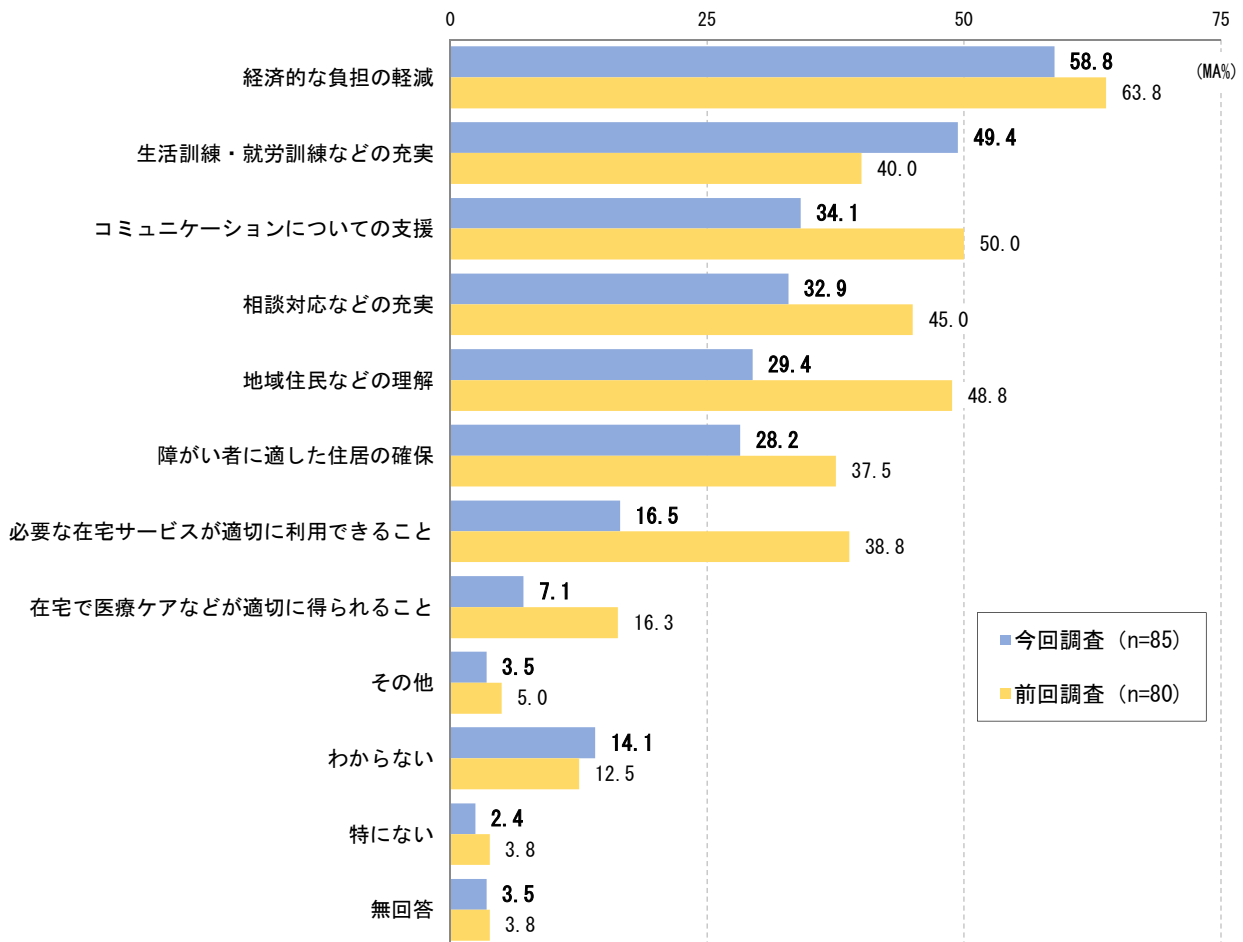


日常生活における介助の必要性について、10項目についてたずねたところ、介助が必要という割合（「一部介助が必要」「全部介助が必要」）が、“⑩薬の管理”で84.7%と最も高く、次いで“⑨お金の管理”で78.8%、“⑦外出”で55.3%となっています。



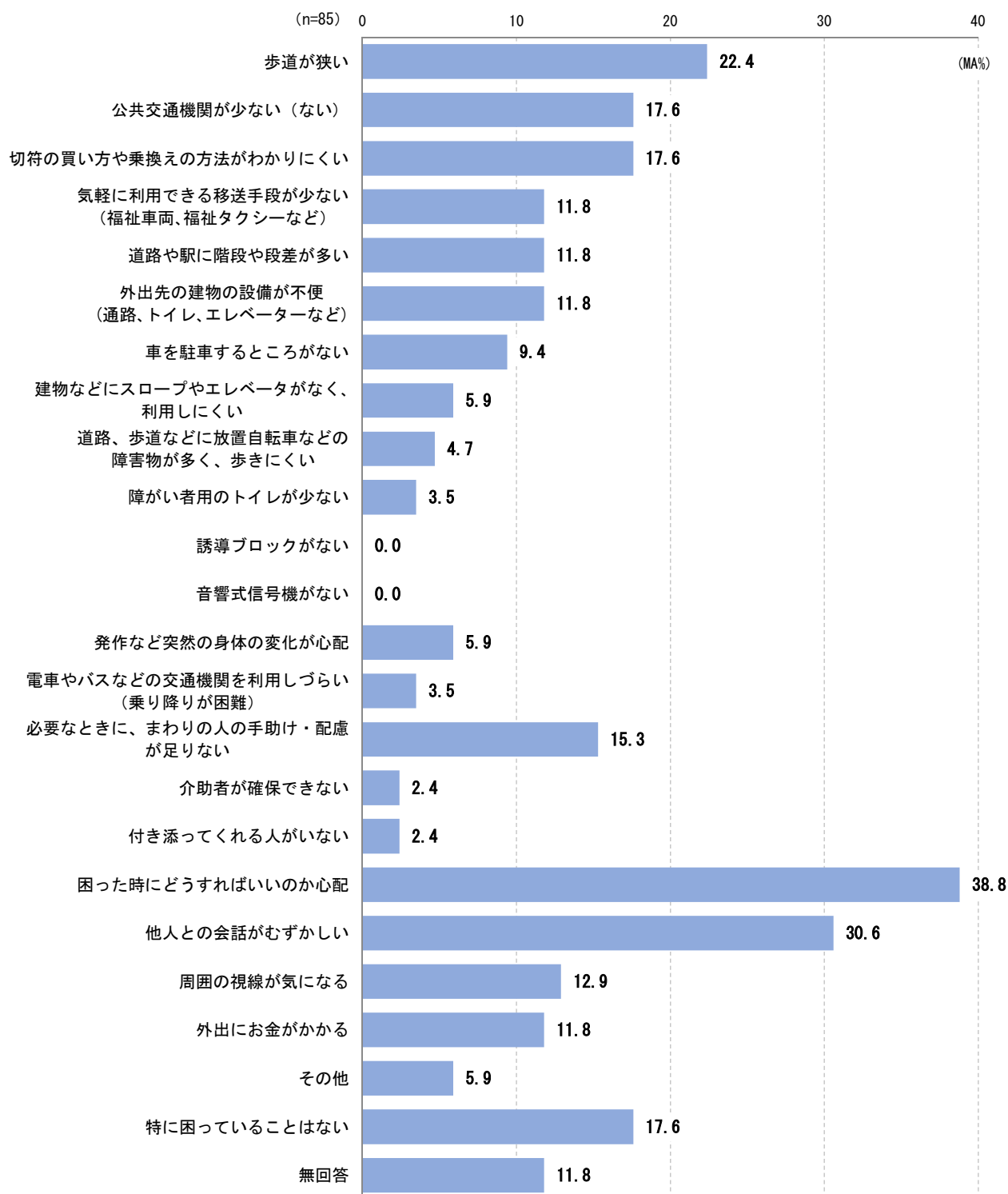
②地域で生活するための支援【複数回答】

地域で生活するためにどのような支援があればよいと思うかたずねたところ、「経済的な負担の軽減」が58.8%と最も多くなっています。また、これに続くのが、「生活訓練・就労訓練などの充実」で49.4%となっており、前回調査（40.0%）から9.4ポイント増えています。



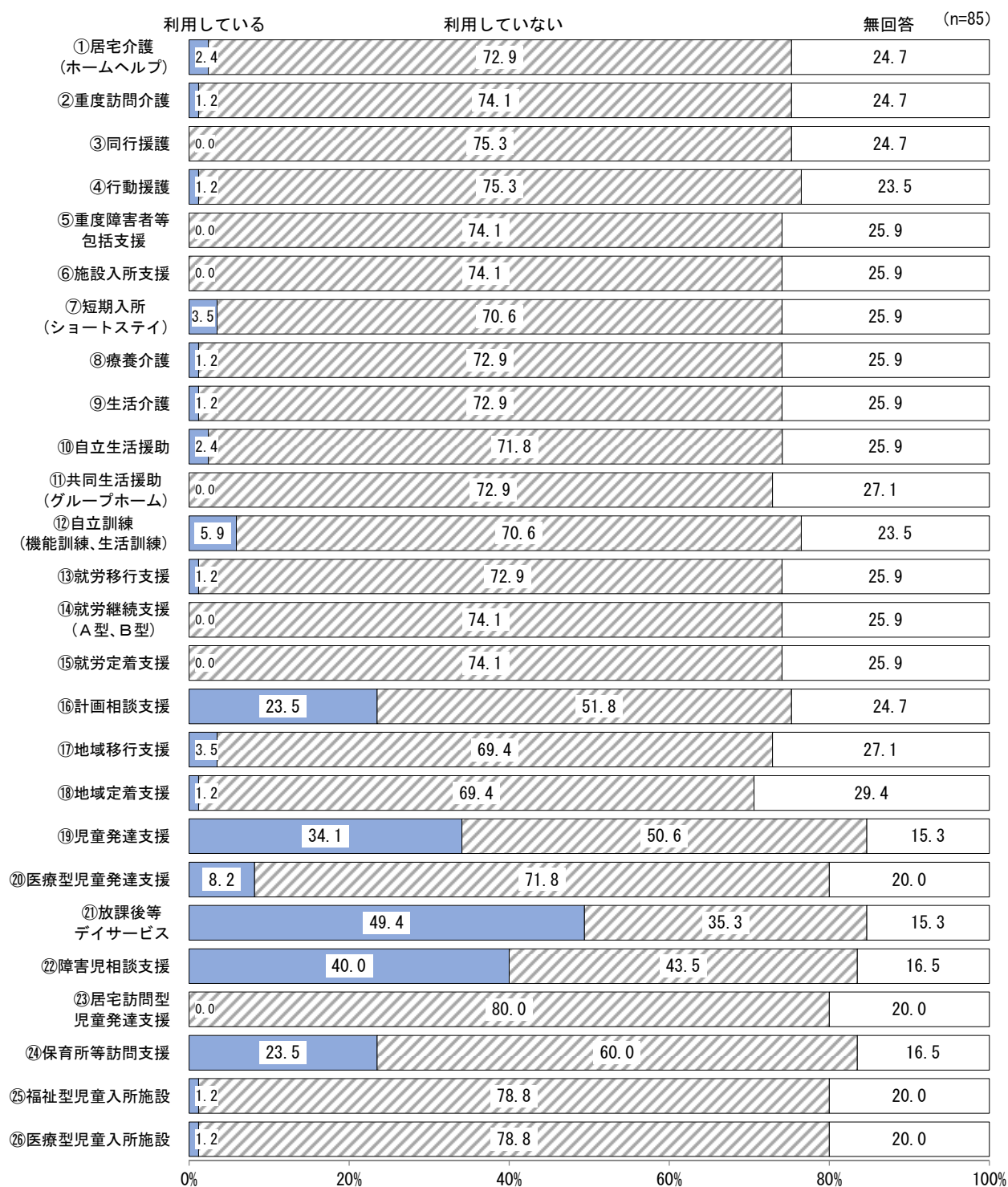
③外出について困ること【複数回答】

外出について困ることとしては、「困ったときにどうすればいいのか心配」が38.8%と最も多く、次いで「他人との会話がむずかしい」が30.6%、「歩道が狭い」が22.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」は1割台（17.6%）みられます。

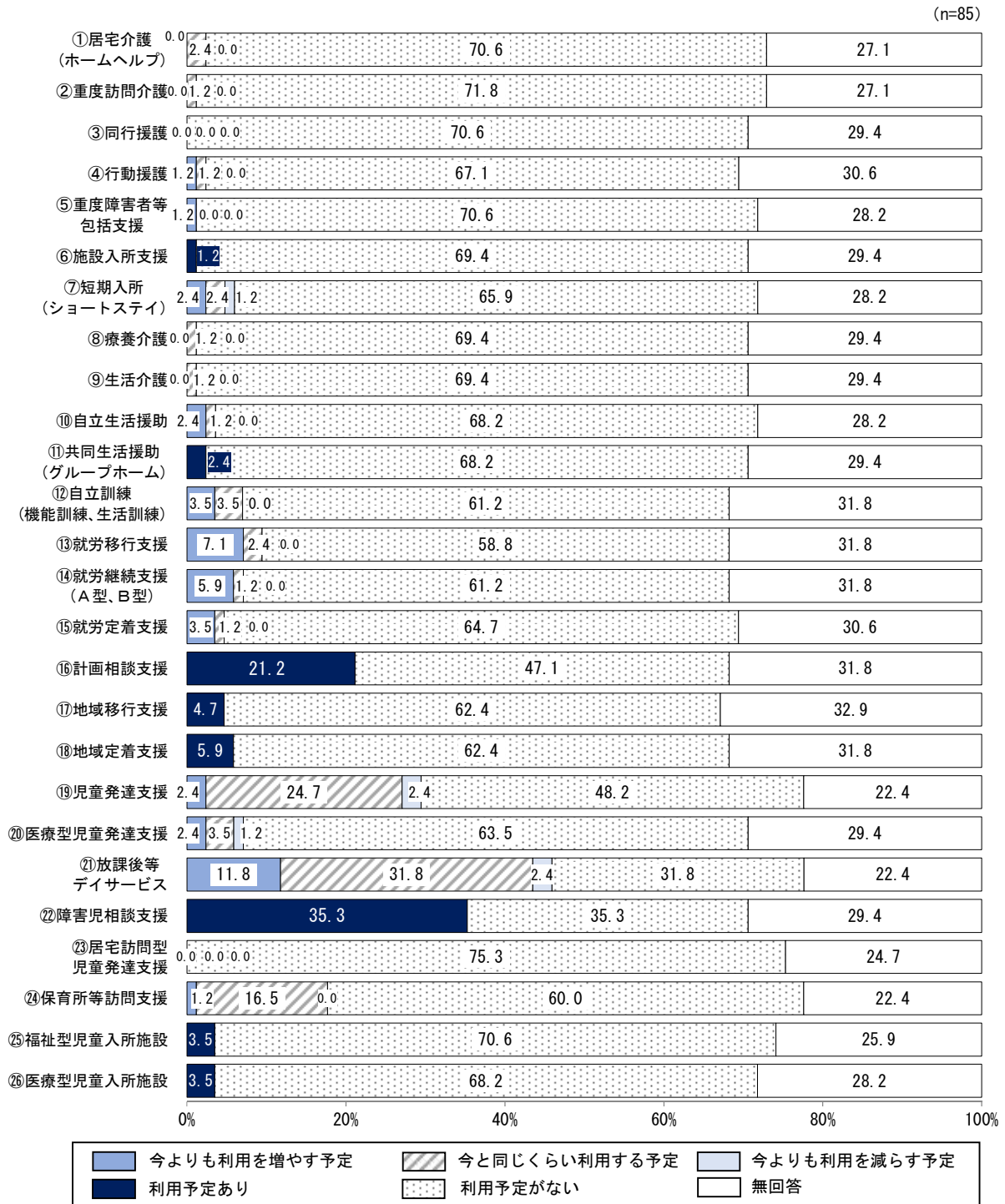


④現在利用しているサービス、今後利用したいサービス

障がい福祉サービスなどについて、現在利用している割合でみると、「㉑放課後等デイサービス」が49.4%と最も多く、次いで「㉒障がい児相談支援」が40.0%、「㉑児童発達支援」が34.1%、「㉒計画相談支援」、「㉒保育所等訪問支援」がともに23.5%となっています。



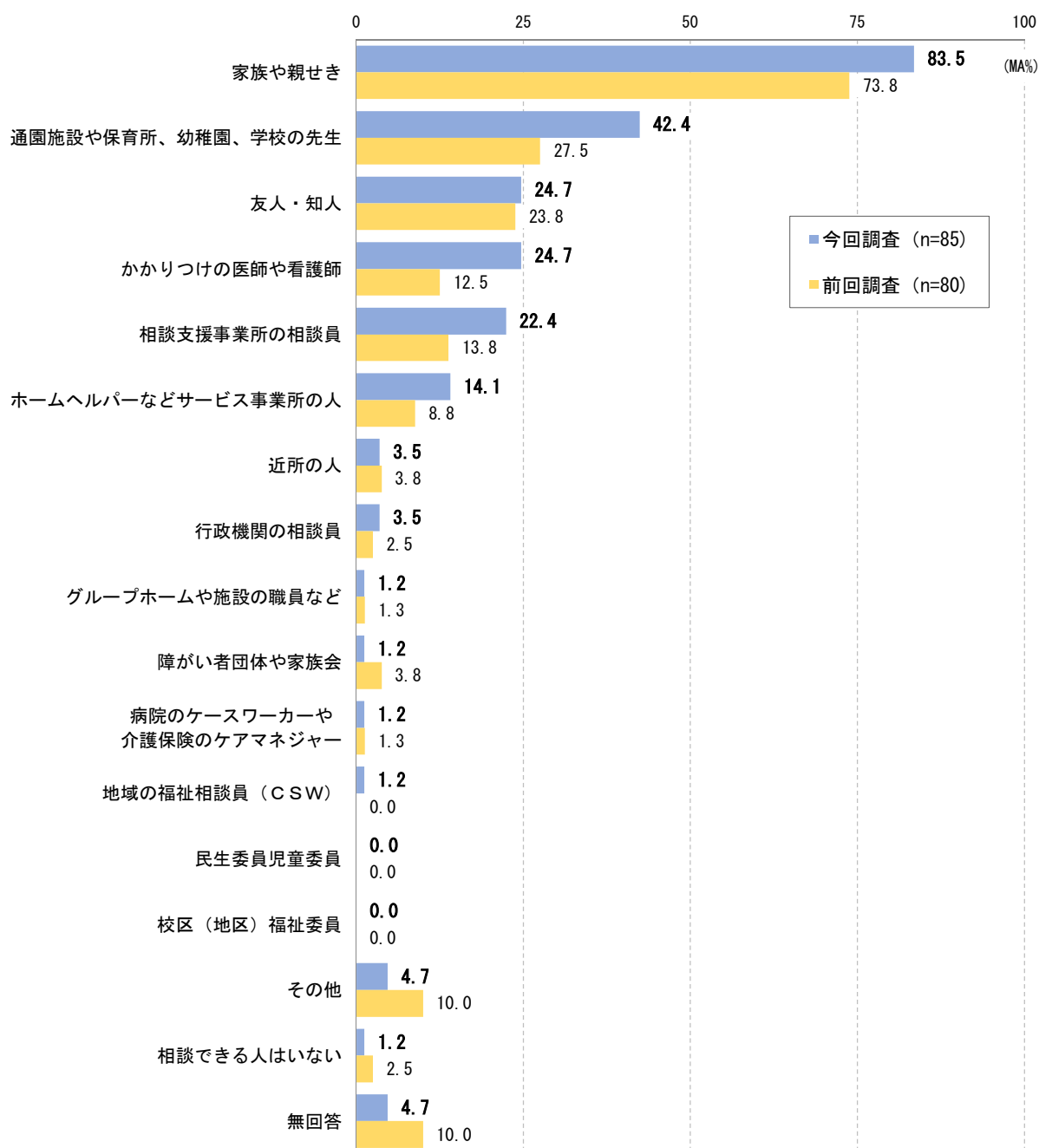
今後3年以内のサービスなどの利用予定についてたずねたところ、「今よりも利用を増やす予定」が『⑳放課後等デイサービス』で11.8%、『㉑就労移行支援』で7.1%と高くなっています。一方、利用予定がある割合（「今よりも利用を増やす予定」「今と同じくらい利用する予定」「今よりも利用を減らす予定」の計、または「利用予定あり」）でみると、『㉑放課後等デイサービス』で46.0%と最も高く、次いで『㉑児童発達支援』で29.5%、『㉒保育所等訪問支援』で17.7%となっています。



※⑥施設入所支援、⑪共同生活援助(グループホーム)、⑯計画相談支援、⑰地域移行支援、⑱地域定着支援、
 ㉒障がい児相談支援、㉕福祉型児童入所施設、㉖医療型児童入所施設の白抜きは「利用予定あり」の割合

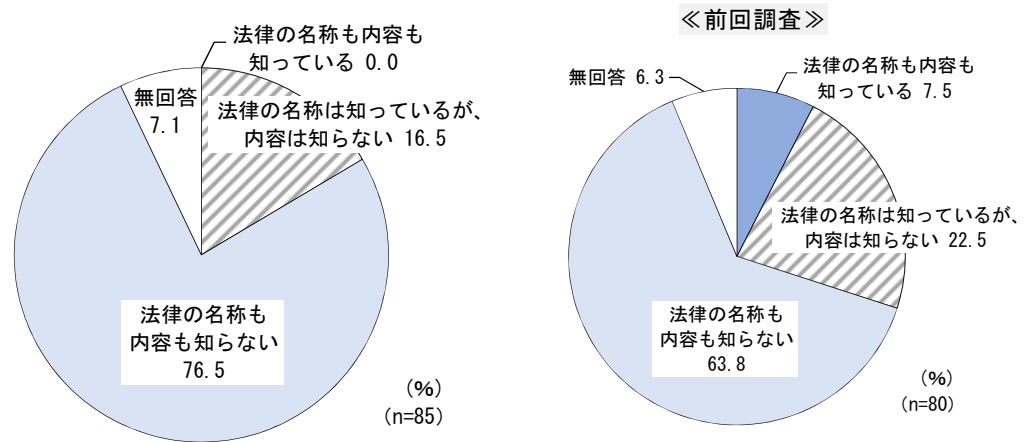
⑤悩みや困ったことの相談先【複数回答】

悩みや困ったことの相談先としては、「家族や親せき」が83.5%と最も多くなっています。これに続くのが、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」で42.4%となっており、前回調査（27.5%）から14.9ポイント増えています。一方、「相談できる人はいない」は1.2%となっています。



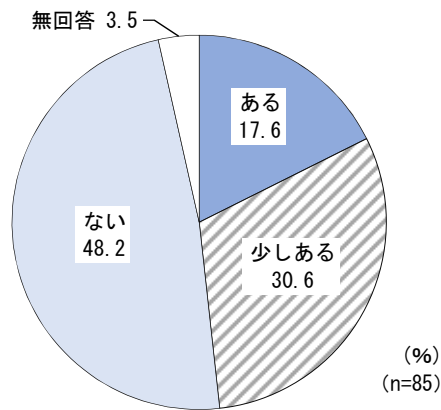
⑥障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法について、「法律の名称も内容も知っている」が、前回調査では7.5%みられたものの、今回調査では0.0%（0人）となっています。



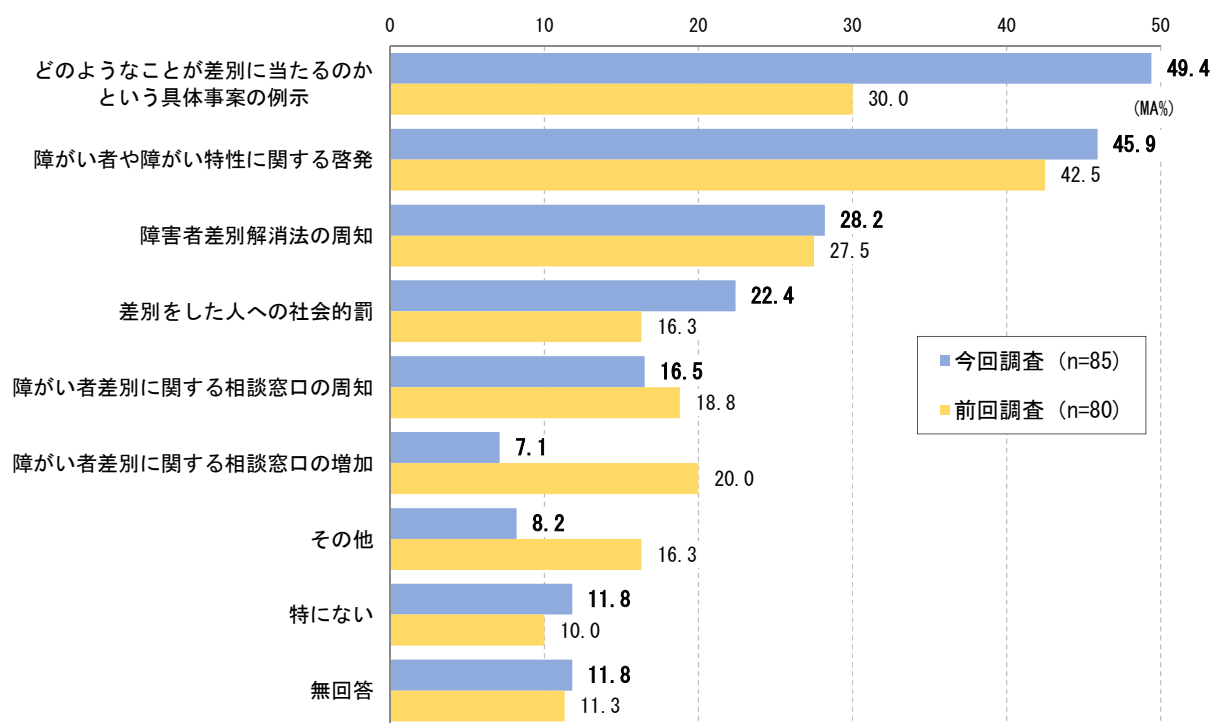
⑦差別や偏見、嫌がらせ等を受けた経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるという割合（「ある」「少しある」の計）は、全体の半数程度（48.2%）となっています。



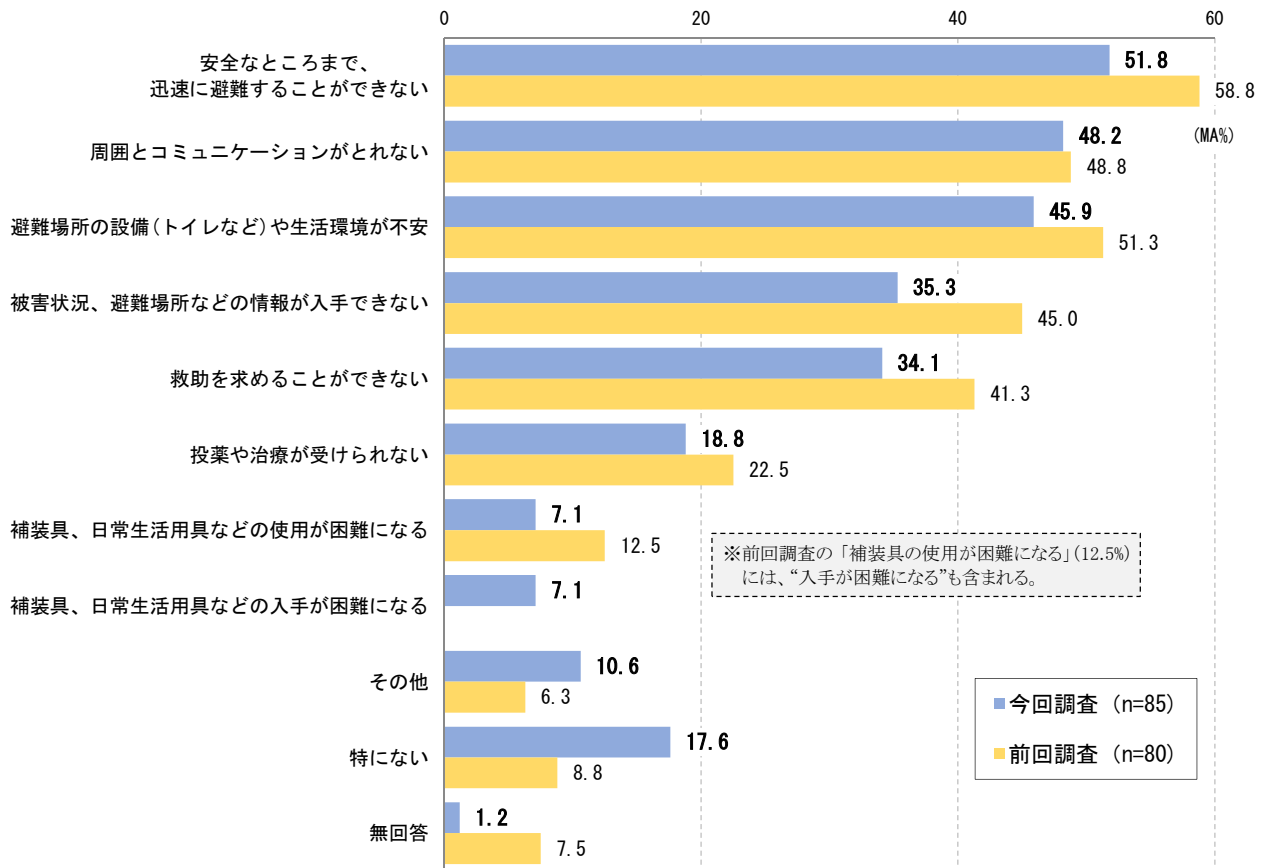
⑧差別がなくなるために必要な配慮や取り組み【複数回答】

差別がなくなるためにどういった配慮や取り組みが必要と思うかたずねたところ、「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が49.4%と最も多く、前回調査（30.0%）から19.4ポイント増えています。また、「障がい者や障がい特性に関する啓発」についても45.9%と多くなっています。



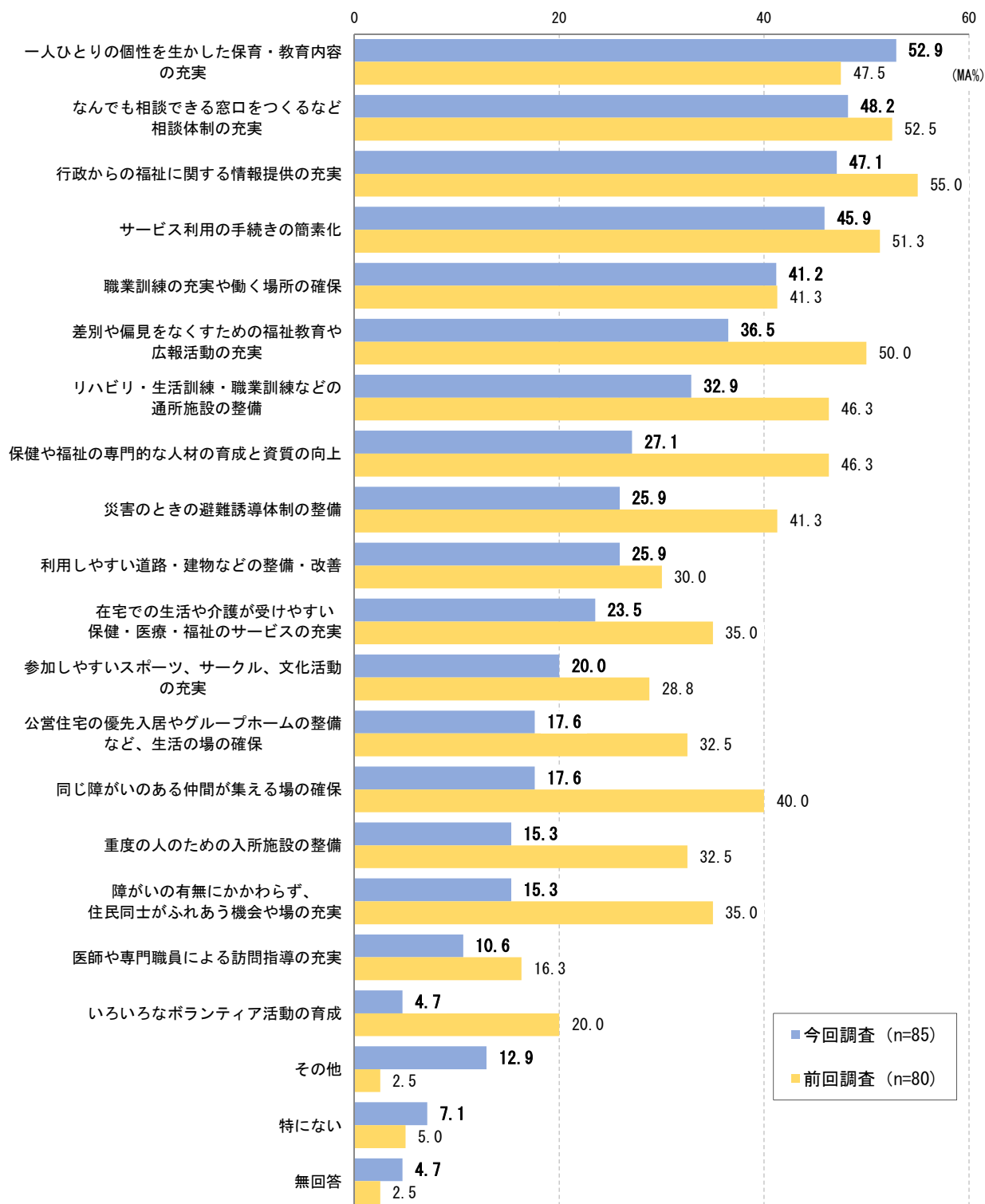
⑨災害時に困ること【複数回答】

災害時に困ることとしては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が51.8%と最も多く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が48.2%、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が45.9 となっています。一方、「特にない」は17.6%みられ、前回調査（8.8%）から8.8ポイント増えています。



⑩障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと【複数回答】

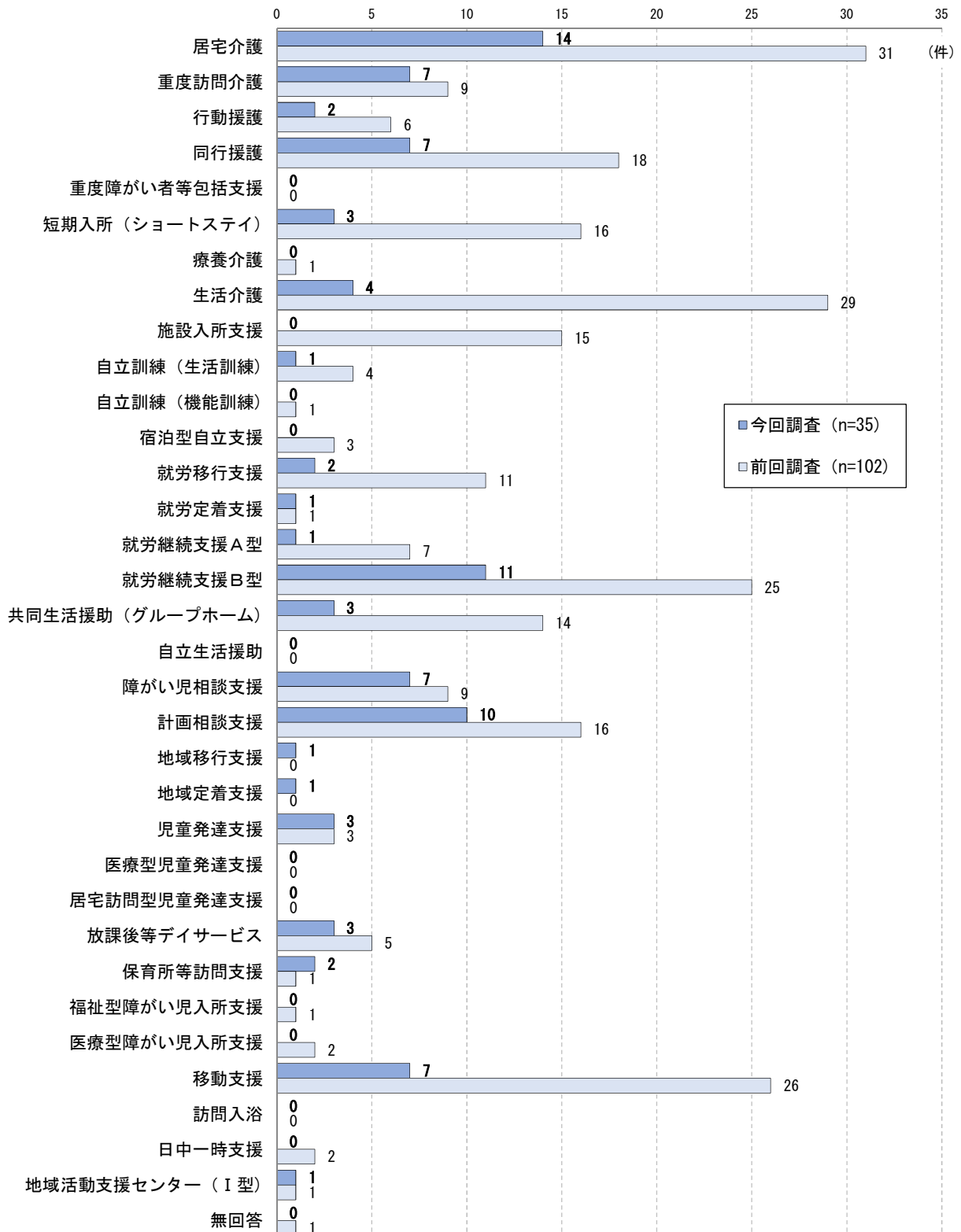
障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこととしては、「一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実」が52.9%と最も多く、前回調査(47.5%)から5.4ポイント増えています。また、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が48.2%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が47.1%、「サービス利用の手続きの簡素化」が45.9%と、次いで多くなっています。



(3) 事業所アンケート

①現在実施しているサービス【複数回答】

各事業所が実施しているサービスとしては、「居宅介護」が14件、「就労継続支援B型」が11件、「計画相談支援」が10件などとなっています。



②サービス利用希望者の変動見込み

各事業所で実施しているサービスについて、今後利用を希望する人数の変化の見込みとして、「増加すると見込んでいる」が、『⑩就労継続支援B型』で6件、「①居宅介護」、「⑩障がい児相談支援」、「⑩計画相談支援（障がい者）」でいずれも3件などとなっています。一方、「減少すると見込んでいる」は、『②重度訪問介護』、『④同行援護』で2件などとなっています。

(件)

	調査数	増加すると見込んでいる	横ばいであると見込んでいる	減少すると見込んでいる	わからない	無回答
①居宅介護	14	3	6	1	2	2
②重度訪問介護	7	0	2	2	2	1
③行動援護	2	0	2	0	0	0
④同行援護	7	1	4	2	0	0
⑥短期入所（ショートステイ）	3	1	2	0	0	0
⑧生活介護	4	1	2	1	0	0
⑩自立訓練（生活訓練）	1	0	0	1	0	0
⑬就労移行支援	2	1	0	1	0	0
⑭就労定着支援	1	1	0	0	0	0
⑮就労継続支援A型	1	1	0	0	0	0
⑯就労継続支援B型	11	6	2	1	0	2
⑰共同生活援助（グループホーム）	3	1	1	0	0	1
⑱障がい児相談支援	7	3	1	0	2	1
⑲計画相談支援（障がい者）	10	3	2	0	3	2
⑳地域移行支援	1	0	0	0	0	1
㉑地域定着支援	1	0	0	0	0	1
㉒児童発達支援	3	1	2	0	0	0
㉓放課後等デイサービス	3	1	2	0	0	0
㉔保育所等訪問支援	2	2	0	0	0	0
㉕移動支援	7	1	4	1	0	1
㉖地域活動支援センター（I型）	1	0	0	0	0	1

※いずれの事業所も実施していないサービスは省略しているため連番ではありません。

③今後のサービス利用動向への対応方針

各事業所で実施しているサービスについて、今後のサービス利用動向への対応方針をたずねたところ、「事業を拡大する」が、『⑩就労継続支援B型』で3件などとなっています。一方、「事業を短縮する」は、『⑩自立訓練（生活訓練）』、『⑬就労移行支援』とともに1件となっています。

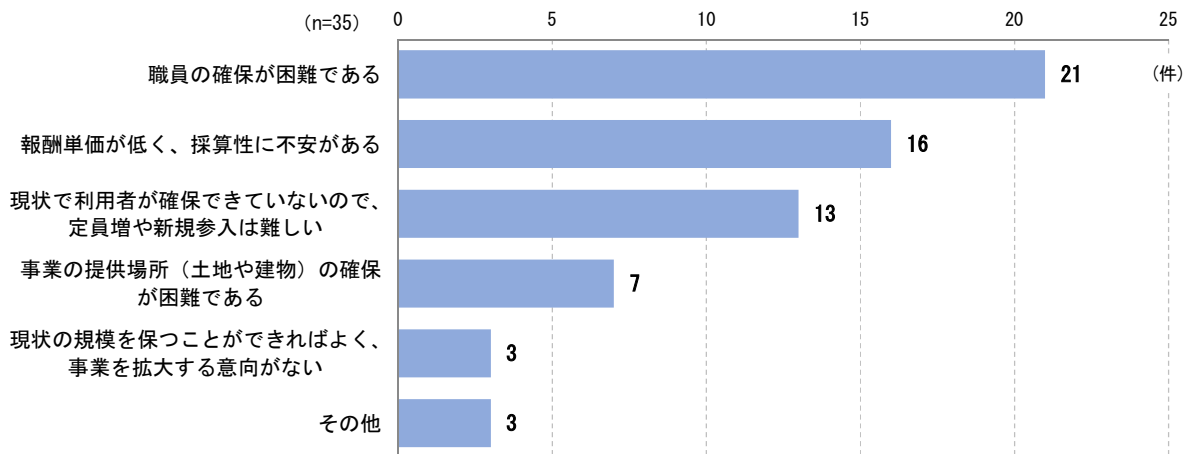
(件)

	調査数	事業を拡大する	事業を維持する	事業を短縮する	わからない	無回答
①居宅介護	14	1	10	0	1	2
②重度訪問介護	7	0	4	0	1	2
③行動援護	2	0	2	0	0	0
④同行援護	7	1	6	0	0	0
⑥短期入所（ショートステイ）	3	0	3	0	0	0
⑧生活介護	4	1	3	0	0	0
⑩自立訓練（生活訓練）	1	0	0	1	0	0
⑬就労移行支援	2	0	1	1	0	0
⑭就労定着支援	1	0	1	0	0	0
⑮就労継続支援A型	1	1	0	0	0	0
⑯就労継続支援B型	11	3	5	0	0	3
⑰共同生活援助（グループホーム）	3	1	1	0	0	1
⑲障がい児相談支援	7	0	6	0	0	1
⑳計画相談支援（障がい者）	10	0	7	0	1	2
㉑地域移行支援	1	0	0	0	0	1
㉒地域定着支援	1	0	0	0	0	1
㉓児童発達支援	3	0	3	0	0	0
㉔放課後等デイサービス	3	0	3	0	0	0
㉗保育所等訪問支援	2	0	2	0	0	0
㉘移動支援	7	0	6	0	0	1
㉚地域活動支援センター（I型）	1	0	0	0	0	1

※いずれの事業所も実施していないサービスは省略しているため連番ではありません。

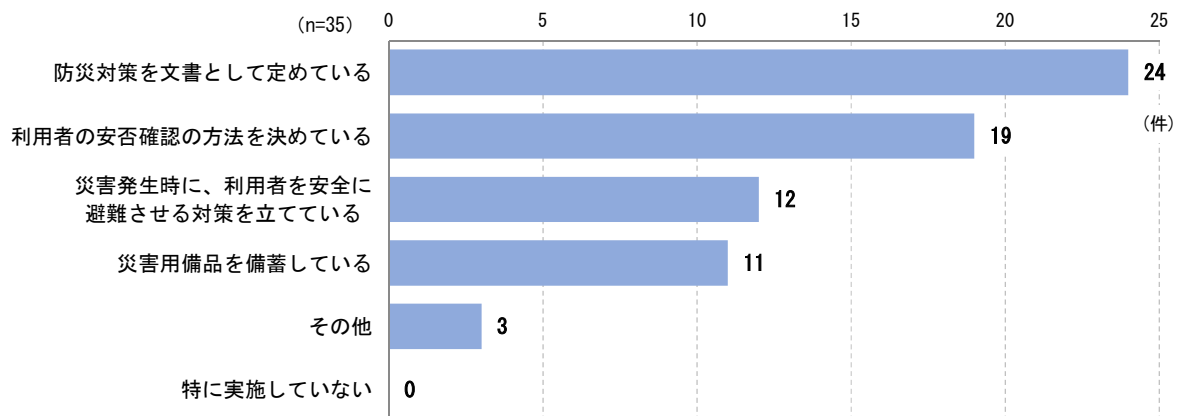
④定員増員や新規参入が進まない理由【複数回答】

サービスの定員の増加や新規参入が進まない理由としては、「職員の確保が困難である」が21件と最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が16件となっています。



⑤防災対策の実施【複数回答】

事業所内の防災対策の実施状況としては、「防災対策を文書として定めている」が24件と最も多く、次いで「利用者の安否確認の方法を決めている」が19件となっています。



⑥新型コロナウイルス感染症による影響について

主な意見
新規利用者の受け入れがなかった。
請負作業の量が減り（収入減となり）、利用者への工賃が確保できない。
外出の自粛の影響で移動支援がなくなり、売上が大幅減。また、マスクや消毒液の値が上がり、経費がかさんできている。
自粛により利用者数が減ることで、職員配置数とのアンバランスが生じ、経営上の負担が大きくなっている。
マスク、アルコール、手袋等の備品確保が心配される。
訪問を拒否され、面談ができない利用者への対応
現状では、これまで通りの同行援護・移動支援のサービスの実施は難しいと考えている。
新型コロナウイルス感染症により、在宅支援を実施している。
スタッフの中で子どもの休校に伴う欠勤や勤務自粛があり、サービス量が制約された。
通院介助で病院に行く必要があったため、ヘルパーも感染しないかとても不安だった。
3密回避のため、分散通所してもらっているが、より支援の必要性の高い人には通常通所してもらっている。ソーシャルディスタンスの取れる建物・設備の確保が今後の課題

3 障がい者団体・事業所ヒアリング結果

(1) ヒアリング調査の概要

第6期阪南市障がい福祉計画と第2期阪南市障がい児福祉計画の策定に向けて、障がいのある市民の方ご本人やそのご家族、事業所の方々などにご意見を伺うためのヒアリング調査を実施し、計画の基礎資料とします。

(2) 調査対象

阪南市とその近隣で活動する53の障がい者団体及び障がい福祉サービス事業者等

(3) 調査期間

令和2年9月2日（水）～令和2年9月11日（金）

(4) 調査実施要領

実施日	団体・事業所名
9月2日（水）	【支援者ネットワーク】
	ワークサポートステーション SWELL
	MAHALO Café
	SOSHIN SCE
	福祉作業所ドリームハウスいるか
	ワークスタジオまごころ
	結
	まつのき園
	【阪南市知的障がい者（児）団体連絡会】
	さつき園
	グループホーム あすなる
	ワークセンター ぼけっと
	舞グリーンフレンズ
	【阪南市社会福祉協議会】
	【阪南市いきいきネット相談支援センター】
	阪南市社会福祉協議会
	ピープルハウスはんなん
	阪南市役所 市民福祉課
	【阪南市精神障がい者協議会】
	下出作業所
9月4日（金）	【阪南市視力障がい者福祉協会】
	【阪南市身体障がい者福祉会】

実施日	団体・事業所名
9月9日(水)	【事業者連絡会】
	(居宅介護)
	はあとの会
	阪南ライフサポート
	大城介護サービス
	らふ
	リボン介護サービス
	ケアステーションシノハラ
	くらしのたすけあいえびろんの会
	(生活介護)
	きすな
	ピープルデイサービスセンターはんなん
	(短期入所)
	ピープル身体障害者ショートステイはんなん
	阪南市民病院
	(共同生活援助)
	野のはな
シンカネット	
一歩	
9月10日(木)	【相談支援事業所】
	相談支援センターフィールアットホーム
	ワークセンターぼけっと
	特定相談支援事業所 ひがし
	CIL サポートりあん
	はあとの会
	まつのき園
	相談支援事業所らふ
	子ども支援ステーションハル 相談室
	阪南市立相談支援センターたんぼぼ園
	相談支援センターひのき
	相談支援センター 愛の家「みらい」
	オオサコケアプランセンター
9月11日(金)	【児童サービス事業所】
	阪南市立たんぼぼ園
	放課後等デイサービス ツーピース
	子ども支援ステーションハル
	エンカレッジ広場ハル
	放課後等デイサービス ピース
	キッズひまわり
	【阪南市障がい児(者)を持つ親の会 もみの木会】
	【民生委員児童委員協議会】
	【阪南市聴力障がい者協会】

(5) ヒアリング結果の概要

①障がい児・発達障がい^{*}・保育・教育に関して思うこと、苦勞した体験、行政への提言

(課題)

- 発達障がいの相談、診断、療育・訓練施設の充実
- 個々の障がい特性に応じた教育の実現
- 教育現場に対する障がい、福祉サービスへの理解促進
- 親、学校、支援者の連携
- 親子関係に関わる支援の難しさ
- 母子保健、教育、福祉の切れ目のない支援体制の構築

- ・子どもに発達の遅れがあることがわかって、相談先がなく迷っている親はたくさんいる。
- ・ひとつの窓口で、発達障がいや療育に関する情報が集約できればよい。
- ・発達検査を受けるにも混んでいて待たされる。
- ・訓練施設が混んでいる。月2回の訓練では定着しない。
- ・個々の子どもの学習の理解力に応じてカリキュラムやプログラムが組まれているのか疑問
- ・小学校入学時に地域の小学校か支援学校を不安や迷いの中で選択しており、小学校3、4年生で一旦考える機会を設け、途中からでも支援学校に行ける選択肢がほしい。
- ・少人数の中学校があればよい。
- ・教育現場の中で福祉サービスへの認識がまだ不足していると感じる。
- ・保育所等訪問支援は、学校行事などの情報を把握できるともっとスムーズにできる。
- ・話し合いの場を持つなど、親と先生との連携が大事
- ・親の障がいの受け止め、理解には時間がかかる。
- ・本人と親の考え方にずれがあると、支援が難しい。
- ・親と本人が共依存のような関係で、支援が難しい場合がある。
- ・以前の支援の情報が引き継がれていなかったり、誰に聞いてもわからないことがある。

②本人とご家族の、ボランティアや地域との関わり、地域の行事への参加などへの意見・提言

(課題)

- 障がい者本人の状況や、住んでいる地域により差がある
- 関わりの機会、参加者の減少、参加しやすい場の提供
- 地域ぐるみでの見守り体制づくり
- 障がい者自身の積極的な参加の促進

- ・自立している人で、積極的に地域との関わりをしている人は少ない。
- ・住んでいる地域によって、地域とつながっている人とそうでない人がいる。
- ・親が地域活動に連れてきてくれるなどがないと、なかなか地域につながりにくい。
- ・地域のサロンなどは、近すぎて行きにくい人もいる。
- ・地域のイベント等はあるが、参加も減っていて、地域の人と直接関わることはない。
- ・障がいのある人が地域に出ていくことは、子どもたちが障がいのことを理解できる大事な場だと思うが、そういう機会が減っている。
- ・平日のイベントがあれば放課後デイでも参加できる。
- ・何か大きなイベントがあればもっと地域との交流や関わりもできる。
- ・地域のカフェに来ている人たちも障がいのある人を受け入れ、浸透してきている。
- ・地域の方に顔と名前を覚えておいてもらったら災害時など何かのときにも助けてもらえる。

②本人とご家族の、ボランティアや地域との関わり、地域の行事への参加などへの意見・提言

- 身体障がい者が臆することなく出かけられる環境をつくるため、身体障がい者自らも努力して活動していかなければならない。
- 聴覚障がい者も手話サークルに行って、聞こえる人とお話しして情報交換が必要
- 地域の行事に参加するという受け身ではなく、地域住民として一緒に主催者側にもなり交流を深めてほしい。

③情報提供や相談窓口について

(課題)

- 情報伝達方法の充実
- 気軽に行けて、じっくり話せる相談窓口の必要
- 制度の狭間の方など、支援の難しいケースへの対処

- 独自の啓発ポスターやパンフレットができつつあるので、地域に浸透させていくべき。
- デジタル化を進め、コミュニケーションツールを使いながら円滑にしていきたい。
- 法律など理解しにくいものは、知的障がい者への情報伝達方法について考慮してほしい。
- 気軽に相談できる窓口がほしい。児・者ともに計画相談が入っていくかたちが必要
- もっと話を聞いてほしいという利用者は多い。対面式で直接本人とゆっくりお話できるような窓口がいい。
- 高齢者のお宅にずっと部屋から出てこない息子がいるということはしばしば聞く。
- 介護保険にも障がい認定にもかかっていないような人をどう支援したらいいのか。
- 家庭が複雑で学校に行っていない子どもについて、スクールサポーターとしてどこまで立ち入っていいのかわからない。

④働きたい障がい者がどうしたら働けるか、体験や提言

(課題)

- 障がいに対する企業の理解促進、働きやすい職場環境の提供
- 情報の提供、支援者間の連携、事業所の充実
- 個人個人が『自分に合った働き方』を選択できる柔軟な対応や支援のあり方
- 就労の継続、定着まで長い目でバックアップできる体制づくり

- 企業の理解が大きい。職場内の環境がいいところは、就労が続いている。
- 働く場所での障がいの理解は必要
- 例外も認めて柔軟に対応してもらったことが就職斡旋につながっている。現場の声が行政に届いて、就職につながっていくような法制度の拡充を望む。
- 障がいのある方やその家族に働ける場所の開示など、情報提供はあまりされていない。
- 働く＝一般就労という固定観念にしばられた長期在宅の発達障がい・精神疾患の方が多い。事業所等を積極的に活用し、『何が自分にとって合った働き方か』を見直すことが重要
- 施設の中できちんと支援して、本当に就職につなげていけるかという見極めが必要
- 相談員の紹介で就労継続支援 A 型につながり、就労先も見つけてくれた。相談員との連携が大事
- 阪南市には就労継続支援 A 型の事業所が少ない。
- 一般就労しても続けていくことが難しい。就労定着支援は6カ月たたないと使えないが、バックアップしてくれるところがあればいい。
- 相談員1人だけでは、定着支援までの6カ月間の支援は難しい。主任相談支援専門員のような方で、後方支援をしてくれる方がほしい。

⑤障がい者の「余暇の過ごし方」

(課題)

- 趣味を持つことが社会参加、就労継続にもつながる
- 社会とのつながりを持ち、余暇を快適に過ごしてもらえるような支援のあり方

- ・視覚障がいの方が、対面朗読と出会って世界が広がり、阪南市視力障がい者福祉協会に入って会員と交流できるようになった。
- ・利用者で手話のサークルに行くようになった人がいる。生きがいになればいい。
- ・適度なお金を使う趣味を持つことが、就労継続につながり定着率も高い。
- ・移動支援を利用して買い物に行ったりカラオケに行ったり、なるべく社会とのつながりを持ち孤独にならないように支援している。

⑥障がいに関する理解が普及しているかどうか、また、差別や虐待に関すること等について

(課題)

- 障がいへの理解は広がりつつあるものの、差別や偏見はある
- 情報の発信、周知、啓発、障がいのある人と接していくことで理解を促進
- 障がい者自身も声をあげ伝えていく必要
- 何が虐待かの認識を持ち、介護者を支える

- ・まだまだ差別や偏見が多い。障がい者が社会の一部で当たり前という状況になるよう行動していかないといけない。
- ・穏やかに理解拡大はできているが、差別についてはまだまだ研修や啓発を行ってほしい。
- ・地域の理解、隣近所の理解でまだまだ固定観念なり偏見があるのも事実。いかに地域にとけ込んでいくか。
- ・嫌なことを言われることがあり、出ていく機会が少なくなっている。
- ・差別については心無いマスメディアの報道のせいで減っていないと思う。
- ・テレビの報道などでも差別を助長しているところがある。障がいのある人が犯罪者になりやすいといったような偏見をなくしていけたらいい。
- ・個人によって障がいが違うので周りの理解を得るのはなかなか難しい。
- ・発達障がいなど、目で見てわかりにくいところに障がいのある方は本当にわかってもらいにくい中で生きている。
- ・市役所に車いすの職員が数名でもいれば、理解の普及に役立つと思う。
- ・公共交通機関では障がい者マークを見えるようにしているが、全然理解されていない。
- ・ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティなど、どういうことかというのを丁寧に伝えていく必要がある。
- ・障がいの理解は現場の人間を知ってもらうことで進む。障がい者の認識を変えていきたい。
- ・障がい者の側からも伝えたい、知りたいという態度が必要
- ・発達に問題のある子どもの場合、親が虐待、ネグレクトをしてしまう傾向が強い。
- ・虐待の一因である介護者の孤立を防ぐために、地域が関わっていく必要がある。
- ・相談の長期待機や聞きっぱなしも虐待ではないかという認識を持つべき。

⑦成年後見制度の利用について

(課題)

- 制度につなぐ必要はあっても、具体的な情報の不足、費用面、責任面で躊躇がある
- 社会福祉協議会や基幹相談支援センターが窓口となり手続きを支援する仕組みづくり
- 親からのスムーズな引き継ぎができる支援体制
- 後見人の障がい理解の必要性

- 障がい者の方が分からずにサインしてしまったりしないよう、成年後見人につないで守ってあげる必要がある。
- 軽度の方でも携帯電話の契約などトラブルがあったりする。
- これからひとり暮らしの人も増えてくるので、必要になってくる。
- 制度的なものは知っていても、いざ費用が発生することや、全部の金銭管理を他人に任せてしまうというのを聞くと躊躇する。
- 市民後見人はいい制度だが、責任があるのにボランティアでするのは怖さがある。
- 成年後見人なのか、補佐人なのか、補助人なのか、すみわけ自体が非常に難しい。
- 利用までに時間や費用がどのくらいかかるのか情報提供があればありがたい。
- 実際の体験談、苦労話などをする場があれば、理解が深まるのではないかな。
- 一般市民にも分かりやすいパンフレットがあればいい。
- 基幹相談支援センターができれば、成年後見制度についても、手続きに同行して完了するまで助言をくれたり、悩んでいることや困っていることを聞いてくれたら心強い。
- 社会福祉協議会が窓口相談的なことをしてくれたらと思う。
- 社会福祉協議会の日常生活支援事業でお金の管理、契約が自分でできるということを広めて、知的障がい者の後見制度を社会福祉協議会にやってもらうことができないか。
- 弁護士、司法書士などが定期的に来所して、判断してもらえる仕組みを作ってほしい。
- 障がい者は家族（親）がずっと支援をしてきたケースが多く、手放すタイミングが難しい。早いタイミングでスムーズにバトンタッチができる支援体制が必要
- 後見人自体が障がいを理解してくれているか。連携の取り方は難しい。
- 聴力障がい者の成年後見人は手話のできる人でないと、ごまかされて財産を取られそう怖い。

⑧まち中や家の中で障がい者(児)が不便と感じていること、改善されたと思うこと

(課題)

- 狭い道幅、きつい傾斜、歩道の電信柱、路面のでこぼこ等が車いすでの移動の妨げに
- 尾崎駅にエレベーター、ホームゲートの設置
- 障がい者用トイレを増やす ■家の中の段差の危険 ■公営住宅の駐車場
- 安心して外出できるよう、危険なこと、危険でないことについて正しい情報の提示

- 波太神社から尾崎に抜ける道が狭くて不安
- 昔からの古い道や駅前通り、道幅の狭い場所は車道との距離が近くて特に車いすの人には危険
- 阪南市内でガイドヘルパーと利用者が安心して歩けるような歩道が充実していただいたい。
- 視力障がいの方にとって電信柱は移動時の脅威。尾崎駅周辺の電信柱が地中に入ること願っている。
- 車いすでの外出に、傾斜のきつい歩道を利用することができず、車道で移動するしかない。
- 電動車いすでの移動中、道のへこみに前輪が入り、空回りして動けなくなる。
- 尾崎駅はエレベーターが片側しかなく不便
- 駅のエレベーターはかつて車いすの人たちが全国で運動をした結果、今では当たり前。ホームゲートを設置して安心して電車を待つことができる、10年後にはそういう社会になるよう行動しないといけない。
- 障がい者用トイレを設置したスーパーが少なく、大型店に限定される。
- 家の段差も気になる。府営住宅など勝手に手を加えにくい建物もある。
- 公的住宅地（公団・府営住宅）に駐車場がなく困っている。
- ペースメーカーは携帯電話と10センチより近くても誤作動することはないが、そのような情報が行き渡っていないため、電車にも怖くて乗れない。

⑨新型コロナウイルス感染症により、大変なこと、困っていること、また、不安に思っていること

(課題)

- 行事、イベントの中止や施設の休業による交流の場の減少、情報の遮断
- 利用者の減少、サービスのキャンセル等による事業所運営の問題
- 感染予防対策をした上で活動する工夫
- 休校や外出自粛による本人や親のストレス、外出自粛への理解が得られない方への対処
- 感染不安を抱えながらのサービス提供(3密対策、マスクのできない利用者がある等)
- 感染者、濃厚接触者、発熱者が出たときの対処方法
- 介助が必要な方の検査への付き添い、出張検査の必要

- ・ イベント行事の中止、地域交流の場の減少。自由に外出できないストレス
- ・ イベントが中止になり、販売などは減っている。
- ・ 施設外就労が休みになり、作業工賃が入ってこなかった。
- ・ 利用見学も減っている。
- ・ ガイドヘルパーの感染リスクを考えると率先して行けず、キャンセルが続いている。
- ・ 学校は休みでも、放課後デイは受け入れてくださいというので、どこまで受け入れをすべきか悩んだ。
- ・ 中止や延期があり困ってはいるが、全てを中止ではなく、できるかたちでやっていく。
- ・ 感染予防対策をきちんとし、集まる場を作っていないといけない。
- ・ 小学校の自粛期間に、子どもといる時間が長いので、お母さんのほうが精神的に不安定になって、鬱症状が悪化した方がいた。
- ・ 外に出られないので本人の気持ちがイライラして親が困っている。
- ・ 活動的にいろんなところに行ったりされる方が、コロナの影響で活動もできないし、人とも会えないということで精神的に落ち込んでしまった。
- ・ 就職が決まったけれども、コロナの関係で在宅ワークの名の下に自宅待機している方が、切られるのではないかとすごく不安に思っておられる。
- ・ 緊急事態宣言の前から、早めに外出の自粛をしていたが、利用者にしたら自由が束縛されるイメージがあるのか、説明してもなかなかご理解を得られなかった。
- ・ ヘルパーも利用者も朝、体温を測って確認をするというのを徹底している。
- ・ 3密を防ぐ対策でも頭を抱えている。(利用が増える＝狭くなり密になる)
- ・ 重度の子どもなど、どうしてもソーシャルディスタンスを保てない。
- ・ とにかく訪問に神経を使う。マスクをしない利用者もいて不安な中でサービスしている。
- ・ みんながマスクをできる子たちばかりではないので、介助の際には不安な状態が続いた。
- ・ 1人感染者が出たら大変。できるだけ少ないスタッフで対応するというので、2人体制で食事作りと介護というかたちで対応した。
- ・ 身体障がい、精神障がいのある独居の方が発熱した際は、1人の職員に決め、その人がかっぱを着て、ゴーグル、マスク、手袋で1週間、朝昼晩と支援した。
- ・ 事業所でクラスターが発生したときにどう対応したらいいか。
- ・ 利用者に疑わしい方が出た場合、ヘルパーを濃厚接触と判断する基準はどこまでか。
- ・ 利用者が濃厚接触者になった場合、居宅介護のヘルパーはどこまで介入したらいいのか。
- ・ 家族がコロナにかかったときに障がい者の方はどうされるのか。
- ・ 障がいのある人が感染した場合は、親と一緒に隔離してもらおうのが一番良いように思う。慣れてない場所に行ったらそれだけでも不安になってパニックになってしまう。
- ・ ヘルパーを利用していただいている方はほとんどが誰かの助けが必要なので、熱が出たら病院に行くといっても簡単には行けない。
- ・ 施設で感染者が出た際、保健所が検査に来てくれて助かった。

⑩地震や台風などの災害時・緊急時に、大変だったこと、また、不安に思っていること

(課題)

- 人工呼吸器、在宅酸素、車いす、電動車いす等、配慮が必要な方の避難には、普段からの情報共有、体制づくりが必要
- 障がい特性に配慮した、障がいのある人も安心して避難できる避難所づくり
- 自宅待機、入院、ショートステイなど避難所だけではない避難方法の検討
- 避難訓練の実施、災害時の対応についての日頃からの意識づけ
- 福祉避難所の周知、マニュアルの作成、障がい者向け避難所マップの提供
- 避難情報、安否確認のシステムづくり
- 古い建物を利用した施設の早急な整備が必要

- ・大阪北部地震のとき、特に配慮が必要な方の対応が大変だった。市と福祉と地域で共有をしながら、普段からいかにネットワークを組んでおくかが重要
- ・家族がいない視覚障がい者もいるので、それを助けていただけるような体制づくり
- ・民生委員等を含め、すぐに駆けつけることができる近隣との繋がりがシステム化できれば良い。
- ・障がい者も自治会の役をやるなど、近隣との繋がりを持ち、地域住民に覚えてもらうことで、災害時の避難場所への誘導など支援してもらいやすくなる。
- ・避難所は基本的に健常者向け。身体障がいや精神障がいのある人でも安心して避難できる環境をつくってあげるといい。
- ・和式のトイレしかなかったり、洋式トイレはかなり歩かないといけないとか、校舎の2階まで上がらないとないとか、それは高齢者、障がい者共通して大きな課題
- ・視覚障がい者は避難所に行っても何がどこにあるかわからず、1人で動けない。
- ・発達障がいの子どものためのブースを設けてほしいという保護者の声がある。
- ・避難所まで行く手段がない。避難先だと大勢の人がいて逆に不安になってしまうから避難所に行かないで家にいるという方もいる。
- ・医療面が必要な方だと避難所に行くと状態が悪化してしまうので、事前に台風の進路が分かる場合は病院に入院してもらったりしたほうが安心
- ・ショートステイなど子どものことをよく知っているところに預かってもらうほうが安心
- ・避難訓練はしているが、重度の子やこだわりの強い子などもあるので、訓練していても実際できるのかというものはある。
- ・紙芝居や読み聞かせで、災害があったときに何が危ないのか、どう動けばいいのかを子どもたちに常に伝えている。
- ・利用者に対しては自助、自分を助けることを徹底して教えていく。
- ・福祉避難所は確認できるが、障がい者の居住地もきちんとマップ上で示してほしい。
- ・阪南市の福祉避難所、ベッドや電源の確保できる避難所がどこにあるのか。
- ・福祉避難所は普段使っている施設に行くのか住んでいる近くの施設へ行くのかわからない。
- ・福祉避難所についてマニュアルは確立されていない地域がほとんど。マニュアル作りに力を入れて、福祉避難所がどういう場合に対応するかというのを確立させてほしい。
- ・一番身近な人に安否確認をしてもらうのが一番
- ・メールによる情報発信、連絡網みたいなものがあれば。
- ・安心ダイヤルに登録し、冷蔵庫にシールを貼ってプロフィールを中に入れていく。
- ・聴覚障がい者は1人でいるときに災害が起きても助けを呼ぶことができない。突然具合が悪くなったときのために緊急警報装置のようなものをつけたい。
- ・訪問日以外の利用者には安否確認をするようにしているが、実際訪問している時に災害が起こった場合の対処の方法が困難
- ・グループホームが利用している建物は現在の建築基準法に則っていない古いものが多い。地震や台風にも備えて早急に整備が必要

⑪障がい者(児)に対する福祉サービスについて

(課題)

- 事業所は足りている一方で、不足するサービスもあり、サービスの精査が必要
- 相談支援の後方支援をしてくれる人がほしい
- 急なサービス利用、緊急の受け入れの難しさ
- サービス内容一覧表などサービスについての情報提供や情報共有
- サービスや制度についての正しい理解促進、介護サービスとの連携
- 個人個人、障がい特性に合わせた対応の必要
- 阪南市外からの利用者への配慮

- 事業所は自体は足りている。
- 事業所が増えすぎている。事前協議を行い、必要かどうかを精査する段階ではないか。
- 放課後デイ、就労系、訪問看護、グループホームは、これ以上必要ないと思う。
- ガイドヘルパー不足で外に出たいとの思いが叶わず、外出できないことがある。
- 土日に外出したくても、ガイドヘルパーが頼めず1人でホームで過ごしている方がいる。
- 移動支援の時間が短くなっているが、外に出るには移動支援は大事な手段
- 医療型短期入所でもいいから、レスパイト*ができる環境がほかの病院でも作れるといい。
- 就労事業所の仕事内容が袋詰め等の内職仕事と画一的なところが多く、自分たちの作ったものが誰かの役に立っているなど、社会とのつながりを感じるような仕事があればいい。
- 請負が偏るときは共同受注にするなどの工夫ができないか。
- 相談支援にあたって、主任相談支援専門員みたいな、スーパーバイザー的な後方支援をしてくれる方がほしい。相談支援員がほかに相談できるところがない。
- 利用者の家族が年始に急な入院をして、担当の相談員にも連絡がつかず、短期入所などのサービスを使うことができなかった。
- 普段、別の病院に通われている方が急にショートステイを利用したいとか、緊急の受け入れはなかなか難しい。
- 障がい者(児)に対する情報や福祉サービスに対する情報がもっと欲しい。
- いろんなサービスがありすぎて説明が難しい。サービス内容の一覧がない。
- ヘルパーができないことは、社会福祉協議会に相談したらボランティアがお手伝いしてくれる。
- グループホームの入居情報を共有できる仕組み
- 障がい福祉サービスを使うにあたり、正しく理解されていないという場面が多い。
- 学校の先生が福祉サービスで利用できること、できないことを把握されていない。
- 介護保険と障がい福祉ではルール、制度が違う。ケアマネジャーも誤解している部分があって、すり合わせが必要。両者を同時に使っている方など、お互いに連携をとりやすいシステム、体制を整えたい。
- 65歳になると介護のほうにいかなければならないのか、自分の選ぶ道をどのように正しく選択していったらいいのか戸惑っている利用者がある。
- 支援の仕方については、利用者ひとりずつのアセスメントをしっかりするべき。
- 視覚障がい者には手渡し、声掛けといったことを徹底してほしい。
- 聴力障がい者が介護保険の申請をするときは手話ができるケアマネジャーやヘルパーを頼む必要がある。手話のできない人が来て、筆談では意味を読み込めない。
- 阪南市の事業所に勤めている、通っている人にはコミュニティバスの無料乗車券を発行してほしい。

⑫阪南市において、今後、特に力を入れて取り組むべきと思われる障がい者(児)施策

(課題)

- 独居障がい者の入退院時の支援、乳幼児健診の回数を増やすなど、こまやかな支援
- 障がい者の就職先の増加
- 障がいの現状とサービスについての情報発信、安心して外出できるための情報提供
- 障がい者と高齢者の共生型サービス
- 障がい者(児)が安心して過ごせる居場所や、障がい種別ごとの親の会など交流の場
- 研修、研究の場、事業所同士の交流の場
- 市民病院への手話通訳の配置、視覚障がい者への情報手段の徹底
- 伝わる計画づくり、課題の検証

- 独居障がい者の入退院時、入院中の支援。災害時の薬の受け取り等の支援
- 1歳半健診から3歳半健診までの間が長い。その間にも健診があれば。
- 障がい者枠で働ける事業所を増やしてほしい。
- 企業間同士のマッチングみたいなものを催してほしい。
- 難病の数が増え、新たな障がい名も増え、障がいも高齢化と重複化している一方で、市からのサービスなり情報発信が追いついていない部分がある。毎年チェックし、的を射たサービス、地域に必要なサービスにつなげていただきたい。
- 障がい者が外に出るにはまずトイレが心配。電柱ごとに、ここに障がい者トイレがありますと書いておいてくれたら障がい者もすごく出やすくなる。
- 障がい者が安心して出て行ける情報を届けるというのは行政の環境整備の権利保障の一つ。行政としてしっかりマップ化をするというのは必要
- 通所の公的なサービスで高齢者の方と障がい者の方が一緒に通えるような共生型サービスがあったら、親子で通える。
- 子どもが遊べるような施設がないので、長時間の預りのときなど行くところに困っている。
- 外出時に昼食をとったり、休憩したり、そこを拠点として出かけたりするスペースとして、公民館の空いている部屋や文化ホールの部屋を提供してほしい。
- 障がい者が集まって遊べるような場所があればありがたい。
- それぞれの障がいの親の会みたいなのがあれば情報交換してもらいやすいし、集まりがあれば行政のほうからも新しい制度がありますとか情報提供してもらえる。
- 障がい者は一人一人特性を持っている。職員が寄り添うためにはその特性を知ることが大事。現場での研究の場があればいい。
- 事業所同士で交流できる場所がほしい。
- 市民病院に手話通訳を置いてほしいという要望は長く出している。事前の登録、派遣依頼があれば手話通訳が一緒に行けるが、突然のときの対応は難しい。
- 重要なものに関しては点字版とテープ版、墨字版の3種類の情報手段を徹底してほしい。
- 基本計画を絵に描いた餅にしないでほしい。PDCAの中で自己評価と課題の見直しをしっかりとやってほしい。地域自立支援協議会での課題検証など、こちらに見えなくなっている。

⑬障がい者の自立に向けて、ご本人やご家族が準備していく必要があると感じていること

(課題)

- 障がい者本人と親の早い段階での障がい受容
- 個々のニーズにあった支援・サービスを利用し、地域で生活するスキルをつける

- ・放課後デイやショートステイなどを利用し、早い段階で生活面の自立の道筋も作る必要がある。
- ・親の子離れ、子どもの親離れをするために、個々のニーズにあったフォーマル、インフォーマルな支援を段階を踏んで受け入れていく。
- ・障がいを持った方が早い段階で障がいを受容し、地域で生活するためのスキルをつける。そのためには親自身に意識を持ってもらう必要がある。

⑭障がい者の自立に向けて、サービス事業者、行政、地域住民ができるのではと感じていること

(課題)

- 地域住民との交流の機会
- 医療・学校・行政・サービス事業所が連携できる仕組みづくり

- ・地域住民との交流の機会をもっと何らかの形で作れたらと思う。
- ・各々の役割があいまいなので包括的な仕組みが必要
- ・医療・学校・行政・サービス事業所が連携できる目に見えた仕組みが必要

⑮活動を行う上での問題点、必要な支援

(課題)

- 利用者、新規会員の確保
- 事業所同士のつながり、情報共有の場の少なさ

- ・就職者とサービス利用相談の比率が年々悪くなっている。就職者は出るが紹介が減っているなのでここを強化してもらいたい。
- ・視力障がい者福祉協会の会員の社会参加は活発だが、だんだん高齢化している。30～40代の若い人に入会してほしい。
- ・グループホーム単体の新規参入で縦や横のつながりもなく、様々な情報なども入ってこない。
- ・事業所同士の話し合いの場がほしい。大事な会議でも出席者が少ない。
- ・民生委員との情報共有の場が少ない。高齢者の情報がほとんどで、子どもの情報が少なく、障がい者については情報共有して地域で見守るという体制にはなっていない。

第2部 第4次阪南市障がい者基本計画

第1章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の9項目を基本目標として設定します。また、これらの基本目標を達成するために、「第2章 障がい者施策の課題と方向」において、各基本目標における具体的取り組みについて整理をしています。

基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援

障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がい者が、地域の中で生き生きと安全・安心に暮らしていくためには、地域共生社会の実現に向けた取り組みや多様なニーズに対する相談やサービスの充足など、障がい者にとって暮らしやすい地域づくりを進めることが大切です。

そのため、令和3年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、本市直営で「基幹相談支援センター」を設置し、多機関と連携しながら、重層的な相談支援体制を充実していきます。あわせて、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、または社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じた、在宅での自立した生活を支えていくためのサービス、経済的な保障の充実を図ります。

また、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、本市に設置している「くらし丸ごと相談室」をはじめ多機関と連携し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を展開し、「重層的支援体制」を整備し、地域共生社会の実現に取り組みます。

基本目標 2 保健・医療・福祉の連携による支援

子どもが健やかに育つためには、母子健康管理が重要な役割を担います。障がいのある子

どもや、特に成長発達に不安や障がいの疑いがある子どもの支援には、子どもの特性を理解することが必要であり、保護者に寄り添った育児不安の解消や問題解決に向けた保健指導を行います。

また、生活習慣が原因となる慢性疾患による障がいが増加しており、若い世代から健康状態に応じた健康診査等を実施するとともに、障がい者が元気で生きがいをもって幸せに暮らせる健康づくりを推進するため、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう、体制の充実を図ります。さらには、地域自立支援協議会において協議を行い、精神障がい者が地域で暮らせる社会資源の整備や入院中の精神障がい者の退院、地域移行などに取り組み、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

基本目標 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備

障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもと共に学ぶことができるような教育環境の整備が求められます。そのような教育環境の整備を図るためにも、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校園生活を送ることができるインクルーシブ教育システム^{*}を推進します。

学習・文化・スポーツ活動などの環境を整備することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進に繋がり、生活の質の向上を図る大きな役割を果たすこととなります。そのため、障がい者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動の情報提供に努めるとともに、身近なところで参加できるよう、指導者の確保などを進め活動の充実を図ります。

基本目標 4 雇用・就業の支援

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めることより、障がい者がその能力や適性に応じた就労の場を確保することが大切です。

就労の場を確保し、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、地域自立支援協議会において協議を行い、関係機関が連携し、積極的に障がい者の雇用を促進するとともに、就労継続支援 B 型事業所における工賃の向上に努めます。

基本目標 5 障がい者に配慮したまちづくりの推進

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー^{*}化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりが求められます。

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、地域の実情を踏まえた取り組みを促すことによりバリアフリー化、ユニバーサルデザイン^{*}化を図るとともに、利用者の視点に立ち、交通安全施設の整備、公園の整備・改善など、障がい者が外出しやすいまちづくりを推進します。

基本目標 6 多様な手段による情報アクセシビリティの推進

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上が求められます。

アンケート調査結果でも、暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の割合が高くなっており、重要度の高さがうかがえます。情報がよりわかりやすく、確実に伝わるよう取り組んでいくとともに、広報はんなりや市ウェブサイト等による情報提供の充実を図ります。

基本目標 7 安全・安心に暮らすまちづくりの推進

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護を図る必要があります。アンケート調査結果でも、災害時に困ることとして「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高くなっており、避難後の避難場所での生活環境に対する不安や、災害時に避難できるかどうかについて不安を抱く障がい者が多いことがうかがえます。

このような不安を解消できるよう、国の指針や府の地域防災計画に基づき、本市地域防災計画を見直し、防災活動の総合的推進を図ります。また、障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、関係機関との連携を促進し、防犯対策及び消費者被害からの保護を推進します。

基本目標 8 差別の解消及び権利擁護*の推進

障がい者がその人らしい地域生活を送ることができるためには、権利や尊厳が保持されるように権利擁護の視点が大切です。全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、啓発や交流活動等を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進に努めます。

あわせて、令和3年度に設置する基幹相談支援センターは障がい者虐待防止センターを兼ねており、障がい者虐待の防止に努めるとともに、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

基本目標 9 行政サービス等における配慮

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等における障がい者理解の促進に努め、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、市窓口や選挙等における合理的配慮を行います。

3 施策体系

基本理念 ～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

基本目標	施策の内容
1. 地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援	(1) 相談支援体制の構築
	(2) 日常生活を支える支援の充実
	(3) 障がい児支援の充実
	(4) サービスの質の向上等
	(5) 障がい福祉人材の確保
2. 保健・医療・福祉の連携による支援	(1) 保健・医療の充実等
	(2) 精神保健・医療の提供等
	(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
	(4) 発達障がい者等に対する支援の充実
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備	(1) 教育環境の整備
	(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
4. 雇用・就業の支援	(1) 総合的な就労支援
5. 障がい者に配慮したまちづくりの推進	(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
6. 多様な手段による情報アクセシビリティの推進	(1) 情報提供の充実等
	(2) コミュニケーション（意思疎通）支援の充実
7. 安全・安心に暮らすまちづくりの推進	(1) 防災対策の推進
	(2) 防犯対策・消費者トラブルの防止の推進
	(3) 感染症対策と障がい者支援
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 理解・交流の促進
	(2) 人材育成等
	(3) 権利擁護の推進
9. 行政サービス等における配慮	(1) 市窓口や選挙等における配慮

第2章 障がい者施策の課題と方向

基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援

(1) 相談支援体制の構築

[現状と課題]

- 障がい者の不安や悩みを解消し、自立への意識を高めていくために、相談支援事業所まつ
のき園、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）※、相談支援専門員、障がい者相談員、
市ケースワーカー等が随時相談に応じています。
- 相談支援専門員が不足しており、計画相談支援の体制整備が課題となっています。
- コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業では、保健福祉圏域に配置されている地域
の福祉相談員（CSW）が、くらしの安心ダイヤル事業をはじめ個別援助や地域支援によ
る事業を展開しています。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、
多機関と連携し、重層的な相談支援体制を構築します。
- 地域共生社会の実現のため、「くらし丸ごと相談室」と連携し、「ひきこもり」など、制度
の狭間にある生活課題を抱える方を対象に、断らない相談支援を行います。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、悩みや困ったときの相談相手で、「家族や親せき」
と答えた人は66.9%であり、暮らしやすいまちづくりのために必要なことで、「なんでも
相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と答えた人は47.4%あります。

[施策の推進方向]

障がい者が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実します。

[具体的な取り組み内容]

地域における、相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和3年度に基幹相談支援センターを本市直営で設置し、多機関と連携し、権利擁護・虐待防止などの専門相談を行うとともに、地域の相談支援体制を強化するため、委託相談支援事業・指定特定相談支援事業者への専門的指導、助言、人材育成、相談機関との連携強化の取り組みなどを行うことで、総合的かつ重層的な相談支援体制を構築します。なお、将来的に基幹相談支援センターの民間委託も検討していきます。

また、「くらし丸ごと相談室」と連携し、「ひきこもり」など、制度の狭間にある生活課題を抱える方を対象に、断らない相談支援を行います。

[事業]

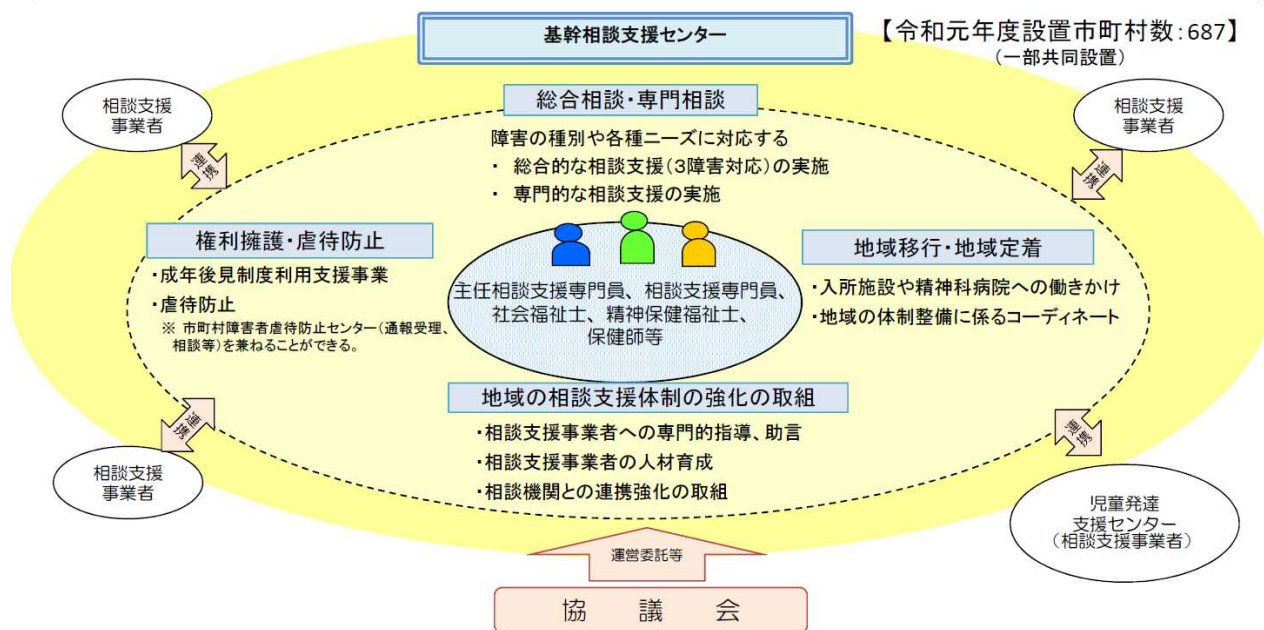
事業名	事業内容	担当
障がい者相談員の充実	阪南市が委嘱している障がい者相談員（視力障がい、聴力障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい）の相談業務の質の向上や周知・充実を図ります。	市民福祉課
相談支援事業の充実	障がい者やその家族、または支援している人の相談、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整など総合的な相談支援を行います。	市民福祉課
基幹相談支援センターの設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関として、本市直営で基幹相談支援センターを設置し、多機関と連携し、重層的な相談支援体制を構築します。	市民福祉課
主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用	地域の相談支援専門員に、大阪府で実施する主任相談支援専門員養成研修を受講するよう周知します。また、研修を修了した主任相談支援専門員と協力して地域の支援力強化を図ります。	市民福祉課
コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業の推進	令和3年度より、地域包括支援センター2か所に、地域の福祉相談員（CSW 各2名）を配置し、多機関と連携し、個別の福祉サービスの利用や生活全般の困りごとの相談に応じ、住民の力での解決を支援し、必要に応じて専門職につないでいきます。	市民福祉課
小地域ネットワーク活動※等推進事業の推進	社会福祉協議会にコミュニティワーカー※を設置し、概ね小学校区を単位として校区（地区）福祉委員会※、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ、ボランティア、企業、ホームヘルパーなどが連携し、市民の抱えるさまざまなニーズに対して、見守り、声掛けなどの個別支援活動や食事会、サロンなどのグループ支援活動を行います。	社会福祉協議会 市民福祉課
「くらし丸ごと相談室」との連携及び充実	地域共生社会の実現のため、「くらし丸ごと相談室」と連携し、「ひきこもり」など、制度の狭間にある生活課題を抱える方を対象に、断らない相談支援を行います。	市民福祉課

地域の相談支援の拠点として国が想定する基幹相談支援センターの役割及び重層的な相談支援体制のイメージは以下のようになります。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



出典：令和元年度全国厚生労働関係部局長会議資料

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

出典：令和元年度主任相談支援専門員養成研修

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ)Ⅲの支援を一体的に実施)

I 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

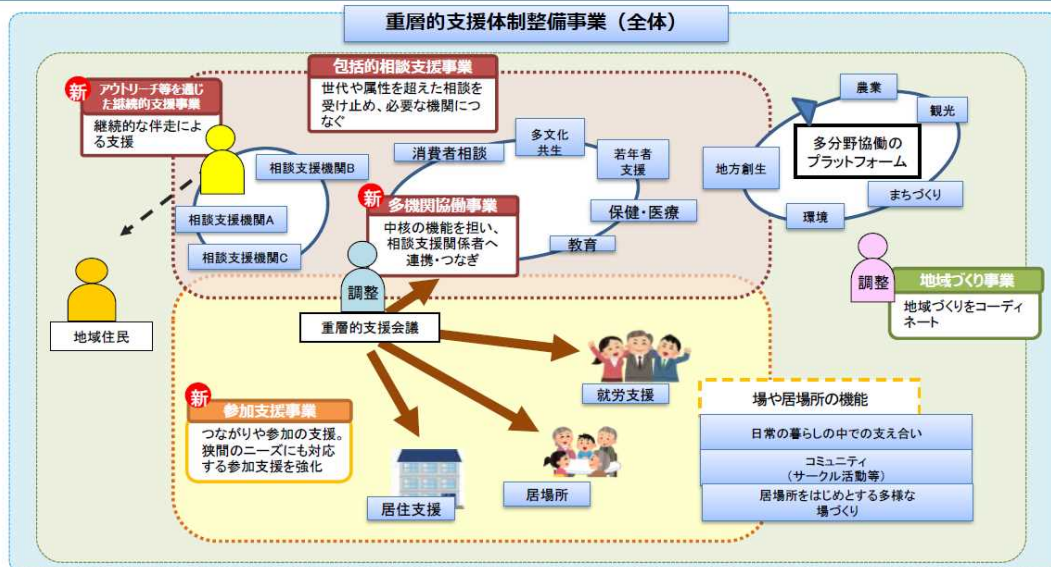
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を回り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当国会議員資料

(2) 日常生活を支える支援の充実

[現状と課題]

- 障がい者が自立した地域生活をおくることができるよう、手当や補装具費の支給等の経済的な保障の充実を図っています。
- 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター※を利用する方が年々少しずつですが増加傾向にあります。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」と答えた人は27.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と答えた人は22.7%です。

[施策の推進方向]

個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅での自立した生活を支えていくためのサービス、経済的な保障の充実を図ります。

[具体的な取り組み内容]

手当や給付事業を継続するとともに、自立した地域生活ができるよう、地域活動支援センター機能の充実に取り組んでいきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
ふれあい収集の推進	家庭ごみを集積場まで排出することが困難なひとり暮らし高齢者や障がい者などに対し、「声掛け」を行いながらごみを戸別収集し、在宅での生活が維持できるよう支援します。	資源対策課
補装具費支給事業の推進	身体上の障がいを補うための用具を交付し、身体障がい者の日常生活を円滑にします。	市民福祉課
身体障害者手帳診断費用支給事業の推進	身体障害者手帳申請のための診断書作成に必要な費用を非課税世帯に支給し、手帳取得にかかる経済的負担を軽減します。	市民福祉課
特別障害者手当等給付事業の推進	身体、または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方に支給します。	市民福祉課
生活福祉資金貸し付け事業の推進	国と府が資金を出し、低所得、高齢者及び障がい者などの世帯を対象に低利で必要な資金を貸し出し、安定した生活が営めるように努めます。	社会福祉協議会
地域活動支援センター機能の充実	創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能を充実強化します。	市民福祉課

事業名	事業内容	担当
生活困窮者自立相談支援事業の推進	様々な理由で生活に困っている状態にある人に対して、包括的かつ早期に課題解決に向けて相談員と一緒に考え支援します。	社会福祉協議会 生活支援課

(3) 障がい児支援の充実

[現状と課題]

- 障がいの早期発見と早期療育を図るため、保健センターでは健康診査及び相談体制の充実に取り組んでいます。
- 障がいを早期に発見し、できる限り早期に療育が受けられるよう、たんぼぼ園を中心に児童発達支援、放課後等デイサービス、医療的ケアを必要とする重度心身障がい児の通園保障などを行っています。また、児童発達支援では、作業療法士・理学療法士等による訓練の充実を図っています。
- 障がい児が一貫した支援を受けられるよう、保育所における個別支援計画の作成が課題となります。

[施策の推進方向]

関係機関・施設などとの連携を図り、障がいを発見した後、早期に身近な地域において、訓練や相談に応じることのできる体制の充実に努めます。

[具体的な取り組み内容]

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を、地域の身近な場所で提供する体制の構築が必要であり、保育所における個別支援計画の作成に取り組んでいきます。

また、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と支援協力体制を構築できるよう努めます。

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズ、支援体制の現状を泉佐野保健所と連携して把握することにより、支援体制の充実に努めます。

重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保にあたっては、家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であり、ニーズが多様化している状況を踏まえ、短期入所の役割やあり方を検討します。

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の整備に努めます。

障がい児入所施設については、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うなど、地域に開かれたものになるように、事業者と連携して、短期入所等の実施体制の整備と併せて検討していきます。

虐待を受けた障がい児に対しては、状況等に応じたきめ細やかな支援に努めます。

障がい児入所施設に入所している児童については、18歳以降の支援の在り方に関する協議体制の整備を図ります。

また、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援における学校の空き教室の活用等の実施形態及び関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態について検討していきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
すくすく健診・のびのび相談の充実	疾患の早期発見と早期治療を目的として、その結果に基づき、より専門的な指導及び措置を行うことにより、健全育成を図ります。	健康増進課
障がい児保育支援事業の充実	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所での保育、またはたんぽぽ園での療育などを提供し、子育てと仕事の両立を支援します。	こども家庭課
障がい児通所支援事業の充実	障がい児などの発達を支援するため、保護者などからの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給します。	こども家庭課
発達相談（家庭児童相談室）の充実	家庭児童福祉に関する相談業務を行い、家庭児童福祉の向上を図ります。	こども家庭課
訓練体制の整備	指定管理者制度の導入と併せて、専門職員を確保し、市内での訓練体制を整備します。	こども家庭課
保育所における個別支援計画の充実	障がい児に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を図るため、保育所における個別支援計画の作成に取り組んでいきます。	こども家庭課
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の推進	日常生活に支障のある小児慢性特定疾患に罹っている児童に対し、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜及び介護者の負担軽減を図り、児童の自立と社会参加を推進します。	市民福祉課

(4) サービスの質の向上等

[現状と課題]

○障害者施策推進協議会において、阪南市障がい者基本計画と阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画の見直しや進捗・点検を毎年1回以上行い、施策の推進に努めています。

○障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標等を定め、障がい福祉サービス及び相談支援並びに、地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計

画的に図られるように、障がい福祉計画等の策定、進捗管理を行っていく必要があります。

○地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を岬町と共同して行うため、阪南市岬町地域自立支援協議会を設置しています。

【施策の推進方向】

障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会において、障がい福祉における課題を公民で共有し、市民参画・公民協働による障がい者施策を推進します。

【具体的な取り組み内容】

地域の実情に応じた体制整備について、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする地域自立支援協議会の運営の活性化を図っていきます。

地域自立支援協議会と居住支援協議会、発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携に努めます。

【事業】

事業名	事業内容	担当
阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画の進捗管理	阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画の見直しや進捗・点検を毎年1回以上行い、施策の推進に努めます。	市民福祉課 こども家庭課
地域自立支援協議会個別支援会議・サービス調整連絡会議の開催	地域自立支援協議会の個別支援会議で個別事例への支援に関する協議及び調整を行い、サービス調整連絡会議で地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議や地域の社会資源の開発及び改善に関する協議等を行います。	市民福祉課

(5) 障がい福祉人材の確保

【現状と課題】

○障がい福祉の仕事のイメージアップ、やりがいなどの魅力に関する発信や理解促進が求められています。

○医療的ケアの必要な重度心身障がいや重度知的障がい、強度行動障がいのある人に対する社会資源が不足し、また福祉人材の確保・養成・定着が必要であり、今後地域の実情を踏まえた取り組みが重要となります。

[施策の推進方向]

障がい福祉人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに取り組みます。

[具体的な取り組み内容]

市と社会福祉協議会、障がい福祉事業所などの福祉関係機関や、地域自立支援協議会などと連携・協力し、人材確保に向けた取り組みを推進します。また、ハローワークなどと連携した取り組みを推進します。

次世代の福祉を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう、小中学校等において福祉教育や体験活動などの充実を図ります。

[事業]

事業名	事業内容	担当
福祉人材の養成・確保	大阪府における介護・福祉人材の確保に関する取り組みとの連携や、関係機関・団体等と連携を図りながら、介護職・福祉職やサービスの魅力の向上・発信、潜在的な有資格者等の掘り起こし、多様な介護・福祉人材の確保に向けた取り組みを図ります。 また、サービス提供事業者に対して、障がいのある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保と資質の向上を働きかけていきます。 障がい特性を理解した人材確保と資質の向上のために、大阪府や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参加を促します。 今後も引き続き、泉南地域介護人材確保連絡会議を軸に、取り組みの具体化に向けて情報交換を行います。	介護保険課 市民福祉課
福祉人材の定着	福祉人材の定着を図るため、労働環境の整備の推進に努めるとともに、従事者の資質の向上を図るため、キャリアアップの仕組みの構築に努めます。	介護保険課 市民福祉課

事業名	事業内容	担当
福祉教育の実践	小・中・高校における福祉教育として、社会福祉協議会、校区福祉委員会、ボランティア等の協力のもと、地域のボランティア活動を学んだり、障がいに関する疑似体験や交流体験を行います。	社会福祉協議会
労働環境の改善	<p>介護・福祉従事者が、意欲と誇りを持って働くことができるよう、雇用主であるサービス提供者事業者に対して、雇用管理の改善や職業能力の開発及び向上に向けた支援の充実、指導の強化に努めます。</p> <p>国が示す方針に基づく個々の申請様式、添付書類や手続きに関する簡素化を推進します。</p>	市民福祉課 広域福祉課

基本目標 2 保健・医療・福祉の連携による支援

(1) 保健・医療の充実等

[現状と課題]

- 更生医療等の医療費の公費負担制度により医療費負担を軽減しています。
- 保健センターでは、保健師や管理栄養士、理学療法士等による健康教育や健康相談等を実施し、市民の健康づくりに取り組んでいます。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが重要であり、阪南市民病院を中核とした障がい者の地域医療体制の充実について指定管理者と協議していく必要があります。

[施策の推進方向]

医療費負担を軽減するとともに、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう体制の充実を図ります。

[具体的な取り組み内容]

更生医療・育成医療、重度障がい者医療費助成事業の推進を図るとともに、阪南市民病院を中核とした障がい者の地域医療体制の充実について、指定管理者と協議していきます。

医療的ケア児に対する支援について、包括的な支援体制の構築のため、小児在宅医療ケア連絡会で協議していきます。新生児集中治療室に入院中から、退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援について、泉佐野保健所と連携して検討していきます。

また、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるように、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげる体制整備について検討していきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
更生医療・育成医療の推進	指定医療機関で治療を受け、身体上の障がいを軽減し、日常生活が容易に送れるよう、医療費の一部を助成します。	市民福祉課
重度障がい者医療費助成事業の推進	重度の障がいがある方に対して、医療費の一部を助成し、健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ります。	市民福祉課
市民病院を中核とした障がい者の地域医療の充実	市民病院を地域医療の中核として位置づけ、保健センター・保健所・医療機関と連携し、障がい者に対して適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を提供します。	健康増進課

(2) 精神保健・医療の提供等

[現状と課題]

- 市民福祉課に精神保健福祉士を配置し、専門相談にに応じています。
- まつのき園が中心となって、精神疾患があり日中活動の場に参加しづらい方に精神グループワークの参加を呼びかけ、ひきこもり予防に努めています。
- 精神保健福祉法に基づき、自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療（精神通院医療）による医療費負担の軽減を行っています。

[施策の推進方向]

医療費負担を軽減するとともに、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる社会資源の整備に努めます。

[具体的な取り組み内容]

精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、医療機関、保健所等と連携を図るとともに、精神障がい者が地域で生活できるよう日中活動の場等の充実に努めていきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
精神グループワークの充実	自宅にひきこもりがちで、社会参加のきっかけ作りなどが必要な方に調理実習や体操などのグループワークを月1回実施します。	市民福祉課
精神通院医療の推進	精神科の医療が長期的に必要なとき、経済的負担を軽減することで、指定医療機関で治療を受けやすくし、病状の改善が促されるようにします。	市民福祉課

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

[現状と課題]

- 障害者総合支援法の制定により、障がい者の範囲に新たに難病患者^{*}等が追加され、難病患者等も障がい福祉サービス等の対象となりました。
- 疾病の予防、早期発見・早期治療のために、保健センターを拠点として健康診査、健康教育、健康相談等を実施しています。
- 健康増進課、介護保険課、社会福祉協議会等が連携することで、地域の身近な場所でいきいき百歳体操やいきいき健康教室、保健センターや防災コミュニティセンターで10歳若

返り講座や元気しゃっきり教室等の健康づくり・介護予防教室を開催することができ、健康づくり・介護予防に取り組んでいます。

[施策の推進方向]

阪南市スマートウエルネスシティ基本計画の理念を踏まえ、元気で生きがいをもって幸せに暮らせる健康づくりを推進するため、健康診査や健康教育、健康相談などの充実に努めます。

[具体的な取り組み内容]

妊産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査、保健指導の適切な実施により、疾病等の早期発見・治療を図るとともに、生活習慣病の予防、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、健康診査・健康教育の実施等に取り組んでいきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
妊産婦健康診査の充実	疾病等の早期発見・治療及び流産、死産、未熟児出生などを予防するための妊産婦の定期健診を充実します。	健康増進課
4カ月児健康診査・1歳7カ月児健康診査・3歳6カ月児健康診査の充実	乳幼児に対して健康診査を行い、疾病予防や早期発見・早期治療を図ります。また、その保護者に育児などに関する保健指導を実施します。	健康増進課
健康診査の充実	生活習慣病の予防・合併症の発症や症状の進行等を予防するため、健康診査を実施します。	保険年金課
健康づくり・介護予防についての健康教育の推進	保健師や管理栄養士、健康運動指導士などが行う生活習慣病を予防する教室を通じて市民の健康づくりを推進します。 また、介護予防の第一歩として、地域の身近な場所（住民センター等）で血圧測定や保健師・管理栄養士・理学療法士等による講話や体操等を実施します。	健康増進課 介護保険課 社会福祉協議会
介護予防拠点	介護予防拠点は、高齢者や障がい者、子ども等、全世代の市民が利用できる共生型の介護予防施設で、市民交流の場、健康相談等実施しています。	介護保険課

(4) 発達障がい者等に対する支援の充実

[現状と課題]

- 発達障がいに関する相談件数が年々増えており、相談体制の強化や正しい知識の普及啓発が求められています。
- 既存の障がい者（児）サービスに加え、それぞれの障がい特性やライフステージ*に応じた発達障がいについて切れ目のない支援が必要となっています。
- 学校内で障がい児に対して日常の学習・生活支援を行う子ども支援員へは、人権研修と障がい理解研修を行い、発達障がいについての理解促進を図っています。
- 学校心理士である教育支援相談員が、小中学校及び幼稚園、保育所の訪問を行い、児童への支援方法の研修や、教職員や保護者の相談にのっています。

[施策の推進方向]

各種支援機関における情報連携や当事者及びその家族への効果的な情報発信に努めます。

[具体的な取り組み内容]

- 発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。
- 児童発達支援センターと各関係機関が連携した相談支援体制の充実を図ります。
- 同じ悩みを持つ当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行う場などの情報提供を行っていくなどピアサポート*活動への支援の充実を図ります。

[事業]

事業名	事業内容	担当
障がい特性やライフステージに応じた発達障がい者（児）施策の推進	それぞれの障がい特性やライフステージに応じた発達支援について、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、支援機関連携の強化、支援体制の充実を図ります。	こども家庭課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課
発達障がいの正しい知識の普及啓発	乳幼児期、学童期、青年期、壮年期などの各ライフサイクルに沿った発達障がいの理解と支援に関する情報提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めます。	こども家庭課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課
相談機関の充実	児童発達支援センターと各支援機関が連携して、専門的な相談支援を実施します。 障がいの早期発見に向けて、発達の専門医による健診の充実など、発達障がいのある子どもとその家族を対象とした支援の充実に取り組んでいきます。	こども家庭課 学校教育課 健康増進課 市民福祉課

事業名	事業内容	担当
ピアサポート活動への支援	発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行う場の立ち上げを支援し、情報提供を行っていくなど、ピアサポート活動への支援の充実を図ります。	市民福祉課

基本目標 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の環境整備

(1) 教育環境の整備

[現状と課題]

○教育・保健・福祉等の関係機関が連携して障がい児支援連絡会を定期的を開催し、障がい児やその保護者への支援を行うとともに、障がい児が一貫した支援を受けられるよう幼稚園、小・中学校において個別の教育支援計画の作成を行っています。

[施策の推進方向]

全ての子どもが、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる体制の整備を図ります。

[具体的な取り組み内容]

一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校園生活を送ることができるインクルーシブ教育システム*を推進します。

[事業]

事業名	事業内容	担当
教育相談の充実	障がいのある子どもの生活、学習、就学、進路などについての教育相談を行います。	学校教育課
支援学校への見学、体験入学の充実	支援教育に対する理解を深めるため、支援学校と連携し、教育相談と並行しながら見学や体験入学の機会を設けます。	学校教育課
教育支援委員会の推進	障がいのある子ども及び保護者に対して、適切な就学や進学情報の提供と相談を行い、適性にあった進路選択ができるよう支援します。	学校教育課
障がい児支援連絡会の推進	教育・医療・福祉各関係機関参加の「阪南市障がい児支援連絡会」を組織し、多角的視点からの支援の充実を図ります。また、定期的に相談会を開き、広く相談を受け付けます。	学校教育課
子ども支援員配置事業の充実	障がいのある、または障がいの可能性のある幼児・児童・生徒が安全に学校園生活を送るため、必要な支援及び適切な学習支援を行う子ども支援員を配置します。	学校教育課
インクルーシブ教育システムの推進	一人ひとりの教育的ニーズに適切に対処し、障がいのある子どもも、障がいのない子どもも安全で安心な学校園生活を送ることができるシステムを推進します。	学校教育課

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

[現状と課題]

- 大阪障がい者スポーツ大会の周知を行ってきましたが、開催場所が遠方であることから年々参加者数が減少しています。
- 指定管理者ミズノグループ主催で行われている障がい者（児）スポーツ教室への参加者は多く、障がい者（児）の余暇活動の充実、障がい者（児）や保護者、ボランティアとの交流が図られています。
- 図書館では対面朗読サービス、西鳥取公民館では障がい者のためのコーラス等、地域の文化活動や講座などに障がい者（児）も参加できるよう、障がい者（児）の教養の向上に努めています。

[施策の推進方向]

障がい者（児）が参加できるスポーツ・レクリエーション活動の情報提供に努めるとともに、身近なところで参加できるよう指導者の確保などを進め、活動の充実に努めます。

[具体的な取り組み内容]

障がい者（児）団体連絡協議会と連携し、障がい者（児）が参加できるスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動を紹介し、その機会を保障します。

[事業]

事業名	事業内容	担当
障がい者（児）スポーツ教室の充実	教室を設定し、各種の運動経験を広げることにより、障がい者（児）の体力の向上に役立てるとともに、障がい者（児）及び保護者同士の交流を図ります。	生涯学習推進室
プレイリーダーの養成、登録、派遣制度の整備	障がい者スポーツ指導員育成のための講座を開催し、スポーツの指導者としての人材の認定を行い、指導者の資質の向上を図ると共に、人材の登録、派遣を行います。	生涯学習推進室
録音図書点字図書貸出サービスの充実	視覚障がい者等が要望する録音図書点字図書を点字図書館などから借り受け、貸出サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上に努めます。	図書館
文化的講座	料理づくりや、視力障がい者の方とボランティアの方達とのコーラスの練習を通して、親睦を図ります。また、障がいのある子どもが和太鼓、音楽を通じて親睦と交流を深め、身体を動かすことで健康維持につなげます。	西鳥取公民館

事業名	事業内容	担当
対面朗読サービスの充実	視覚等に障がいのある利用者に図書館の資料の朗読サービスを行い、障がい者の教養を深めるとともに福祉の向上に努めます。	図書館
図書郵送貸出サービスの充実	直接来館することが困難な方を対象に、図書を自宅などに郵送するサービスを行います。	図書館
読書困難者のための資料の収集	LLブック（知的障がい者等のため）、大活字本（視覚等に障害のある人のため）、マルチメディアデージー、バリアフリー絵本等、通常の読書が困難な人のための資料の収集に努めます。	図書館

基本目標 4 雇用・就業の支援

(1) 総合的な就労支援

[現状と課題]

- 障がい者がその能力に応じて適切な雇用の場につくことができるよう、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※、障がい者就労施設等と連携して事業主への働きかけを行ってきたことで、平成27年度以降は毎年6人以上の障がい者が就労につながっています。
- 就職者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援については、地域自立支援協議会を核とした就労・生活支援システムを構築するには至っていませんが、関係機関と連携を図りながら個別支援に取り組んでいます。
- 商工会と連携して、市内スーパーや産業フェアで障がい者就労施設等の製品を販売・啓発しています。
- 障害者優先調達推進法に基づき、毎年、阪南市障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定し、障がい者就労施設等の提供する物品等の調達を推進しています。
- 障がい者が継続して就労していくためには、就労に関する悩みの解消、日常生活の充実等が必要であり、まつのき園が活動を支援しているサンブライトやひまわりカフェがアフターケアの役割を果たしています。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、「仕事をしたい」と答えた人は36.0%、また、障がい者の就労支援として必要なこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」と答えた人は54.9%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」と答えた人は34.4%、「通勤手段の確保」と答えた人は33.1%となっており、就労についての課題が大きいことがわかります。

[施策の推進方向]

関係機関が連携し、積極的に障がい者の雇用を促進するとともに、就労継続支援B型事業所における工賃の向上に努めます。

[具体的な取り組み内容]

障がい者就労施設等の提供する物品等の調達を推進するとともに、地域自立支援協議会就労・生活支援部会において、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が実施できるよう支援体制の構築に努めます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
地域自立支援協議会就労・生活支援部会の充実	就労者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援についてのシステムの構築に努めます。	市民福祉課
障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	関係機関と連携し、障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進に取り組みます。	市民福祉課
障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組みます。	市民福祉課
市における障がい者雇用の促進	地方自治体に対する法定雇用率※を遵守し、障がい者雇用に努めるとともに、障がい者である職員が能力を有効に発揮して活躍すること及び活躍の推進に関する取り組みを実施することができるよう、令和2年4月に策定した「阪南市障がい者活躍推進計画」に基づき取り組みます。	人事課
地域就労支援事業の実施	障がい者（就職困難者等）に対して、個人に応じた個別サポートプランを提供することにより、就労阻害要因の克服や雇用・就労に関する意識・意欲の助長を図るとともに、雇用・就労につながるよう、地域の関係機関が連携し、一人ひとりの自立・就労を総合的に支援するシステムづくりを検討します。 また、今後は、市内事業所の中心的な役割を果たす商工会と連携し、雇用に際しての事業所としての条件や不安などを把握し、雇用開拓、定着に向けた啓発に努めます。	まちの活力創造課
障がい者の職業能力開発事業の活用	大阪障害者職業能力開発校、大阪障害者職業センター等で行っている職業能力開発の積極的な活用に努めます。	まちの活力創造課
精神障がい者社会生活適応訓練事業の促進	精神障がい者が一定期間、事業協力者のもとに通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより、社会的自立を促進します。社会参加コースと就労準備コースの2コースがあります。	大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労・ITグループ
就労している障がい者に対する支援（サンブライト）	相談支援事業所まつのき園で開催している事業で、就労している障がい者の余暇活動を推進します。	市民福祉課

基本目標 5 障がい者に配慮したまちづくりの推進

(1) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

[現状と課題]

- 障がい者が長年住み続けた住宅での生活が続けられるよう、日常生活用具での住宅改修や重度障がい者（児）住宅改造事業による住宅改造費の助成を行っています。
- グループホームについては、建築基準法、消防法等の防火安全の基準に適合させるための整備が必要になっています。
- 障がい者の外出の機会を保障するコミュニティバスについては、利用者等からの要望を踏まえ、土曜日を増便するなど拡充しています。
- 現在入所（入院）している人への福祉に関するアンケート調査の結果では、今後3年以内に希望する暮らし方として、「グループホームを利用したい」と答えた人は28.8%で、また、地域で生活するために必要な支援として、「障がい者に適した住居の確保」と答えた人は36.4%と最も多くなっています。

[施策の推進方向]

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい住宅環境や生活環境の整備、建築物等のバリアフリー化を推進します。

[具体的な取り組み内容]

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、地域の実情を踏まえた取り組みを促すことによりバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。

[事業]

事業名	事業内容	担当
日常生活用具（住宅改修費）の給付	在宅の障がい者に住宅の改造に必要な経費を補助することにより、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように努めます。	市民福祉課
福祉有償運送事業の推進	公共交通機関を利用しての移動が困難な人を対象とした福祉有償運送制度により、移送サービスの提供の推進を図ります。	市民福祉課

事業名	事業内容	担当
コミュニティバス運行事業の推進	鉄道・路線バス・タクシー以外の公共交通として、主に日常生活や近隣への移動サービスを提供しています。地域ごとに人口減少や高齢化の進展の度合い、移動ニーズは異なることから、今後、地域の実情に応じた公共交通体系を構築するとともに、公共交通と福祉施策による輸送サービスの分担を行い、公共交通における持続性の確保をめざします。	都市整備課
公共施設の障がい者向け配慮の実施	公共施設について「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行うなど、全ての人々が社会参加できるまちづくりを進めます。	都市整備課
民間施設への助言指導要請、民間事業者への既存施設の自主点検の促進	「大阪府福祉のまちづくり条例」などに係る指導及び整備の推進に努めます。	都市整備課
公園の整備・改善	障がい者を含めた全ての人々が、自らの意志で自由に利用することのできる公園施設の整備・改善に努めます。	土木管理室
交通安全施設の整備	歩道、歩道橋、防護柵などの交通安全施設の整備を促進し、安全な歩行空間の確保に努めます。	土木管理室
視覚障がい者用誘導用ブロックの設置	「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づき、市内の必要箇所に視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進め、安全な歩行空間の確保に努めます。	土木管理室
既設歩道の段差切り下げ	既設歩道における横断歩道口などの切り下げ部の構造を「大阪府の福祉のまちづくり条例」に基づいた構造に整備することで、安全な歩行空間の確保に努めます。	土木管理室
放置自転車の撤去	道路に放置された自転車について、放置自転車禁止区域を定めて撤去を行うことにより、安全な歩行空間の確保に努めます。	土木管理室
迷惑駐車を取り締まり	障がい者の通行空間の確保の観点からも警察と連携しながら、迷惑駐車を取り締まりの強化に努めます。	土木管理室

基本目標 6 多様な手段による情報アクセシビリティの推進

(1) 情報提供の充実等

[現状と課題]

- 広報はんなんや市議会だよりの朗読カセットテープの郵送をはじめ、点訳、ルビ打ちなど、障がい者にとって必要な情報が適切な手段によって得られるよう、情報提供を行っています。
- 市ウェブサイトの情報アクセシビリティに配慮し、より多くの人々が利用できるよう取り組んでいます。
- 阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画について、「わかりやすい版」を作成し、知的障がい者にもわかりやすい情報の提供に努めました。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、障がいや福祉サービスに関する情報の入手経路で、「インターネット」と答えた人は、26.6%、「行政機関の広報誌」と答えた人は23.7%あります。

[施策の推進方向]

障がい者が円滑に情報を取得・利用できるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。

[具体的な取り組み内容]

広報はんなんや市ウェブサイト等による情報提供の充実及び知的障がい者にも分かりやすい情報の提供に努めていきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
広報はんなん発行	広く市民に市政の情報を報道し、市政に対する市民の理解と協力を求め、市民と市の協働による市政を実現するため、毎月1回、広報誌を発行します。	秘書広報課
声の広報制作	阪南市視力障がい者福祉協会の協力を得て「広報はんなん」「市議会だよりの朗読」を録音し、希望者に郵送することによって、市内在住の視覚障がい者の方々への広報内容の周知に努めます。	秘書広報課 議会事務局
市ウェブサイトの充実	障がい者の情報格差の縮減に努めるため、市ウェブサイトの情報アクセシビリティに配慮し、より多くの人々が利用できるよう努めます。	秘書広報課

事業名	事業内容	担当
広報誌「ふくしはんなん」発行	広報誌を発行し、阪南市社会福祉協議会の活動内容を、多くの人に理解してもらえるように努めます。	社会福祉協議会
公共郵便物の視覚障がい者対応の推進	公共郵便物の配布については、各課と連携し、登録制で点字による配布を推進します。	市民福祉課 関係各課
知的障がい者に配慮した情報提供の推進	阪南市障がい者基本計画及び阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画等について、知的障がい者にもやさしく読めて分かりやすいかたちで情報提供できるよう努めます。	市民福祉課 こども家庭課

(2) コミュニケーション（意思疎通）支援の充実

[現状と課題]

- 障がいのため意思疎通を図ることに支障がある者に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣等コミュニケーション支援の充実や手段の拡充に努めています。
- 手話奉仕員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させています。

[施策の推進方向]

障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実に努めます。

[具体的な取り組み内容]

手話通訳者・要約筆記者の派遣だけでなく、手話奉仕員、点訳奉仕員の養成講座等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者等に手話通訳者及び要約筆記者等を派遣し、社会生活における円滑な意思疎通の確保を図ります。	市民福祉課
手話奉仕員・点訳奉仕員養成講座の開催	手話奉仕員や点訳奉仕員の養成のための講座を開催します。	市民福祉課
「点字絵本をつくろう」の充実	点字絵本づくりを通して、視覚障がい者への理解を図ります。	西鳥取公民館

基本目標 7 安全・安心に暮らすまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

[現状と課題]

- 聴覚障がい者が火事や救急時にファックスによる通報を可能とする体制の整備に取り組んでいます。
- 災害時の対応に備え、平成 26 年 3 月に「災害時要援護者支援プラン」を作成し、災害時の安否確認の体制を確立することができましたが、災害時にひとりで適切な行動をすることができない人への個別支援計画については検討・調整を継続しているところです。
- 福祉に関するアンケート調査の結果で、災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」と答えた人は 47.4%あります。

[施策の推進方向]

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害時における障がい者に配慮した支援体制の整備を図ります。

[具体的な取り組み内容]

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、災害時要援護者登録名簿を活用した障がい者に対する安否確認等を行うことができるよう、自治会、社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会等と連携し、個別支援計画に取り組んでいきます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
聴覚障がい者 F A X 119 番・NET119 緊急通報システム利用の推進	聴覚障がい者が災害などの被害や急病など、緊急時の迅速な通報が確保できるように努めます。	泉州南消防組合阪南消防署
防火救急講習会の充実	障がい者が火災から身を守ることができるよう、応急処置の実技指導など、一般的な防火知識の普及に努めます。	泉州南消防組合阪南消防署
火災予防査察の実施	障がい者施設などの立ち入り検査を実施し、消防用設備や防火管理の指導に努めます。	泉州南消防組合阪南消防署
消防訓練の指導及び立ち会の実施	障がい者施設への消防訓練の指導及び立ち会の実施により、防火避難対策の強化に努めます。	泉州南消防組合阪南消防署

事業名	事業内容	担当
防災教育の充実	地域の連携や活動等を通じて出前講座等の防災教育を行い、災害時要援護者を災害から守れるよう取り組みます。	危機管理課
自主防災組織の設立・育成	災害の被害を軽減するためには、初期消火や避難誘導などの自主的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、地域での防災訓練等において、防災意識の高揚や啓発に取り組みます。	危機管理課
阪南市地域防災計画の見直し	国の指針や府の地域防災計画の修正に基づき、本市地域防災計画を修正し、防災活動の総合的推進を図ります。	危機管理課
福祉避難所に関する協定書締結の推進	福祉避難所を指定し、要援護者等の受け入れ体制の整備を図るため、福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉施設等への理解・協力を働きかけます。	危機管理課
重度身体障害者緊急通報装置貸与事業の推進	ひとり暮らしの身体障がい者に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう事業の推進に努めます。	市民福祉課
くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進	くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）登録者の情報を地域の関係団体と共有し、日常の見守りや声かけ、地域行事のお誘い及び災害時の安否確認などを行います。	市民福祉課 危機管理課 社会福祉協議会

（２）防犯対策・消費者トラブルの防止の推進

〔現状と課題〕

- 警察、地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進により、犯罪被害の防止及び早期発見に努めています。
- 消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図っています。

〔施策の推進方向〕

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防犯対策及び消費者被害からの保護を推進します。

[具体的な取り組み内容]

障がい者が悪質商法や詐欺などの犯罪に遭遇しないように、障がい者や支援者等に対して相談窓口などの周知啓発に努めるとともに、防犯意識を高めるための防犯教育を実施します。

[事業]

事業名	事業内容	担当
防犯知識の啓発パンフレットの作成、防犯教育の実施	障がい者が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐとともに、犯罪に巻き込まれたときの対処をどのようにするかなどの防犯意識を高めるための防犯教育を実施します。	生活環境課
障がい者への消費生活に関する啓発	悪質商法や詐欺などの犯罪に遭遇しないように、障がい者や支援者等に対して相談窓口などの周知啓発に努めます。	まちの活力創造課

(3) 感染症対策と障がい者支援

[現状と課題]

- 令和2年に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行は、感染によって重症化しやすいことや福祉施設等においてクラスターが発生したこと等を背景に、全国的に福祉事業の在り方等に変化をもたらしました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、外出の自粛や社会参加の場が減少しています。
- 事業所にとって、利用者や従事者に対する感染症対策を実施しながらサービスを継続することは大きな負担となっており、正しい予防知識の普及や対策にかかる支援が重要となっています。

[施策の推進方向]

障がい者が感染症予防を行いながら、安心して福祉サービスの利用ができるよう支援します。事業所と連携し、正しい予防知識の普及や対策にかかる支援を行います。

[事業]

事業名	事業内容	担当
新型コロナウイルス感染症と障がい者支援	新型コロナウイルス感染症に関する国や府からの通知等について、SNS等を活用し、障がい福祉事業所等に迅速に情報提供等を行い、障がいの者の生活を支援していくように努めます。また、障がい福祉事業所と連携し、正しい予防知識の普及や対策にかかる支援を行います。必要に応じて、事業所間の連携を図ります。	市民福祉課 関係各課

基本目標 8 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 理解・交流の促進

[現状と課題]

- 健常者と障がい者が共に学ぶことで、障がい者への理解と認識が深められることから、地域活動支援センターまつのき園では障がい者の理解のための学習会等の開催に取り組んでいます。
- 障がい者（児）団体連絡協議会等と協力し、障がい者週間（12/3～12/9）に障がい者に対する正しい理解と認識を深めるために、ふれあいキャンペーンを実施しています。
- 地域交流館内の喫茶交流スペースである「カフェ・はなてい」において、障がい者が地域と交流できるよう取り組んでいきます。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、「障がいに対する差別などを受けたことがあるまたは少しある」と答えた人は51.1%あります。

[施策の推進方向]

障がいの有無によって分け隔てられることなく、啓発や交流活動等を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進に努めます。

[具体的な取り組み内容]

障害者差別解消法に基づき、その趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動に取り組みます。また、障がい者差別の解消を推進する相談体制を整備するとともに、相談事例や差別解消に向けた取り組みの共有・分析等を行う協議会の設置について検討します。

[事業]

事業名	事業内容	担当
人権啓発の推進	障がい者の人権問題も含め、人権に関わる問題についての研修・広報を通じて、市民の障がい者に対しての人権意識の高揚を図ります。	人権推進課
理解促進研修・啓発事業の推進	障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がい者の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。	市民福祉課
自発的活動支援事業の推進	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。	市民福祉課
障がい理解教育の推進	子どもたちが障がい者と出会い、交流活動を通じて、障がいについて理解を深める教育活動を進めていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当
障がい者文化祭の開催	障がい者団体が文化活動発表などを通して市民との交流や障がい者理解の啓発を行う団体活動に対して支援します。	市民福祉課
ボランティア市民活動フェスティバルの推進	障がい者就労施設等がボランティア市民活動フェスティバルへ参加することで、障がい者理解の啓発を図ります。	社会福祉協議会
カフェ・はなてい及び共生型サロンの設置	喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」・共生型サロン「きらきら」を設置し、障がい者の社会参加を促進します。	社会福祉協議会
手話カフェの運営支援	聴覚障がい者団体が運営している手話カフェを支援し、障がい者の社会参加を促進します。	市民福祉課
障がいを理由とする差別解消の推進	ヒューマンライツセミナー等の啓発講座の中で、障害者差別解消法に関する内容を取り上げ、障がい者理解を深め、差別の解消につながるよう取り組みます。	市民福祉課 人権推進課 人事課

(2) 人材育成等

[現状と課題]

- 社会福祉協議会では、若者を中心としたボランティア「Smile」や子ども福祉委員の運営支援、「夏休みボランティア DAY」の開催等、学生ボランティア活動の推進に取り組んでいます。
- 加入団体の相互の連絡を密にし、障がい者（児）の福祉の向上を図るため、阪南市内にある障がい者団体（身体・視力・聴力・知的・精神）に対して、補助金を交付し、自主活動の支援を行っています。

[施策の推進方向]

障がいや障がい者について理解があるボランティアの育成や活動の推進に努めます。

[具体的な取り組み内容]

学生ボランティアの育成や障がい者団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、障がい者団体の加入者数の減少や高齢化を踏まえて、有効かつ効果的な支援について検討します。

また、障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、障がい福祉サービス事業所等において、権利擁護の視点も含めた職員研修の充実や職員が過重な負担等により精神的に孤立することのないよう職場環境の改善を図るよう働きかけます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
人材バンクの設立、整備	障がい者の学習活動を支援する人材の育成と活用のために人材登録と派遣を行います。	生涯学習推進室
社会教育関係団体への支援	自主的な活動の支援方法として、活動に必要な情報提供、指導養成などを行い、団体の独自性を見失うことのないよう指導、助言をしていきます。また、それらの団体において障がい者への理解につながる事業への取り組みを促します。	生涯学習推進室
学生ボランティア体験推進事業の促進	小学校、中学校、高校における福祉ボランティア教育の機会の提供、体験交流活動を推進するとともに、生徒を通じて家族及び地域社会の啓発を図ります。	社会福祉協議会
ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進	ボランティアを育成する人材を養成し、ボランティア同士の連携や連絡調整を行い、障がい者（児）に対するボランティア活動を円滑に行えるように努めるとともに、市民の地域福祉の関心を高めます。	社会福祉協議会
障がい者団体の支援	阪南市内にある障がい者団体に対し、補助金を交付し、自主的な活動の支援を行います。	市民福祉課

(3) 権利擁護の推進

[現状と課題]

- 知的障がい、または精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がい※を含む。）により判断能力が不十分な者による成年後見制度※の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行っています。
- 平成 24 年 10 月からは、障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者虐待防止センターを市直営で設置し、広報・ウェブサイト・パンフレットによる相談窓口及び通報義務の周知、障がい者虐待への対応などを行っています。
- 阪南市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業に取り組み、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者などの支援を行っています。
- 福祉に関するアンケート調査の結果では、「成年後見制度についてまったく知らない」と答えた人は 36.7%あります。

[施策の推進方向]

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

[具体的な取り組み内容]

令和3年度に市直営で設置する基幹相談支援センターは、障がい者虐待防止センターを兼ねることから障がい者虐待の防止に努めるとともに、市民後見人^{*}の養成及び活用を図り、法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

電話・メール等で24時間虐待通報を受け付け、相談・通報体制の充実に努めます。

虐待通報があった場合は、速やかに安全確認や事実確認を行い、警察・医療機関等との連携により、終結に至るまで適切に対応します。

相談支援事業所に対し、居宅や施設等の訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案の速やかな通報について周知に努めます。

また、虐待の増減・発生要因の分析等を通じた虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組等の検証、死亡事案等重篤事案における発生要因の分析・事後検証を行い、再発防止に向けて取り組みます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
成年後見市長申立の推進	判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判申立を行う四親等親族がいない場合、市長が申立を行います。	市民福祉課
成年後見利用支援事業の推進	成年後見制度を利用している障がい者で、後見人報酬費用を経済的に支払うことができない場合、報酬費用の補助を行います。	市民福祉課
市民後見人養成事業及び法人後見支援事業の推進	大阪府内の市町と共同で、大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）に市民後見人養成研修を委託し、市民後見人を養成します。また、法人後見の活動を支援します。	介護保険課 市民福祉課
障がい者虐待防止事業の推進	障がい者の権利利益の擁護を図るため、障がい者への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行います。	市民福祉課
日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会に相談員を配置し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。	社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当
阪南市成年後見制度利用促進基本計画の策定	「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、計画で掲げた取り組みの推進を通じて、成年後見制度の積極的な活用に努め、適切な支援ができる環境づくりを推進するとともに、共生社会の実現に向けて体制の強化を図ります。	介護保険課 市民福祉課

※阪南市成年後見制度利用促進基本計画は第4部に別掲

基本目標 9 行政サービス等における配慮

(1) 市窓口や選挙等における配慮

[現状と課題]

○移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めています。

○市民への接遇向上のための情報や障がい者対応に関する知識については、職員研修、人権研修等で情報共有を図ってきましたが、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

[施策の推進方向]

職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため、必要な情報提供を行い、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して選挙等における配慮を行います。

[具体的な取り組み内容]

それぞれの障がいアクセシビリティに配慮した情報提供に努めるとともに、投票所のバリアフリー化を進め、障がい者が選挙に参加しやすい体制整備に努めます。

[事業]

事業名	事業内容	担当
市職員における障がい者理解及び合理的配慮の促進	市職員における障がい者理解の促進のために必要な情報を発信し、障がい者への合理的配慮の徹底を図ります。	市民福祉課
市職員における障がい者に対する合理的配慮の促進	障害者差別解消法に基づき策定された、「阪南市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき接遇を行います。	人事課
選挙における障がい者に対する配慮の促進	選挙公報における障がい者に対する配慮や投票所のバリアフリー化を進め、障がい者が選挙に参加しやすい体制整備に努めます。	行政委員会事務局

**第 3 部 第 6 期阪南市障がい福祉計画・
第 2 期阪南市障がい児福祉計画**

第1章 基本理念と基本視点

1 計画の基本理念

～だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり～

2 計画の基本視点

基本理念に基づく阪南市障がい福祉計画・阪南市障がい児福祉計画全体をつらぬく基本的視点として、次の4つを定めます。

基本視点 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現できるよう、障がい者（児）が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援が、必要なときに必要なだけ適切に受けられるよう、提供体制の整備を図ります。また、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自ら意思決定できるよう支援し、自己決定を尊重できる社会の実現に向け取り組みます。

基本視点 2 身近な実施主体と障がい種別によらない 一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい児・者が住み慣れた地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、本市を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等とし、サービスの充実に取り組みます。

また、児童福祉法の一部改正に基づき、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、障がい児支援サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を進めるとともに、児童発達支援センターにおける障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な障がい児通所支援の体制を整備します。

基本視点 3 地域生活への移行や就労支援等の充実 及び地域生活支援システムの確立

障がい者の自立支援の観点から、福祉施設等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応した障がい福祉サービス提供体制を整え、地域の社会資源を最大限に活用し、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた精神障がい者の地域生活を地域全体で支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

特に、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会の提供、居住支援協議会と連携した住宅確保要配慮者への居住支援、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保など、地域生活支援拠点等の整備等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

今後、障がい児・者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えて、相談支援を中心とした支援が必要であり、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化するライフステージの節目を見据えた、中長期的視点に立った相談支援を中心とした継続した支援に努めます。

基本視点 4 障がい者差別の解消等に向けた周知と啓発

障がい者の権利擁護等を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、本市においても、この法律に基づき障がい者施策を推進します。

しかしながら、本市の「福祉に関するアンケート調査」の結果から明らかになったように、この法律に対する認知度は現状では依然として十分ではなく、また、同調査の「差別がなくなるために必要な配慮や取り組み」については、「どのようなことが差別に当たるのか」という具体事案の例示」が最も多くなっていました。

障害者差別解消法等の認知度向上に向けた取り組みが喫緊の課題となっていることから、市民に対して、より一層の周知と啓発に取り組みます。

また、同アンケート調査では、成年後見制度についても「知っている」という割合が31.2%であり、認知度が十分でないため、権利擁護に関連する法制度についても、今後一層、市民に対する周知と啓発に取り組み、認知度向上に努めていきます。

第2章 第6期阪南市障がい福祉計画

1 計画の成果目標について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第5期計画の検証

本市における施設から地域生活へ移行する人の第5期計画の数値目標は次のように設定していました。

【目標値】

施設入所者数			うち地域移行者数
平成28年度(A)	令和2年度末(B)	削減数 (A)-(B)	
35人	34人	1人 (2.9%)	4人 (11.4%)
			目標値：4人 28年度の入所者数の11.4%以上が地域移行
			目標値：1人 28年度の入所者数の2.9%以上を削減

※地域移行者について・・・施設入所者数は、新たな入退所によって、増減があります。入退所者の増減の動向の中での目標数値です。

【実績値】

(単位：人)

令和元年度末の施設入所者	地域移行目標数 A	令和元年度までの地域移行者数 B	移行者達成判断 移行者 B > 目標数 A
35人	4人	5人	5人 > 4人

【取り組み】

施設から地域生活への移行についての令和2年度末までの第5期計画の目標については、施設入所者数の削減が1人、施設入所者の地域移行者数が4人となっています。

令和元年度に3人の施設入所があり、令和元年度末の施設入所者数が35人となり、削減目標を達成できておりませんが、平成28年度から令和元年度末までに地域移行された方は5名あり、目標数に達しています。

令和2年度に日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（グループホーム）が開設し、入所等から地域生活への移行の受け皿が増えています。

今後もグループホーム等暮らしの場を確保し、退所者が地域社会で自立した生活をおくることができる基盤整備に努めます。

■第6期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までに1.6%以上削減することを基本として設定

■第6期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	35人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	3人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		8.6%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		2.9%	削減割合 (C/A)
目標値	令和5年度末時点の入所者数	34人	令和5年度末時点の施設入所者数

施設入所者の地域生活への移行について、国・大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者35人のうち3人と設定しました。これは、令和元年度末時点の施設入所者の8.6%となります。

施設入所者の削減数については、国・大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、令和5年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を1人と設定しました。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第5期計画の検証

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるための精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を行います。

【目標】

協議の場の設置。市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和2年度末までに設置

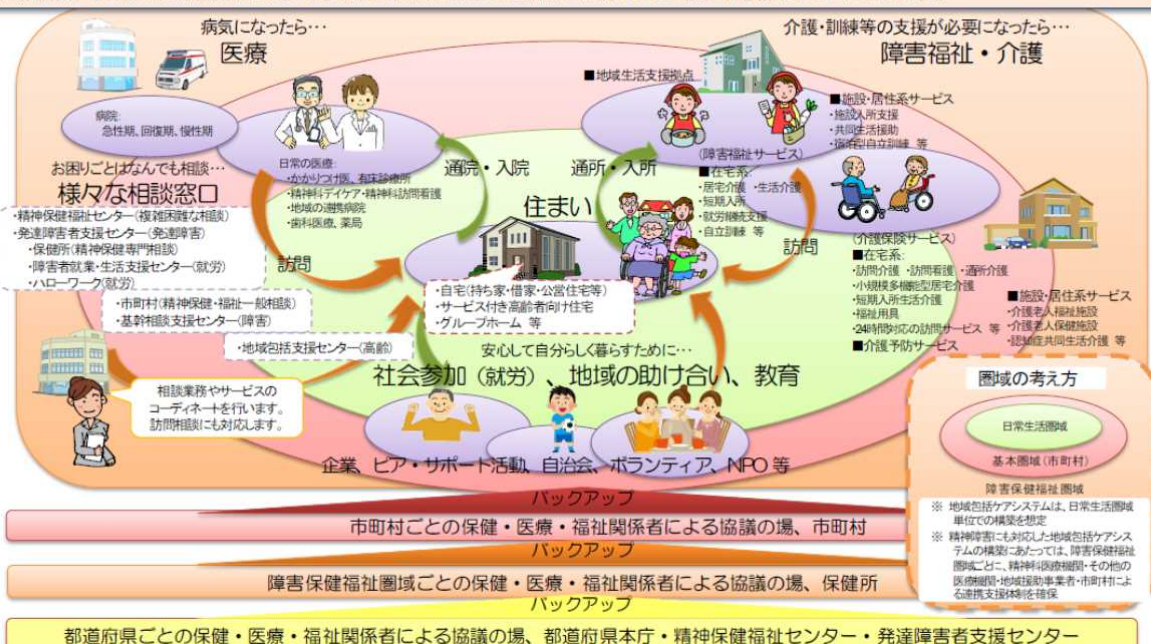
	令和2年度 計画値	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム協議の場	有	無	無	有

【取り組み】

令和2年度、地域自立支援協議会を共同で行っている岬町と、保健、医療、福祉関係者による協議の場を共同設置しました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要がある。



資料：厚生労働省ホームページより

■第6期計画の目標

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする（大阪府が設定）【新規】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定（目標値は入院受療率等に基づく算定値から大阪府で設定）

精神病床入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする（大阪府が設定）

■第6期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	令和元年6月末日時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A)	96人	大阪府精神科在院患者報告書(令和2年6月)による
目標値	令和5年度末時点の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	
目標値	①令和5年6月末日時点の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B)	91人以下	
		94.8%	割合(B/A)
目標値	②長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数) (C)	1人	
		1.0%	割合(C/A)
目標値	令和5年度の精神病床における早期退院率	入院後3か月	69%以上
		入院後6か月	86%以上
		入院後1年	92%以上

精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、事例検討を行うとともに地域整備を図ります。

■第6期計画における目標設定

項 目		単 位	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回/年	2	2	2
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人/年	2	2	2
	医療	人/年	2	2	2
	福祉	人/年	6	6	6
	介護	人/年	0	0	0
	当事者	人/年	0	0	0
	家族	人/年	0	0	0
	その他	人/年	4	4	4
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回/年	1	1	1

精神障がい者の地域移行支援			精神障がい者の地域定着支援		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
精神障がい者の共同生活援助			精神障がい者の自立生活援助		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
13人/月	14人/月	15人/月	1人/月	1人/月	1人/月

障がい者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保に努めます。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■第5期計画の検証

利用者の状況がわかる情報提供票の作成などに取り組み、障がい者（児）が安心して住み続けられる体制づくりをめざします。

	令和2年度 計画値	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所	0箇所	1箇所

【取り組み】

施設整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制整備について、地域自立支援協議会において平成29年度は課題の検討、整理を行い、平成30年度は構成する事業所について検討しました。

令和元年度は地域自立支援協議会に部会を設置し、利用者の状況がわかる情報提供票を作成し、拠点の事業所登録を開始しました。

令和2年度に岬町と共同で地域生活支援拠点等を設置しました。

■第6期計画目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを目標として設定

地域自立支援協議会の地域生活支援拠点部会にて、事例の検討を行い、緊急時の受け入れ・対応の体制などを整備し、地域生活支援拠点等の質を高めるとともに、年1回以上、地域生活支援拠点等の運営状況を検証及び検討し、機能の充実を図ります。

地域生活支援拠点のイメージ図



(4) 福祉施設から一般就労への移行

■ 第5期計画の検証

福祉施設の利用者の一般就労への移行に関する目標設定は、国が定める基本指針に基づき、令和2年度における数値目標を次のように設定しています。

ア) 福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

就労移行者数		
平成28年度(A)	令和2年度(B)	増加割合 (B)/(A)
4人	6人	1.5倍
		目標値：6人（年間） 平成28年度の1.5倍以上とすることをめざす

【実績値】

	就労移行者数			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	6人	9人	11人	11人

【取り組み】

就労移行事業所等からの就労支援により、令和元年度は11人の一般就労への移行者があり、目標値を上回っています。

イ) 就労移行支援事業※所の利用者数 (年度末実人員)

【目標値】

就労移行利用者数		
平成 28 年度 (A)	令和 2 年度 (B)	増加割合 (B)/(A)
21 人	26 人	2 割以上

【実績値】

(単位: 人)

	就労移行利用者数			
	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
合 計	21 人	23 人	36 人	35 人

【取り組み】

就労移行事業所の利用者は、令和元年度末で 35 人であり前年度から 1 名減少しましたが、目標値は上回っています。今後も就職をめざす障がい者に就労移行事業所の利用を勧めていくことが必要です。

ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

【目標値】

	平成 28 年度末	令和 2 年度末目標値
就労移行支援事業所数	2 事業所	2 事業所
(うち) 就労移行率 3 割以上	1 事業所	1 事業所

【実績値】

	就労移行支援事業所数	(うち) 就労移行率 3 割以上
平成 29 年度末	2 事業所	2 事業所
平成 30 年度末	2 事業所	2 事業所
令和元年度末	2 事業所	1 事業所

【取り組み】

就労移行率の目標としては、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本としています。今後も就職をめざす障がい者に就労移行事業所の利用を勧め、事業所が増加した場合にも、目標達成できるよう努めます。

エ) 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

【目標値】

各年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率 数値目標 80%以上

【実績値】

令和元年度		
利用開始日から 1 年経過した者	1 年以上就労継続している者	一年後の職場定着率
6 人	5 人	83.3%

■第6期計画の目標

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び大阪府の実績等を踏まえ、令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標として設定

② 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（国基準に沿った目標設定）

ア 令和5年度中の就労移行支援利用者からの一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目標として設定

イ 令和5年度中の就労継続支援^{*}A型利用者からの一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを目標として設定【新規】

ウ 令和5年度中の就労継続支援B型利用者からの一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定【新規】

③ 就労定着支援^{*}事業の利用者数の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定

④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定

■第6期計画における目標設定

項 目	令和元年度	令和5年度（目標年度）	
	基準値	目標値	伸び率
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	16人	1.45倍
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	6人	9人	1.50倍
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人	3人	1.50倍
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人	4人	1.33倍
福祉施設（就労移行支援事業等）を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	-	7割以上	
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	-	7割以上	

障がい者を雇用していない企業の意識改革、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援等に取り組み、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていきます。

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

■ 第5期計画の検証

本市における就労継続支援（B型）における月額平均工賃の数値目標は次のように設定しています。

【目標値】

就労継続支援（B型）事業所月額平均工賃		
平成28年度(A)	令和2年度(B)	増加割合 (B)/(A)
14,398円	15,369円	6.7%
		目標値 平成28年度実績額に971円上乘せすることをめざす

【実績値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
月額平均工賃	16,078円	14,398円	14,770円	16,037円	17,639円

【取り組み】

障害者優先調達推進法を踏まえて、今後も授産製品の受注の拡大を図ります。

■ 第6期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定

各市町村は、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標を設定

■ 第6期計画における目標設定

	項目	数値
実績値	令和元年度の工賃の平均額	17,639円
目標値	令和5年度の工賃の平均額	19,826円

令和5年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、19,826円と設定します。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み【新設】

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標に設定

令和5年度末までに基幹相談支援センターを全ての市町村において設置

■第6期計画の目標

基幹相談支援センターを令和3年度に市直営で設置します。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、多機関と連携し、権利擁護・虐待防止などの総合的かつ専門相談を行うとともに、地域の相談支援体制を強化するため、委託相談支援事業・指定特定相談支援事業者への専門的指導、助言、モニタリング結果の検証、人材育成、関係機関とのネットワークの構築の強化などを行うことで、総合的かつ重層的な相談支援体制の充実をめざします。なお、将来的には基幹相談支援センターの民間委託も検討していきます。

■第6期計画における目標設定

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数	件/年	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	12	12	12

相談支援事業者等が、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携が図れるように支援します。

利用者や地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員の計画的確保に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築【新設】

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを目標に設定

■第6期計画の目標

国・大阪府の基本的な考え方を踏まえて、大阪府が実施する研修に積極的に参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図り、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築をめざします。

■第6期計画における目標設定

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を事業所等と共有する機会	回/年	1	1	1
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数	回/年	1	1	1

2 計画の活動指標について

第5期計画期間（平成30年度～令和2年度）のサービス利用実績（令和2年度は見込み値）及び各サービスの対象者や事業所の今後の増減見込みから、第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）の見込み量を算定しました。

（1）障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

<居宅介護>

居宅介護とは、障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
居宅介護	身体	1,574時間/月	1,611時間/月	1,585時間/月	1,646時間/月	1,597時間/月	1,517時間/月
		102.4%		103.8%		95.0%	
		61人/月	64人/月	61人/月	67人/月	61人/月	59人/月
	知的	104.9%		109.8%		96.7%	
		341時間/月	332時間/月	376時間/月	313時間/月	411時間/月	318時間/月
		43人/月	34人/月	46人/月	32人/月	51人/月	33人/月
	障がい児	79.1%		69.6%		64.7%	
		154時間/月	122時間/月	190時間/月	120時間/月	227時間/月	97時間/月
		14人/月	8人/月	17人/月	5人/月	20人/月	5人/月
	精神	57.1%		29.4%		25.0%	
		964時間/月	854時間/月	1,080時間/月	832時間/月	1,197時間/月	845時間/月
		66人/月	53人/月	72人/月	54人/月	78人/月	57人/月
合計	80.3%		75.0%		73.1%		
	3,033時間/月	2,919時間/月	3,231時間/月	2,911時間/月	3,432時間/月	2,777時間/月	
	184人/月	159人/月	196人/月	158人/月	210人/月	154人/月	
96.2%		90.1%		80.9%			
86.4%		80.6%		73.3%			

【第6期見込み量】利用実績から身体障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
居宅介護	身体	1,629時間/月	1,629時間/月	1,629時間/月
		66人/月	66人/月	66人/月
	知的	322時間/月	322時間/月	322時間/月
		33人/月	33人/月	33人/月
	障がい児	120時間/月	120時間/月	120時間/月
		5人/月	5人/月	5人/月
	精神	843時間/月	843時間/月	843時間/月
		54人/月	54人/月	54人/月
	合計	2,914時間/月	2,914時間/月	2,914時間/月
		158人/月	158人/月	158人/月

<重度訪問介護>

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
重度訪問介護	身体	25時間/月	0時間/月	25時間/月	32時間/月	25時間/月	74時間/月
		0.0%		128.0%		296.0%	
		1人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
		0.0%		100.0%		100.0%	
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	25時間/月	0時間/月	25時間/月	32時間/月	25時間/月	74時間/月
		0.0%		128.0%		296.0%	
		1人/月	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
		0.0%		100.0%		100.0%	

【第6期見込み量】利用実績から身体障がい者の利用を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
重度訪問介護	身体	74時間/月	74時間/月	74時間/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
合計	74時間/月	74時間/月	74時間/月	
	1人/月	1人/月	1人/月	

< 同行援護 >

同行援護とは、重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
同行 援護	身体	863時間/月	792時間/月	863時間/月	862時間/月	863時間/月	601時間/月
		91.8%		99.9%		69.6%	
		33人/月	27人/月	33人/月	25人/月	33人/月	23人/月
		81.8%		75.8%		69.7%	
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	863時間/月	792時間/月	863時間/月	862時間/月	863時間/月	601時間/月
		91.8%		99.9%		69.6%	
		33人/月	27人/月	33人/月	25人/月	33人/月	23人/月
		81.8%		75.8%		69.7%	

【第6期見込み量】 利用実績から身体障がい者の利用を見込んでいます。

障がい児は実績がなく、利用を見込んでいません。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
同行 援護	身体	827時間/月	827時間/月	827時間/月
		26人/月	26人/月	26人/月
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	827時間/月	827時間/月	827時間/月
		26人/月	26人/月	26人/月

<行動援護>

行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
行動 援護	知的	210時間/月	201時間/月	238時間/月	286時間/月	267時間/月	372時間/月
		95.7%		120.2%		139.3%	
		5人/月	6人/月	5人/月	7人/月	6人/月	8人/月
		120.0%		140.0%		133.3%	
	障がい児	432時間/月	269時間/月	534時間/月	218時間/月	637時間/月	205時間/月
		62.3%		40.8%		32.2%	
		7人/月	6人/月	7人/月	4人/月	7人/月	4人/月
		85.7%		57.1%		57.1%	
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		4人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	642時間/月	470時間/月	772時間/月	504時間/月	904時間/月	577時間/月
		73.2%		65.3%		63.8%	
		12人/月	12人/月	12人/月	11人/月	13人/月	12人/月
		100%		91.7%		92.3%	

【第6期見込み量】利用実績から知的障がい者の利用が増加すると見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
行動 援護	知的	372時間/月	458時間/月	543時間/月
		8人/月	9人/月	10人/月
	障がい児	218時間/月	218時間/月	218時間/月
		4人/月	4人/月	4人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	590時間/月	676時間/月	761時間/月
		12人/月	13人/月	14人/月

<重度障がい者等包括支援>

重度障がい者等包括支援とは、障がい支援区分*6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
重度障がい者等包括支援	身体	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	
	0.0%		0.0%		0.0%		
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	
	0.0%		0.0%		0.0%		
合計	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月	
	0.0%		0.0%		0.0%		
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	
	0.0%		0.0%		0.0%		

【第6期見込み量】利用実績がなく、利用を見込んでいません。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
重度障がい者等包括支援	身体	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	知的	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	障がい児	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	精神	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月
	合計	0時間/月	0時間/月	0時間/月
		0人/月	0人/月	0人/月

<短期入所>

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
短期入所	身体	42人日分/月	54人日分/月	45人日分/月	65人日分/月	47人日分/月	70人日分/月
		128.6%		144.4%		148.9%	
		15人/月	11人/月	16人/月	12人/月	18人/月	11人/月
		73.3%		75.0%		61.1%	
	知的	101人日分/月	93人日分/月	111人日分/月	103人日分/月	121人日分/月	117人日分/月
		92.1%		92.8%		96.7%	
		16人/月	11人/月	17人/月	17人/月	18人/月	20人/月
		68.8%		100.0%		111.1%	
	障がい児	2人日分/月	13人日分/月	2人日分/月	36人日分/月	2人日分/月	73人日分/月
		650.0%		1,800.0%		3,650.0%	
		2人/月	3人/月	2人/月	6人/月	2人/月	9人/月
		150.0%		300.0%		450.0%	
	精神	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	27人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	0人/月	0人/月	1人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
合計	145人日分/月	160人日分/月	158人日分/月	231人日分/月	170人日分/月	260人日分/月	
	110.3%		146.2%		152.9%		
	33人/月	25人/月	35人/月	36人/月	38人/月	40人/月	
	75.6%		102.9%		105.3%		

【第6期見込み量】利用実績から障がい児の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
短期入所	身体	70人日分/月	70人日分/月	70人日分/月
		12人/月	12人/月	12人/月
	知的	117人日分/月	117人日分/月	117人日分/月
		20人/月	20人/月	20人/月
	障がい児	83人日分/月	83人日分/月	83人日分/月
		10人/月	11人/月	12人/月
	精神	27人日分/月	27人日分/月	27人日分/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	合計	297人日分/月	297人日分/月	297人日分/月
		43人/月	44人/月	45人/月

② 日中活動系サービス

ア) 生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
生活介護	身体	714人日分/月	811人日分/月	714人日分/月	824人日分/月	714人日分/月	938人日分/月
		113.6%		115.4%		131.4%	
		41人/月	43人/月	41人/月	46人/月	41人/月	58人/月
		104.9%		112.2%		141.5%	
	知的	1,056人日分/月	855人日分/月	1,177人日分/月	812人日分/月	1,312人日分/月	938人日分/月
		81.0%		69.0%		71.5%	
		52人/月	44人/月	54人/月	43人/月	57人/月	53人/月
		84.6%		79.6%		93.0%	
	精神	23人日分/月	49人日分/月	30人日分/月	35人日分/月	38人日分/月	34人日分/月
		213.0%		116.7%		89.5%	
		5人/月	4人/月	6人/月	2人/月	8人/月	2人/月
		80.0%		33.3%		25.0%	
合計	1,793人日分/月	1,715人日分/月	1,921人日分/月	1,671人日分/月	2,064人日分/月	1,910人日分/月	
	95.6%		87.0%		92.5%		
	98人/月	91人/月	101人/月	91人/月	106人/月	113人/月	
	92.9%		90.1%		106.6%		

【第6期見込み量】利用実績から身体障がい者、知的障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
生活介護	身体	968人日分/月	998人日分/月	1,028人日分/月
		61人/月	64人/月	67人/月
	知的	956人日分/月	979人日分/月	1,002人日分/月
		56人/月	59人/月	62人/月
	精神	35人日分/月	35人日分/月	35人日分/月
		2人/月	2人/月	2人/月
合計	1,959人日分/月	2,012人日分/月	2,065人日分/月	
	119人/月	125人/月	131人/月	

イ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<機能訓練>

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<生活訓練>

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
自立訓練	身体	0人日分/月	13人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	2人日分/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
		0人/月	1人/月	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	44人日分/月	29人日分/月	52人日分/月	13人日分/月	60人日分/月	71人日分/月
		65.9%		25.0%		118.3%	
		3人/月	1人/月	3人/月	1人/月	4人/月	4人/月
		33.3%		33.3%		100.0%	
	精神	145人日分/月	75人日分/月	153人日分/月	144人日分/月	161人日分/月	130人日分/月
		51.7%		94.1%		80.7%	
		1人/月	6人/月	2人/月	12人/月	2人/月	10人/月
		600.0%		600.0%		500.0%	
合計	189人日分/月	117人日分/月	205人日分/月	157人日分/月	221人日分/月	203人日分/月	
	61.9%		76.6%		91.9%		
	4人/月	8人/月	5人/月	13人/月	6人/月	15人/月	
	200.0%		260.0%		250.0%		

【第6期見込み量】利用実績から精神障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
自立訓練	身体	2人日分/月	2人日分/月	2人日分/月
		1人/月	1人/月	1人/月
	知的	71人日分/月	71人日分/月	71人日分/月
		4人/月	4人/月	4人/月
	精神	150人日分/月	170人日分/月	190人日分/月
		13人/月	15人/月	17人/月
合計	223人日分/月	243人日分/月	263人日分/月	
	18人/月	20人/月	22人/月	

ウ) 就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【第 5 期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
就 労 移 行 支 援	身体	52人日分/月	21人日分/月	62人日分/月	13人日分/月	72人日分/月	23人日分/月
		40.4%		21.0%		31.9%	
		5人/月	1人/月	6人/月	1人/月	7人/月	2人/月
		20.0%		16.7%		28.6%	
	知的	186人日分/月	144人日分/月	202人日分/月	133人日分/月	219人日分/月	132人日分/月
		77.4%		65.8%		60.3%	
		12人/月	8人/月	13人/月	8人/月	14人/月	8人/月
		66.7%		61.5%		57.1%	
	精神	269人日分/月	259人日分/月	319人日分/月	302人日分/月	369人日分/月	237人日分/月
		96.3%		94.7%		64.2%	
		18人/月	15人/月	19人/月	18人/月	21人/月	14人/月
		83.3%		94.7%		66.7%	
	合計	507人日分/月	424人日分/月	583人日分/月	448人日分/月	660人日分/月	392人日分/月
		83.6%		76.8%		59.4%	
		35人/月	24人/月	38人/月	27人/月	42人/月	24人/月
		68.6%		71.1%		57.1%	

【第 6 期見込み量】 利用実績から精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
就 労 移 行 支 援	身体	23人日分/月	23人日分/月	23人日分/月
		2人/月	2人/月	2人/月
	知的	132人日分/月	132人日分/月	132人日分/月
		8人/月	8人/月	8人/月
	精神	237人日分/月	237人日分/月	237人日分/月
		14人/月	14人/月	14人/月
	合計	392人日分/月	392人日分/月	392人日分/月
		24人/月	24人/月	24人/月

エ) 就労継続支援（A型・B型）

< A型 >

就労継続支援A型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
就労継続支援 (A型)	身体	219人日分/月	166人日分/月	266人日分/月	150人日分/月	313人日分/月	146人日分/月
		75.8%		56.4%		46.6%	
		11人/月	8人/月	13人/月	10人/月	14人/月	8人/月
		72.7%		76.9%		57.1%	
	知的	124人日分/月	113人日分/月	132人日分/月	95人日分/月	142人日分/月	79人日分/月
		91.1%		72.0%		55.6%	
		9人/月	7人/月	9人/月	5人/月	10人/月	7人/月
		77.8%		55.6%		70.0%	
	精神	402人日分/月	301人日分/月	489人日分/月	275人日分/月	577人日分/月	304人日分/月
		74.9%		56.2%		52.7%	
		25人/月	17人/月	28人/月	15人/月	31人/月	15人/月
		68.0%		53.6%		48.4%	
	合計	745人日分/月	580人日分/月	887人日分/月	520人日分/月	1,032人日分/月	529人日分/月
		77.9%		58.6%		51.3%	
		45人/月	32人/月	50人/月	30人/月	55人/月	30人/月
		71.1%		60.0%		54.5%	

【第6期見込み量】利用実績から精神障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
就労継続支援 (A型)	身体	158人日分/月	158人日分/月	158人日分/月
		9人/月	9人/月	9人/月
	知的	104人日分/月	104人日分/月	104人日分/月
		6人/月	6人/月	6人/月
	精神	304人日分/月	304人日分/月	304人日分/月
		17人/月	17人/月	17人/月
	合計	566人日分/月	566人日分/月	566人日分/月
		32人/月	32人/月	32人/月

< B型 >

就労継続支援B型とは、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
就労継続支援 (B型)	身体	306人日分/月	401人日分/月	338人日分/月	400人日分/月	370人日分/月	358人日分/月
		131.0%		118.3%		96.8%	
		19人/月	22人/月	19人/月	22人/月	20人/月	18人/月
		115.8%		115.8%		90.0%	
	知的	1,964人日分/月	1,882人日分/月	2,035人日分/月	2,159人日分/月	2,108人日分/月	2,179人日分/月
		95.8%		106.1%		103.4%	
		102人/月	105人/月	104人/月	113人/月	106人/月	115人/月
		102.9%		108.7%		108.5%	
	精神	605人日分/月	573人日分/月	696人日分/月	581人日分/月	788人日分/月	778人日分/月
		94.7%		83.5%		98.7%	
		48人/月	40人/月	53人/月	40人/月	58人/月	49人/月
		83.3%		75.5%		84.5%	
	合計	2,875人日分/月	2,856人日分/月	3,069人日分/月	3,140人日分/月	3,266人日分/月	3,315人日分/月
		99.3%		102.3%		101.5%	
		169人/月	167人/月	176人/月	175人/月	184人/月	182人/月
		98.8%		99.4%		98.9%	

【第6期見込み量】利用実績から知的障がい者の利用を多く見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
就労継続支援 (B型)	身体	401人日分/月	401人日分/月	401人日分/月
		22人/月	22人/月	22人/月
	知的	2,274人日分/月	2,369人日分/月	2,464人日分/月
		120人/月	125人/月	130人/月
	精神	858人日分/月	921人日分/月	1,001人日分/月
		54人/月	58人/月	63人/月
	合計	3,533人日分/月	3,691人日分/月	3,866人日分/月
		196人/月	205人/月	215人/月

オ) 就労定着支援

就労定着支援とは、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
就労定着支援	身体	1人/月	0人/月	2人/月	0人/月	3人/月	1人/月
		%		0.0%		33.3%	
	知的	2人/月	1人/月	4人/月	1人/月	6人/月	2人/月
		50%		25.0%		33.3%	
	精神	2人/月	3人/月	3人/月	3人/月	4人/月	7人/月
		150%		100.0%		175.0%	
	合計	5人/月	4人/月	9人/月	4人/月	13人/月	10人/月
		80%		44.4%		76.9%	

【第6期見込み量】利用実績から精神障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
就労定着支援	身体	1人/月	1人/月	1人/月
	知的	2人/月	3人/月	3人/月
	精神	9人/月	11人/月	13人/月
	合計	12人/月	15人/月	17人/月

カ) 療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
療養介護		2人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	

【第6期見込み量】利用実績はありませんが月1名の利用を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
療養介護	1人/月	1人/月	1人/月

③居住系サービス

ア) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）とは、共同生活を行う住居において、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて相談や介護などの必要な支援を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
共同生活援助 (グループホーム)	身体	10人/月	11人/月	12人/月	11人/月	14人/月	11人/月
		110.0%		91.7%		78.6%	
	知的	39人/月	37人/月	44人/月	37人/月	50人/月	40人/月
		94.9%		84.1%		80.0%	
	精神	10人/月	12人/月	10人/月	11人/月	11人/月	12人/月
		120.0%		110.0%		109.1%	
	合計	59人/月	60人/月	66人/月	59人/月	75人/月	63人/月
		101.7%		89.4%		84.0%	

【第6期見込み量】利用実績から知的障がい者の利用の増加を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
共同生活援助 (グループホーム)	身体	11人/月	11人/月	11人/月
	知的	41人/月	45人/月	49人/月
	精神	13人/月	14人/月	15人/月
	合計	65人/月	70人/月	75人/月

イ) 施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
施設 入所 支援	身体	11人/月	13人/月	9人/月	13人/月	8人/月	8人/月
		118.2%		144.4%		100.0%	
	知的	21人/月	20人/月	19人/月	20人/月	18人/月	21人/月
		95.2%		105.3%		116.7%	
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	33人/月	33人/月	29人/月	33人/月	27人/月	29人/月
		100.0%		113.8%		107.4%	

【第6期見込み量】利用実績から身体障がい者で月13人の利用、知的障がい者で月20人の利用を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
施設 入所 支援	身体	13人/月	13人/月	13人/月
	知的	20人/月	20人/月	20人/月
	精神	0人/月	0人/月	0人/月
	合計	33人/月	33人/月	33人/月

ウ) 自立生活援助*

自立生活援助とは、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人等を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
自立生活援助	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	

【第6期見込み量】利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
自立生活援助	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

④相談支援

<計画相談支援>

計画相談支援とは、市が指定する特定相談支援事業者が、介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、定期的に継続サービス利用支援（モニタリング*）を行い、サービスが適当かを検討します。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値	
計画 相談 支援	身体	18人/月	24人/月	18人/月	26人/月	19人/月	27人/月
		133.3%		144.4%		142.1%	
	知的	53人/月	43人/月	62人/月	44人/月	72人/月	50人/月
		81.1%		71.0%		69.4%	
	障がい児	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
		100.0%		100.0%		100.0%	
	精神	48人/月	40人/月	58人/月	42人/月	69人/月	45人/月
		83.3%		72.4%		65.2%	
	合計	120人/月	108人/月	139人/月	113人/月	161人/月	123人/月
		90.0%		81.3%		76.4%	

【第6期見込み量】利用実績から全体的に利用の増加を見込んでいます。

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
計画 相談 支援	身体	28人/月	30人/月	32人/月
	知的	54人/月	57人/月	61人/月
	障がい児	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	48人/月	50人/月	53人/月
	合計	131人/月	138人/月	147人/月

<地域移行支援>

地域移行支援とは、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
地域 移行 支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	

【第6期見込み量】利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
地域 移行 支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

<地域定着支援>

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		平成30年度 計画値	平成30年度 実績値	令和元年度 計画値	令和元年度 実績値	令和2年度 計画値	令和2年度 見込み値
地域定着支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	知的	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	精神	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月	1人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	
	合計	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
		0.0%		0.0%		0.0%	

【第6期見込み量】利用実績はありませんが、知的障がい者・精神障がい者ともに月1名の利用を見込んでいます。

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
地域定着支援	身体	0人/月	0人/月	0人/月
	知的	1人/月	1人/月	1人/月
	精神	1人/月	1人/月	1人/月
	合計	2人/月	2人/月	2人/月

(2) 発達障がい者等に対する支援

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援

<国・大阪府の基本的な考え方>

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制の確保

■ 第6期計画の目標

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、当事者及びその家族などへの支援が重要であることから、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の充実を図っていきます。

② ピアサポート活動への支援

<国・大阪府の基本的な考え方>

発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行っていくなどの支援によりピアサポートの活性化

■ 第6期計画の目標

同じ悩みをもつ当事者同士やその家族等が集まり、情報交換を行う場の立ち上げを支援し、情報提供を行っていくなど、ピアサポート活動への支援を充実していきます。

ペアレントトレーニング※や ペアレントプログラム※等の 支援プログラム等の受講者数			ペアレントメンター※の人数			ピアサポート活動への参加人数		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人/年	0人/年	0人/年	0人	0人	0人	0人/年	0人/年	3人/年

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業等

ア) 相談支援事業

<障がい者相談支援事業>

障がい者相談支援事業とは、3障がい（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等機能強化事業とは、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。

イ) 住宅入居等支援事業

障がいのある方で、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

ウ) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

エ) 自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

オ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、知的障がい者や精神障がい者で、福祉サービスを利用しようとする際にその費用負担等が困難な場合、障がいの状態や親族の状況等により市が成年後見制度の利用を支援します。

カ) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、成年後見制度を活用した支援の体制の整備に向けた活動を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	有	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	4	1	4	2	4	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【第6期見込み量】

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

キ) 意思疎通支援事業

意思疎通（コミュニケーション）支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者*の派遣等を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス		第5期利用実績					
		H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
手話通訳者派遣事業	件/年	130	151	130	78	130	74
	時間/年	372	399	372	186	372	147
要約筆記者派遣事業	件/年	2	0	2	0	2	0
	時間/年	4	0	4	0	4	0
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	12	17	12	6	12	13

【第6期見込み量】

サービス		第6期利用見込み		
		令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
手話通訳者派遣事業	件/年	74	74	74
	時間/年	147	147	147
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
	時間/年	2	2	2
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	13	13	13

ク) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者（児）及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
介護・訓練支援用具	3件/年	3件/年	3件/年	5件/年	4件/年	9件/年
	100.0%		166.7%		225.0%	
自立生活支援用具※	22件/年	11件/年	22件/年	15件/年	22件/年	15件/年
	50.0%		68.2%		68.2%	
在宅療養等支援用具	12件/年	11件/年	14件/年	8件/年	16件/年	16件/年
	91.7%		57.1%		100.0%	
情報・意思疎通支援用具※	15件/年	3件/年	15件/年	13件/年	15件/年	12件/年
	20.0%		86.7%		80.0%	
排泄管理支援用具	1,217件/年	1,401件/年	1,223件/年	1,409件/年	1,230件/年	1,412件/年
	115.1%		115.2%		114.8%	
住宅改修	5件/年	0件/年	6件/年	0件/年	7件/年	3件/年
	0.0%		0.0%		42.9%	

【第6期見込み量】

サービス	第6期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
介護・訓練支援用具	9件/年	10件/年	11件/年
自立生活支援用具	15件/年	15件/年	15件/年
在宅療養等支援用具	11件/年	11件/年	11件/年
情報・意思疎通支援用具	14件/年	15件/年	16件/年
排泄管理支援用具	1,417件/年	1,425件/年	1,433件/年
住宅改修	1件/年	1件/年	1件/年

ケ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み	
移動支援	身体	5,840時間/年	3,677時間/年	6,215時間/年	5,483時間/年	6,613時間/年	3,516時間/年
		63.0%		88.2%		53.2%	
		48人/年	38人/年	53人/年	53人/年	59人/年	47人/年
	知的	79.2%		100.0%		79.7%	
		11,068時間/年	11,467時間/年	12,241時間/年	7,794時間/年	13,751時間/年	6,441時間/年
		103.6%		63.7%		46.8%	
	障がい児	66人/年	78人/年	73人/年	54人/年	82人/年	52人/年
		118.2%		74.0%		63.4%	
		4,503時間/年	2,873時間/年	5,118時間/年	2,131時間/年	5,733時間/年	1,074時間/年
	精神	63.8%		41.6%		18.7%	
		20人/年	19人/年	20人/年	20人/年	20人/年	13人/年
		95.0%		100.0%		65.0%	
合計	1,483時間/年	1,925時間/年	1,483時間/年	1,594時間/年	1,483時間/年	1,486時間/年	
	58.0%		107.5%		100.2%		
	15人/年	21人/年	15人/年	13人/年	15人/年	15人/年	
合計	140%		86.7%		100.0%		
	22,894時間/年	19,942時間/年	25,057時間/年	17,002時間/年	27,580時間/年	12,517時間/年	
	87.1%		67.9%		45.4%		
合計	149人/年	156人/年	161人/年	140人/年	176人/年	127人/年	
	104.7%		87.0%		72.2%		

【第6期見込み量】

サービス	第6期利用見込み			
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値	
移動支援	身体	4,580 時間/年	4,580 時間/年	4,580 時間/年
		46 人/年	46 人/年	46 人/年
	知的	7,794 時間/年	7,794 時間/年	7,794 時間/年
		54 人/年	54 人/年	54 人/年
	障がい児	2,131 時間/年	2,131 時間/年	2,131 時間/年
		20 人/年	20 人/年	20 人/年
	精神	1,594 時間/年	1,594 時間/年	1,594 時間/年
		13 人/年	13 人/年	13 人/年
	合計	16,099 時間/年	16,099 時間/年	16,099 時間/年
		133 人/年	133 人/年	133 人/年

コ) 地域活動支援センター事業

<Ⅰ型>

地域活動支援センター(Ⅰ型)とは、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

<Ⅱ型>

地域活動支援センター(Ⅱ型)とは、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

<Ⅲ型>

地域活動支援センター(Ⅲ型)とは、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績						
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み	
基礎的事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	100.0%		100.0%		100.0%		
	51人/年	51人/年	57人/年	53人/年	63人/年	55人/年	
	100.0%		93.0%		87.3%		
機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
	100.0%		100.0%		100.0%		
	うち地域活動支援センターⅠ型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		100.0%		100.0%		100.0%	
	うち地域活動支援センターⅡ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		0.0%		0.0%		0.0%	
	うち地域活動支援センターⅢ型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
0.0%		0.0%		0.0%			

【第6期見込み量】

サービス	第6期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
基礎的事業	1箇所	1箇所	1箇所
	55人/年	57人/年	59人/年
機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所
うち地域活動支援センターⅠ型	1箇所	1箇所	1箇所
うち地域活動支援センターⅡ型	0箇所	0箇所	0箇所
うち地域活動支援センターⅢ型	0箇所	0箇所	0箇所

② 任意事業

ア) 日中一時支援事業

日中、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

【第5期計画値と実績値】

サービス	第5期利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
日中一時支援事業	11箇所	11箇所	11箇所	12箇所	11箇所	8箇所
	100.0%		109.1%		72.7%	
	1,522日/年	2,085日/年	1,751日/年	3,624日/年	1,981日/年	1,827日/年
	137.0%		207.0%		92.2%	
	32人/年	44人/年	33人/年	47人/年	34人/年	43人/年
	137.5%		142.4%		126.5%	

【第6期見込み量】

サービス	第6期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
日中一時支援事業	8箇所	8箇所	8箇所
	2,855日/年	2,855日/年	2,855日/年
	46人/年	46人/年	46人/年

第3章 第2期阪南市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標について

(1) 児童発達支援センターの整備

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本に目標を設定

■第1期計画の検証

障がい児発達支援センターの整備

項目	第1期目標値	実績
整備箇所数	1箇所	1箇所

■第2期計画の目標

児童発達支援センターの整備

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

障がい児支援の拠点施設として、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障がい児個別療育事業等を実施しています。今後も各事業の充実を図ります。

実施1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

＜成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方＞

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい

■第1期計画の検証

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	第1期目標値	実績
体制の構築	1箇所	2箇所

■ 第2期計画の目標

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	第2期 目標値	考 え 方
体制の構築	1箇所	令和5年度末までに利用できる体制を構築

実績2箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本に目標を設定

大阪府内の重症心身障がい児の人数（令和元年7月1日時点2,342人）を参考にして示された必要整備箇所数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定

■ 第1期計画の検証

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項 目	第1期目標値	実 績
整備箇所数	1箇所	1箇所

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項 目	第1期目標値	実 績
整備箇所数	1箇所	1箇所

■ 第2期計画の目標

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項 目	第2期 目標値	考 え 方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備

項 目	第2期 目標値	考 え 方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所整備

実績各1箇所で目標値を達成していますので、現状を維持していきます。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本に目標を設定。

また、大阪府の基本的な考え方では、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和5年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置する」となっている

■第1期計画の検証

医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第1期目標値	実績
整備箇所数	1箇所	1箇所設置 コーディネーターについては 配置なし

【取り組み】

平成31年度より、泉佐野保健所管内小児在宅医療ケア連絡会において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けています。

■第2期計画の目標

医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第2期目標値	考え方
設置箇所数	1箇所	令和5年度末までに1箇所設置 医療的ケア児等に関するコーディネーター (福祉関係1名、医療機関1名)を配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、実績1か所で目標値を達成していますが、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置ができていませんので、令和5年度末までに福祉関係1名、医療関係1名のコーディネーターの配置に努めます。

2 計画の活動指標について

(1) 障がい児支援サービス

【子ども・子育て支援等の利用ニーズ】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児数	人	222	235	248

<児童発達支援>

就学前で発達に支援の必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
児童発達支援	401人日分/月	505人日分/月	422人日分/月	465人日分/月	443人日分/月	351人日分/月
	125.9%		110.2%		79.2%	
	38人/月	76人/月	41人/月	66人/月	44人/月	45人/月
	200.0%		161.0%		102.3%	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
児童発達支援	465人日分/月	465人日分/月	465人日分/月
	66人/月	66人/月	66人/月

<医療型児童発達支援>

肢体不自由のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
医療型 児童発達支援	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
	-		-		-	
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
	-		-		-	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
医療型 児童発達支援	0人日分/月	0人日分/月	0人日分/月
	0人/月	0人/月	0人/月

<放課後等デイサービス>

就学していて発達に支援の必要な児童を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
放課後等 デイサービス	1,291人日分/月	1,378人日分/月	1,546人日分/月	1,438人日分/月	1,802日分/月	1,402人日分/月
	106.7%		93.0%		77.8%	
	81人/月	174人/月	89人/月	205人/月	98人/月	202人/月
	214.8%		230.3%		206.1%	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
放課後等 デイサービス	1,655人日分/月	1,869人日分/月	2,086人日分/月
	236人/月	267人/月	298人/月

<保育所等訪問支援>

保育所・その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童を対象に、保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
保育所等 訪問支援	10人/月	12人/月	12人/月	14人/月	14人/月	8人/月
	120.0%		116.7%		57.1%	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
保育所等 訪問支援	40人日分/月	48人日分/月	56人日分/月
	20人/月	24人/月	28人/月

<居宅訪問型児童発達支援※>

重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
障がい児 相談支援	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月	2人/月	0人/月
	0.0%		0.0%		0.0%	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
居宅訪問型 児童発達支援	4人日分/月	4人日分/月	4人日分/月
	2人/月	2人/月	2人/月

<障がい児相談支援>

障がい児支援サービス等を利用しようとする児童を対象に、障がい児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント※による支援を行います。

【計画値と実績値】

サービス	利用実績					
	H30年度 計画値	H30年度 実績値	R元年度 計画値	R元年度 実績値	R2年度 計画値	R2年度 見込み
障がい児 相談支援	20人/月	18人/月	25人/月	15人/月	30人/月	18人/月
	90.0%		60.0%		60.0%	

【第2期見込み量】

サービス	第2期利用見込み		
	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
障がい児 相談支援	18人/月	18人/月	18人/月

3 子ども・子育て支援事業計画との連携

「第1期阪南市障がい児福祉計画」に引き続き、「第2期阪南市障がい児福祉計画」でも、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、ともに成長できるよう、障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたり、子育て支援施策との整合に努めるため、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図ります。

なお、記載にあたっては、「第1期阪南市障がい児福祉計画」及び「第2期阪南市障がい児福祉計画」の計画期間における令和5年度までの本市全体の量の見込みとその確保方策※（提供体制）としています。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み等について

① 1号認定…（3歳～5歳の教育希望）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	579	567	476	438	403	371
確保方策	1,470	1,470	1,410	1,410	1,225	1,225
実績	571	517	事業実施中			

② 2号認定…（3歳～5歳の保育の必要性あり）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	488	478	498	492	478	484
確保方策	564	564	579	579	570	570
実績	521	523	事業実施中			

③ 3号認定（0歳）…（0歳の保育の必要性あり）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	47	47	60	60	60	60
確保方策	52	52	52	52	55	55
実績	37	30	事業実施中			

④ 3号認定（1・2歳）…（1・2歳の保育の必要性あり）

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	295	294	299	299	299	299
確保方策	304	304	280	280	300	300
実績	283	273	事業実施中			

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について

①時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	208	199	298	298	298	298
確保方策	208	199	298	298	298	298
実績	298	322	事業実施中			

②放課後児童健全育成事業【全学年】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	575	525	592	564	532	500
確保方策	600	600	600	600	600	600
実績	598	607	事業実施中			

③子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	10	10	11	10	9	8
確保方策	10	10	11	10	9	8
実績	7	0	事業実施中			

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

単位：人回

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	10,696	10,910	10,570	10,570	10,570	10,570
確保方策	10,696	10,910	10,570	10,570	10,570	10,570
実績	10,329	9,159	事業実施中			

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	307	297	281	273	262	251
確保方策	307	297	281	273	262	251
実績	263	253	事業実施中			

⑥一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1) 幼稚園型

単位：人日

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	5,632	4,971	4,936	4,713	4,460	4,327
確保方策	5,632	4,971	4,936	4,713	4,460	4,327
実績	4,545	4,830	事業実施中			

2) 幼稚園型以外

単位：人日

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	25	25	24	24	24	24
確保方策	290	290	290	290	290	290
実績	9	0	事業実施中			

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関からなるネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	40	40	53	53	53	53
確保方策	40	40	53	53	53	53
実績	47	71	事業実施中			

⑧病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

単位：人日

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	470	470	419	406	393	378
確保方策	470	470	419	406	393	378
実績	564	470	事業実施中			

⑨ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,220	1,186	1,098	1,098	1,098	1,098
確保方策	1,220	1,186	1,098	1,098	1,098	1,098
実績	928	943	事業実施中			

⑩利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1
実績	1	1	事業実施中			

⑪妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	481	466	410	412	398	381
確保方策	481	466	410	412	398	381
実績	432	419	事業実施中			

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業です。

単位：実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	未実施	実施	事業実施中			

第4部 阪南市成年後見制度 利用促進基本計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うことが、高齢化社会における喫緊の課題であり、かつ地域共生社会の実現に資するものです。

本市では、地域共生社会の実現に向け「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」づくり（SDGs）を推進するにあたり、判断能力が十分でなく、一人では契約・選択（意思決定）が困難になった市民が引き続き本市で生活し続けられるよう、誰もが尊重され、地域で安全・安心に暮らせる人権と福祉のまちづくりを行っているところです。

成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な権利擁護支援であるにもかかわらず、現状では、市民に十分に周知され、利用されているとは言えず、成年後見制度の利用促進が地域生活課題となっております。

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）第23条第1項の規定による市町村計画として、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備など、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画（第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）の中の一部として策定します。

2 基本計画の位置づけ

利用促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、国の基本計画の中間年度である令和元年度においては、成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえて、基本計画に係るKPI（重要業績評価指標）を設定し、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）に、令和3年度（2021年度）末までのKPIが盛り込まれました。

本計画は「第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」及び「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」と一体的に策定するとともに、令和3年度に策定する「第4期地域福祉推進計画」においても位置づけ、本市の関連計画と連携の上、推進していきます。

3 基本計画の期間

「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

なお、国基本計画の最終年度である令和3年度（2021年度）未までの国の成果・評価・課題を踏まえ、同じく令和3年度に策定する「阪南市第4期地域福祉推進計画」において、本計画の一部を修正する場合があります。

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画	高齢者福祉計画・障がい福祉計画 (計画策定)			(次期)高齢者福祉計画・障がい福祉計画		
	地域福祉推進計画 (計画策定)			(次期)地域福祉推進計画		
				成年後見制度利用促進基本計画(本計画)		

※高齢者福祉計画：阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

4 本市の成年後見制度をとりまく現状と課題

(1) 本市の成年後見制度の現状

本市の成年後見制度の現状は次の通りです。

■本市の成年後見制度申立件数（大阪家庭裁判所の実績）

(単位：件)	H29/1～12月	H30/1～12月	H31/1～R1/12月
後見開始	10	12	10
保佐開始	3	4	3
補助開始	0	0	0
合計	13	16	13

■本市の成年後見制度利用者数（大阪家庭裁判所の実績）

(単位：件)	H29/1～12月	H30/1～12月	H31/1～R1/12月
後見	44	51	52
保佐	11	13	16
補助	5	4	3
合計	60	68	71

■日常生活自立支援事業の利用実績【相談援助件数累計（問合せ・相談援助件数）】

対象者	H30				R1				R2/9月末現在			
	問合せ 件数	初回相 談件数	相談援 助件数	累計	問合せ 件数	初回相 談件数	相談援 助件数	累計	問合せ 件数	初回相 談件数	相談援 助件数	累計
認知症高齢者等	4	7	951	962	10	7	527	544	0	1	45	46
知的障がい者等	1	2	1,321	1,324	14	3	779	796	0	0	95	95
精神障がい者等	1	5	1,335	1,341	7	5	805	817	0	1	86	87
不明・その他	4	2	7	13	1	1	6	8	0	0	1	1
本事業利用以外の 問い合わせ	0			0	0			0	0			0
合計	10	16	3,614	3,640	32	16	2,117	2,165	0	2	227	229

■日常生活自立支援事業の利用実績【相談援助件数累計（問合せ・相談援助件数）】

対象者	H30						R1						R2/9月末現在					
	認知症高 齢者等	知的障 がい者 等	精神障 がい者 等	その他	生活保 護(再 掲)	合計	認知症高 齢者等	知的障 がい者 等	精神障 がい者 等	その他	生活保 護(再 掲)	合計	認知症高 齢者等	知的障 がい者 等	精神障 がい者 等	その他	生活保 護(再 掲)	合計
新規契約者数	3	2	1	0	1	6	1	6	6	6	0	19	1	2	0	0	2	3
契約終了者数	6	2	1	0	7	9	8	6	2	0	5	21	2	3	2	0	1	7
年度末契約者	22	25	15	0	19	62	15	25	19	6	14	65	14	24	17	0	20	55

■地域包括支援センター及び委託相談支援事業への権利擁護に関する相談件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年9月時点
高齢者	内 736 件 (総件数/8,089 件)	内 854 件 (総件数/10,770 件)	内 663 件 (総件数/6,789 件)
障がい者	内 4 件 (総件数/1,144 件)	内 1 件 (総件数/1,487 件)	内 2 件 (総件数/710 件)

■成年後見市長申立件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年9月時点
高齢者	7 件 (内虐待による 2 件)	4 件 (内虐待による 1 件)	2 件 (内虐待による 2 件)
障がい者	0 件 (内虐待による 0 件)	0 件 (内虐待による 0 件)	0 件 (内虐待による 0 件)

■親族申立支援

	平成30年度	令和元年度	令和2年9月時点
高齢者	9 件	10 件	1 件
障がい者	0 件	1 件	0 件

■成年後見人等の報酬に対する助成利用状況（成年後見制度利用支援事業）

	平成30年度	令和元年度	令和2年9月時点
高齢者	3 件 570,000 円	4 件 810,000 円	2 件 360,000 円
障がい者	1 件 216,000 円	2 件 432,000 円	2 件 0 円

■市民後見人の養成と利用実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年9月時点
市民後見人バンク登録者	4人	4人	4人
市民後見人就任者	2人	2人	1人

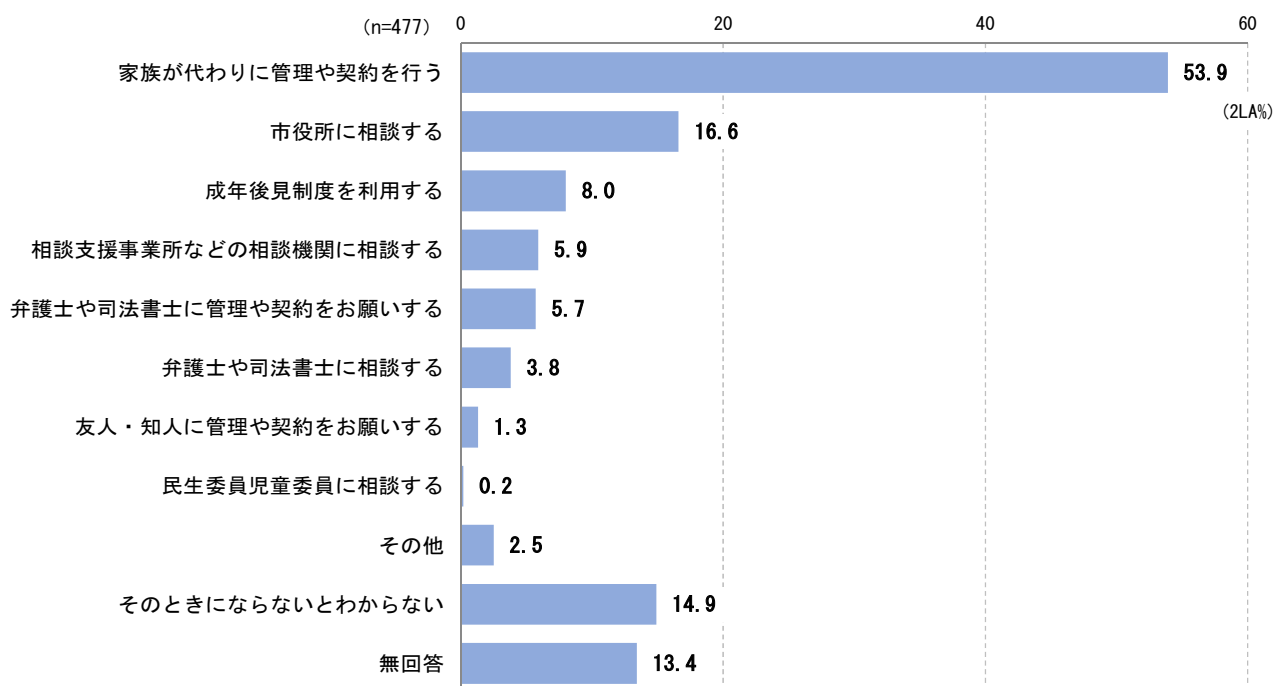
(2) 本市の成年後見制度の課題

今後、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないためか、アンケートでは、成年後見制度を「よく知っている」、「少し知っている」という人が3割台となっています。

そのため、利用促進に関しては、まず、市民に対し制度周知をいかに図っていくかが課題です。また、日常生活自立支援事業の利用実績や、権利擁護に関する相談から、潜在的に成年後見制度の必要な方がいると見込まれます。

お金の管理や契約が難しい場合の対処方法としては「家族が代わりに管理や契約を行う」が最も多いため、契約や金銭管理に関する正しい理解を促進するための情報提供と成年後見の必要性などの説明、相談支援体制の充実が必要と考えられます。

■お金の管理や契約が難しい場合の対処方法【(障がい者)福祉に関するアンケート調査：n477】



お金の管理や契約が難しい場合の対処方法としては、「家族が代わりに管理や契約を行う」が53.9%と最も多く、次いで「市役所に相談する」が16.6%となっています。

第2章 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

1 目標

成年後見制度を必要な人が利用でき、地域社会に参画し、尊厳をもって、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度利用促進計画を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、市民に必要な権利擁護の支援につなげることができる体制整備を行います。

2 基本的な考え方

(1) 地域連携ネットワークおよび中核機関とは

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、成年後見制度が必要な人が、制度を利用できるように、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めて、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする、連携の仕組みを構築するものとしています。

チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。
協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制作りを進める合議体です。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割と機能

国基本計画では、次表のとおり、①地域連携ネットワークの3つの役割、②地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき4つの機能、③7つの場面が示されています。本計画では、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を盛り込むこととなります。

なお、国基本計画は、優先して整備すべき機能として広報機能、相談機能をあげています。

地域連携ネットワークの3つの役割	地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき4つの機能(+ 副次的効果)	国基本計画における7つの場面
1. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知
2. 早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
3. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 (a) 受任者調整(マッチング)等の支援 (b) 担い手の育成・活動の促進 (市民後見人や法人貢献の担い手などの育成・支援) (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の継続的支援
	(※不正防止効果)	場面⑦ 後見人等の不正防止

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止があります。

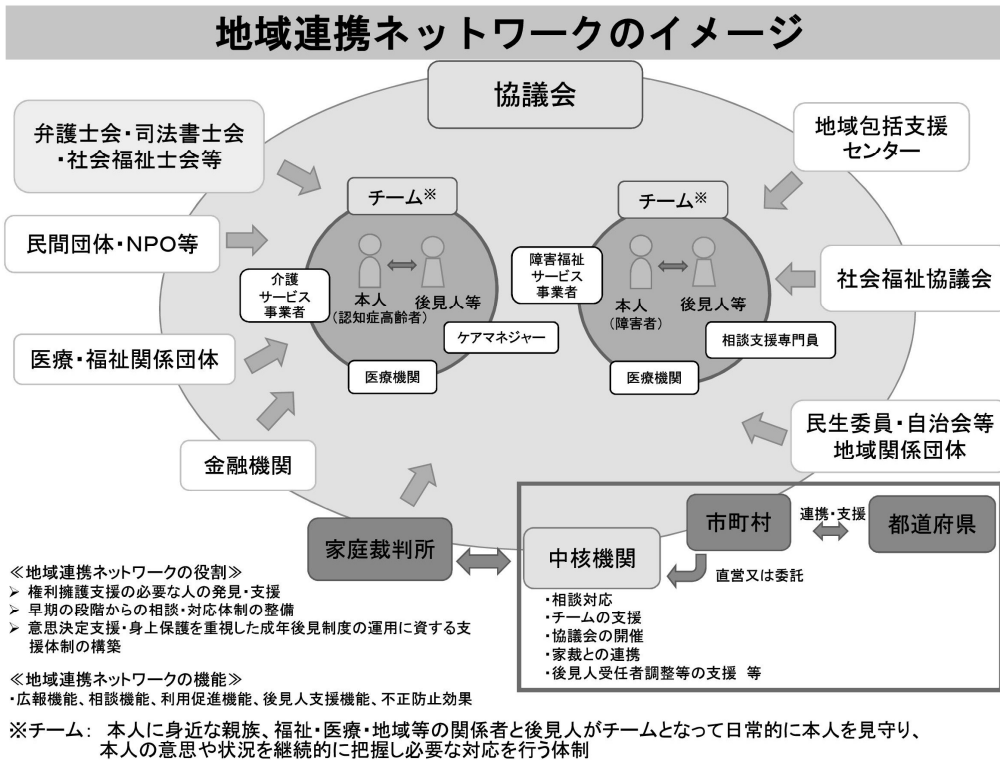
(3) 地域連携ネットワークの3つの役割

1. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など)の把握に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。
2. 早期の段階からの相談・対応体制の整備	早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
3. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(4) 地域連携ネットワークの基本的しくみ

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において把握し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。 権利擁護支援が必要な人について、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。
イ) 地域における「協議会」等の体制づくり	成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、利用促進法第23条第2項の規定により、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施、個別支援会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行い、チームをバックアップする体制整備を図ります。



資料：第135 回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」
(平成30年6月：厚生労働省)

(5) 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

(6) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、次頁「(2) 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的整備方針」の表に掲げる4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、不正防止効果にも配慮します。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と協議し、調整します。既存の地域包括ケアシステムや地域福祉・障がい福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、相談活動、人材育成等を担う「(仮)権利擁護センター」の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

第3章 具体的な施策等の方針

1 中核機関の設置・運営形態の方針

協議会・中核機関の区域は、阪南市とし、設置の主体や運営については、令和3年度末までの開所を目標に、直営または委託を行うことを検討します。

ア) 設置の区域	中核機関の設置の区域は、市の区域とします。 ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。
イ) 設置の主体	設置主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報の取り扱いや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。
ウ) 運営の主体	中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営または市からの委託により行います。 市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉法人、NPO法人、公益法人等）を市が適切に選定します。 また、市の判断により、地域における取り組み実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

2 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

取り組み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 広報機能 (周知啓発)	・研修会などを開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。	・(仮)権利擁護センターで、出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。 ・チラシを作成し、市民や関係機関に配布する。	・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。 ・(仮)権利擁護センターから、関係機関等へ赴き、権利擁護センターについて説明する。
イ) 相談機能	(事業計画に記載なし)	・(仮)権利擁護センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、専門相談を実施する。 ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。	・事業所会議、当事者団体や家族会との意見交換会を開催し、成年後見制度利用や相談についての課題を把握する。 ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。
ウ) 成年後見制度利用促進機能			
(a) 受任者調整(マッチング)等の支援	・市民後見人の推薦については、大阪府社会福祉協議会と連携していきます。	・市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。 ・市民後見人の推薦については、大阪府社会福祉協議会と連携していきます。	・本市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて、市や(仮)権利擁護センターだけでなく、専門職団体や当事者、家庭裁判所と検討を進める。 ・市民後見人の推薦については、大阪府社会福祉協議会と連携していきます。
(b) 担い手の育成・活動の促進(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)	・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人養成研修の実施と協力。 ・既に受任し活動している市民後見人への支援。	・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人養成研修の実施と協力 ・既に受任し活動している市民後見人への支援。 ・市内の社会福祉法人を対象に法人後見に関する研修会を開催	・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人養成研修の実施と協力。 ・既に受任し活動している市民後見人への支援。 ・市内の社会福祉法人を対象に法人後見に関する研修会を開催
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	(事業計画に記載なし)	・阪南市社会福祉協議会との連携	・阪南市社会福祉協議会との連携

取り組み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エ) 後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人への専門相談の協力 ・市民後見人からの後見活動に関する相談に応じる。 ・市民後見人の研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人への専門相談の協力 ・市民後見人からの後見活動に関する相談に応じる。 ・市民後見人及び親族後見人の研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府社会福祉協議会に委託している市民後見人への専門相談の協力 ・市民後見人からの後見活動に関する相談に応じる。 ・市民後見人及び親族後見人の研修会を開催する。

3 「チーム」「協議会」の具体化の方針

ア) 「チーム」による対応	<p>本市では、高齢者の個別支援のために「〇〇さん支えあい会議（個別地域ケア会議）」を開催しています。この個別地域ケア会議には、本人に関する親族や福祉・医療・地域の関係者が関わっており、ここに後見人が加わる「チーム」体制づくりを進めていきます。</p> <p>障がいのある方についても、個別支援会議のメンバーに後見人が加わることで、同様に「チーム」体制づくりを進めていき、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みを構築します。</p>
イ) 「協議会」等の体制づくり	<p>利用促進法第23条第2項の規定により、令和3年度末までを目標に、審議会その他の合議制の機関を設置します。</p> <p>協議会は、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化のため、個別の協力活動の実施、個別支援会議の運営方法や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行っていきます。</p> <p>協議会の委員は、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職に加えて、福祉サービス事業者代表・医師会・金融機関・社会福祉協議会などの関係者から、検討していきます。</p> <p>なお、既存の地域福祉推進連絡協議会・介護保険運営協議会・障害者施策推進協議会などの本市の附属機関や、本市地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮していきます。</p>

4 成年後見市長申立と利用助成の実施

これまでも、成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できないことにより、市長申立てを行った方に対し、申し立て費用の負担や後見人報酬費の助成等を実施してきました。

今後も、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護の促進を目的として、成年後見制度の市長申立及び成年後見人等の経費の助成を行っていきます。

市長申立費用	収入印紙(申立手数料)+収入印紙(登記手数料)+郵便切手分。申立前に添付書類として医師診断書料等が必要
後見人等報酬助成の対象者	①生活保護法に定める被保護者である者 ②預貯金等の額が50万円未満及び自らが現に居住している家屋以外の不動産を所有していないもの
後見人等報酬助成の限度額	在宅上限：月額28,000円 入所上限：月額18,000円

第5部 計画の推進・管理体制

第1章 推進体制の整備

1 計画の進捗管理

「第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画」の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「阪南市障害者施策推進協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・大阪府の施策や事業の変更など、本市の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

2 国・府・近隣自治体との連携強化

障がい者施策が変化する中、今後、施策を取り巻く制度改革を国・大阪府との連携によっていち早く情報を収集し、市民に提供するとともに、本市の施策に反映していきます。

また、認定審査会と地域自立支援協議会は広域で取り組んでおり、近隣自治体との連携を強化し、よりよいサービス提供に努めます。

3 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所との連携強化

障がい者福祉を進めるにあたって、行政の果たすべき責任と役割は非常に重要です。しかし、本計画で掲げられている施策や数値目標については、行政の取り組みだけで達成できるものではありません。行政の手の届きにくい部分を補うためには、障がい者一人ひとりの意欲や家族、当事者団体、障がい福祉サービス事業所、市民の皆さんとの協働が必要です。今後も、障がい者を含む市民の皆さんとの協働を図るために、活動の育成・支援と連携強化に努めます。

第2章 計画の円滑な推進に向けた取り組み

～公民協働による障がい者福祉の推進～

行政として果たすべき責任と役割をふまえて、以下の点に取り組んでいきます。

1 地域自立支援協議会を中核にした相談・支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会を設置しています。地域における相談支援体制の中核として機能の強化を図ります。

地域自立支援協議会は、地域の社会資源の開発や関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行うサービス調整連絡会議と運営評価を行う本部会議で構成されています。

サービス調整連絡会議の専門会議である就労・生活支援部会で、就労支援のシステムづくりに取り組んでいます。また、平成 26 年度には、市内の指定特定相談支援事業所による連絡会が設置され、相談支援事業について情報の共有、資質の向上を図っています。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の制定により、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加が行われました。今後更に、計画相談支援の質の向上を図るための体制や、地域移行支援・地域定着支援を効果的に実施するための地域移行のネットワークの強化や、地域における障がい者虐待防止及び障がいを理由とする差別解消のためのネットワークの強化が必要であり、地域自立支援協議会は、これらの役割を担うことが期待されています。

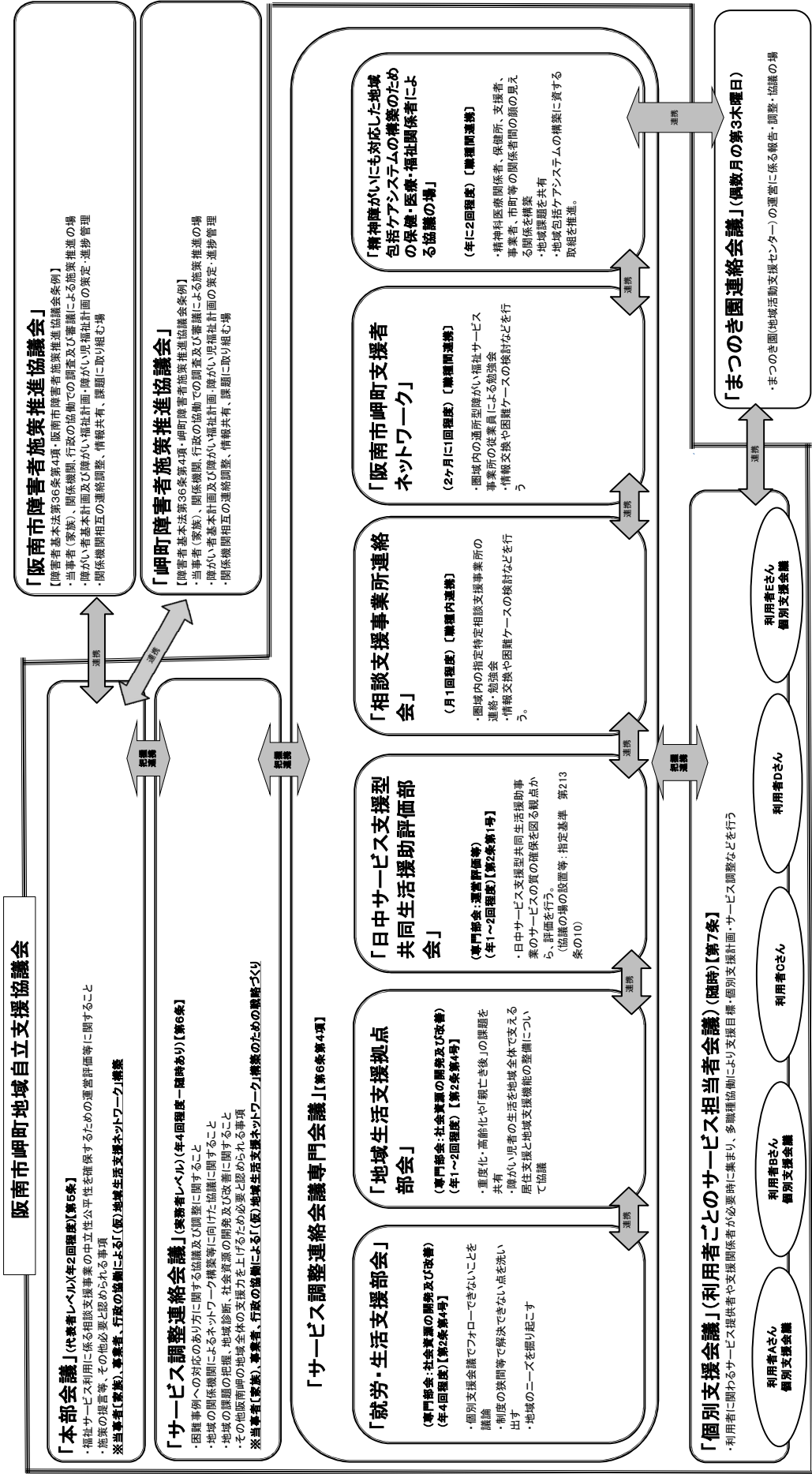
また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、中立・公平性が確保されているかを地域自立支援協議会で評価していきます。

なお、障がい福祉計画の策定にあたっては、地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

【地域自立支援協議会】

「阪南市岬町地域自立支援協議会」組織図と関連会議との相関図

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条の3・阪南市相談支援事業実施要綱第6条・岬町相談支援事業実施要綱第6条・阪南市岬町地域自立支援協議会共同設置要綱第3条】



2 情報提供体制の充実

障がい者にとって様々なサービスや社会資源を活用しながら地域で生活を送るためには、相談支援体制の充実とともに、これらに関する情報を多様に入手できる環境づくりが必要です。今後も一層、障がいの特性を考慮した情報提供に取り組めます。

3 障がい者への理解の促進

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいや障がい者への理解を深めていくことが必要です。障がい者団体や地域活動支援センター、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、公民協働で理解を促進していきます。

4 一般就労への移行支援の強化

障がい者の一般就労への移行を促進するために、企業に対して雇用支援策への理解促進を図ります。

就労支援を取り巻くネットワークづくりについては、地域自立支援協議会サービス調整連絡会議の専門会議の就労・生活支援部会で就労支援のシステムづくりを進めています。福祉的就労^{*}においても、就労継続支援(B型)事業所における月額平均工賃の数値目標を設定し、障がい者の労働の確保と所得保障に努めます。

5 市民・当事者・障がい福祉サービス事業所等の民間活動の育成・支援

① 社会福祉協議会等における取り組みへの支援

本市では、社会福祉協議会・校区(地区)福祉委員会、民生委員児童委員協議会、いきいきネット相談支援センター(地域の福祉相談員)等が地域において、活発に地域福祉活動を行っています。

今後、くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度)等を通して、障がい福祉サービスと社会福祉協議会・校区(地区)福祉委員会、民生委員児童委員協議会、いきいきネット相談支援センター(地域の福祉相談員)等の地域福祉活動との連携を強化し、公民協働による障がい者の地域生活を支えるネットワークを充実させていきます。

② 当事者団体、NPO・市民活動団体の育成・活動支援

本計画の進捗管理・点検においては、障がい者の生活課題を把握し、当事者の意向を反映していきます。

また、今後も公民協働により、課題解決や改善ができるよう、当事者団体、NPO・市民活動団体の活動を支援していきます。

③ 公民の役割分担に関する議論の促進

「阪南市障害者施策推進協議会」において、障がい者の生活課題を共有し、ともに課題を解決し改善ができるよう公民で議論していきます。

また、地域福祉推進計画との整合性を図り、障がい者福祉施策を推進するとともに、当事者団体・NPO・市民活動団体・障がい福祉サービス事業所をはじめ多くの市民の参画により、公民協働で計画を推進していきます。

資料編

1 阪南市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、阪南市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者に関する施策について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 障がい者団体の代表者
- (5) 障がい者の福祉に関する事業の代表者
- (6) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部市民福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 阪南市障害者施策推進協議会委員名簿

(令和3年1月12日現在 敬称略、順不同)

	所 属	氏 名
学識経験者	大阪千代田短期大学 副学長	青木 淳英
公募市民	公募市民	根来 敏子
	公募市民	廣島 充子
関係機関の代表者	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	松若 良介
	大阪府泉佐野保健所	金森 晴美
	大阪府立泉南支援学校	虎野 正幸
	阪南市社会福祉協議会	岡田 久長
	阪南市人権協会（地域就労支援コーディネーター）	上村 早桜里
	コミュニティソーシャルワーカー	春山 慎治
障がい者団体の代表者	阪南市身体障がい者福祉会	清水 勝士
	阪南市視力障がい者福祉協会	垣野 泰彦
	阪南市聴力障がい者協会	松岡 登志子
	阪南市知的障がい者（児）団体連絡会	生駒 高敏
	阪南市精神障がい者協議会	前田 大輔
	阪南市障がい児（者）を持つ親の会 もみの木会	明賀 優華
障がい者の福祉に関する事業の代表者	社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団	打越 寛子
	特定非営利活動法人 スウェル	後迫 武寛
市の職員	福祉部長	穴道 厚治
	こども未来部こども家庭課長	岩本 公一
	総務部人権推進課長	山本 浩司
	生涯学習部学校教育課長	丹野 恒

3 計画の主な策定経過

年月日	項目	内容等
令和2年 7月14日	第1回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ol style="list-style-type: none"> 第3次阪南市障がい者基本計画の令和元年度事業実績について 第5期阪南市障がい福祉計画及び第1期阪南市障がい児福祉計画の令和元年度事業実績について 第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画の策定について
令和2年 8月3日～ 8月21日	障がい者等アンケート調査 の実施	<ol style="list-style-type: none"> 障がい者調査：配布数 1,200 件、回収数 477 件、回収率 39.8% 障がい児調査：配布数 222 件、回収数 85 件、回収率 38.3% 事業所調査：配布数 48 件、回収数 35 件、回収率 72.9%
令和2年 9月2日～ 9月11日	障がい者団体・事業所ヒア リングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 53 の団体及び事業所 (障がい者団体・事業所ヒアリング結果の詳細は P.41～記載)
令和2年 10月27日	第2回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ol style="list-style-type: none"> 第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> アンケート調査及び団体ヒアリングの結果について 大阪府の基本的な考え方(案)について 第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画骨子について 成果目標と活動指標(見込み量)について 重層的な支援体制の構築について 成年後見制度利用促進基本計画について
令和3年 1月12日	第3回 阪南市障害者施策 推進協議会	<ol style="list-style-type: none"> 第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画(素案)について パブリックコメントの実施について
令和3年 2月	パブリックコメントの実施	

4 用語解説

用語	解説
【 ア行 】	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度などの利用しやすさのこと。
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。福祉的就労に対して使われる用語
インクルーシブ教育システム	インクルーシブ教育システムは、人間の多様性を尊重して、障がいを持つ子供が精神面や身体面の能力を発揮できる環境を作り、障がいの有無にかかわらず通常学級で学ぶことができるようめざした教育理念及びプロセス
【 力行 】	
確保方策	幼児期の学校教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業における量の見込み（ニーズ）に対する提供体制の確保の内容（定員など）及びその実施時期のこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
ケアマネジメント	個人のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み
権利擁護	知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
校区（地区）福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区に結成された自主的な活動を行う組織で、住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行う。
高次脳機能障がい	脳機能障がいが原因で意思疎通の困難を示す障がいである自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいう。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	市からの委託により、地域の身近な相談員として配置されており、地域に出向き、高齢者、障がい者、ひとり親、子育て家庭などの悩みごとや困りごとなど様々な相談を受け付けている地域福祉の相談員
コミュニティワーカー	社会福祉協議会の地域支援担当職員で、地域での福祉活動を支援・コーディネートする専門職。市の小地域ネットワーク活動推進事業補助金により配置されている。

用語	解説
【 サ行 】	
市民後見人	<p>一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用する際に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や介護契約などの法律行為を行う。また、養成講座等を修了して市民後見人の候補となった人の登録制度を市民後見人バンク等という。</p>
障がい支援区分	<p>平成 26 年 4 月 1 日施行。障がい程度区分に変わり、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。</p> <p>障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分で、全国統一の 80 調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい支援区分の判定が行われる。障がい支援区分は、介護の必要度に応じて、区分 1（軽度）から区分 6（重度）の 6 段階を審査会が判断し、市において認定する。</p>
障害者虐待防止法	<p>国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを定めた法律</p>
障害者権利条約	<p>障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。2006 年 12 月 13 日、第 61 回国連総会において採択され、日本政府は 2007 年 9 月に署名し、2014 年 1 月に批准した。前文と本文 50 条からなり、教育、雇用、医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における障がいを理由とする差別を禁止している。</p>
障害者差別解消法	<p>障害者基本法の基本的な理念に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における差別の解消を定める措置などを定め、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を資することを目的とする法律</p>
障がい者就業・生活支援センター	<p>就職を希望している障がいのある人や在職中の障がいのある人に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な支援や、企業（雇用主）に対する雇用管理や職場環境等の助言や作業遂行上の支援などを行う機関</p>
障害者総合支援法	<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、平成 25 年度から障害者自立支援法の名称が変更となった。</p> <p>◆障害者自立支援法</p>

用語	解説
	障がい者の保健福祉サービスについて、3障がいに分かれていた法律、制度、医療などのそれらに伴う手続、費用などを一元化し、全ての障がいのある人が地域で自立して生活できるようにすることを定めた法律
小地域ネットワーク活動	地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい（児）者、及び子育て中の親子など支援を必要とする全ての人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動が、市区町村社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区ごとに設置されている。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
就労移行支援事業	<p>一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者）を対象とする。</p> <p>主なサービス内容としては、「一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援」や「通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援」や「利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内での利用」などがある。</p>
就労継続支援（A型：雇用型、B型：非雇用型）	「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する」ことを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇用型」と、「非雇用型」がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う。
手話通訳者	身体障がい福祉の概要や手話通訳の役割・責務などを理解し、手話通訳に必要な技術や知識を習得した人で、市町村等の公的機関からの依頼による聴覚障がい者等に関する広報活動、文化活動に協力する人
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し

用語	解説
	立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されている。
自立生活援助	施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないかなどの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
【 夕行 】	
地域活動支援センター	<p>障がいのある人等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいい、次の3つの類型がある。</p> <p>①地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。</p> <p>②地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労等が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</p> <p>③地域活動支援センターⅢ型 地域の障がいのある人のための援護対策として、通所による援護事業を実施する。</p>
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会をめざす。
地域自立支援協議会	地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村が設置する地域組織。主な機能は、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等の実施、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワーク構築であり、実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定している。
地域生活支援事業	地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動など、障害者総合支援法の中で法定化された事業。住民に身近な市町村を中心として、地域の実情に応じて柔軟な実施形態で実施ができることとなっている。

用語	解説
【 ナ行 】	
難病患者	平成 25 年度から障がいの範囲に含まれるようになった。(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2) 経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
【 ハ行 】	
発達障がい	平成 23 年に改正された障害者基本法等においては、「精神障がい（発達障がいを含む。）」とされている。 発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がいなどが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあり、個人差がとても大きいという点が、「発達障がい」の特徴でもある。
パブリックコメント	市町村の基本的な政策案の策定にあたり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続き
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差等の物理的障壁を取り除くことをめざしているだけでなく、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という障がい者の生活全般における障壁の除去をいう。
ピアカウンセリング	「ピア」とは仲間という意味。同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうこと。
ピアサポート	同じような立場と課題を経験してきたことを活かして仲間として支えあうこと。
福祉的就労	保護的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を提供する就労形態
ペアレントトレーニング	知的障がいや発達障がいのある子どもの家族を対象としたプログラム。かかわり方を学びながら、子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的としている。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことが困難な保護者などを地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム

用語	解説
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない家族に対して、相談や助言を行う人
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれに定めた割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。また、精神障がい者を雇用した場合は、実雇用率に算定することができることとされている。
【 マ行 】	
モニタリング	ケアマネジメントの一過程。ケアプランに基づいてサービスが計画どおり提供されているかを確認する。確認の内容は、新たなニーズが生じていないか、利用者が満足してサービスを受けているかなどの観点から実施する。
【 ヤ行 】	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーと近い概念であるが、バリアフリーが高齢者、障がい者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限全ての人利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表す。
要約筆記者	難聴や聴覚障がいのある人で、手話の分からない人のために要約筆記を行う通訳者のこと。手話の分かる人には、手話通訳者が意思疎通支援を行う。
【 う行 】	
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
療育	医療、訓練、教育、福祉などによって障がい克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。
レスパイト	レスパイトとは「休息」という意味。介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅で介護が困難となる場合に福祉サービスなどを利用することで、介護者の負担軽減を行う仕組みのこと。

**第4次阪南市障がい者基本計画及び
第6期阪南市障がい福祉計画・
第2期阪南市障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行：阪南市

編集：阪南市福祉部市民福祉課

阪南市こども未来部こども家庭課

〒599-0292 阪南市尾崎町35-1

(TEL) 072-471-5678 (代表)

(FAX) 072-473-3504